玉野市一般廃棄物処理基本計画

令和６年３月

玉野市

目　次

第1章　計画策定の概要 1
1.1　計画策定の背景と目的 1
1.2　計画の位置づけ 2
1.3　計画期間及び目標年度 3
1.4　計画の対象 3
1.5　本計画における用語定義 4
1.6　計画の進行管理 5

第2章　基本的事項 6
2.1　地域の概況 6
2.2　人口の概況 7
2.3　産業の概況 8
2.4　土地利用の状況 9
2.5　将来計画等 10

第3章　ごみ処理基本計画 12
3.1　本市のごみ処理の概要 12
3.2　市民・事業所の廃棄物等に対する意識調査 21
3.3　ごみ組成調査 26
3.4　ごみの排出量実績 34
3.5　ごみ処理に関する課題 42
3.6　本市における目標値の設定 44
3.7　計画策定のための基本理念・基本方針 50
3.8　目標達成のための施策 51
3.9　施策の柱1「環境教育・普及啓発」 52
3.10　施策の柱2「発生抑制・排出削減」 58
3.11　施策の柱3「資源化」 62
3.12　施策の柱4「適正処理」 68
3.13　ごみの適正処理のための計画 72

第4章　食品ロス削減推進計画 77
4.1　基本的事項 77
4.2　本市における食品ロスの現状と課題 78
4.3　基本的な方向と削減目標 79
4.4　食品ロス削減に関する施策 80

第5章　生活排水処理基本計画 84
5.1　公共用水域の概況 84
5.2　生活排水処理の現状 85
5.3　生活排水処理の目標 92
5.4　目標達成のための施策 94

資料編

第１章　計画策定の概要

1.1　計画策定の背景と目的

平成 25 年度、玉野市（以下、「本市」という。）では平成 26 年度から令和５年度までの 10 年間を計画期間とする「玉野市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「既定計画」という。）を策定し、本市内におけるごみ及び生活排水の適正な排出、運搬、処理・処分のための基本方針を定め、ごみ削減推進や分別徹底、資源化促進に資する施策等を策定・実行してきました。

既定計画の策定以来、国においては平成 30 年４月に「第５次環境基本計画」が、平成 30 年６月には「第４次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、さらには令和元年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が、令和４年４月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されるなど、廃棄物処理を取り巻く社会情勢に大きな変化が生じています。

令和５年度、既定計画における計画期間が満了となったことで計画見直しの時期を迎えたことから、本市における循環型社会の形成を推進するために、近年の廃棄物処理を取り巻く社会情勢の変化や本市の地域特性を考慮しつつも、現状に即した更なるごみの減量、分別徹底や資源化促進を行うものとし、本市における新たな「玉野市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づいて策定するものであり、図表 1-1 に示すとおり、国の法律や計画、県や本市の上位計画と整合するものとします。また、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項の規定に基づき、本計画において本市の「食品ロスの削減の推進に関する計画」（以下、「食品ロス削減推進計画」という。）を策定するものとします。

●図表 1-1 本計画の位置づけ

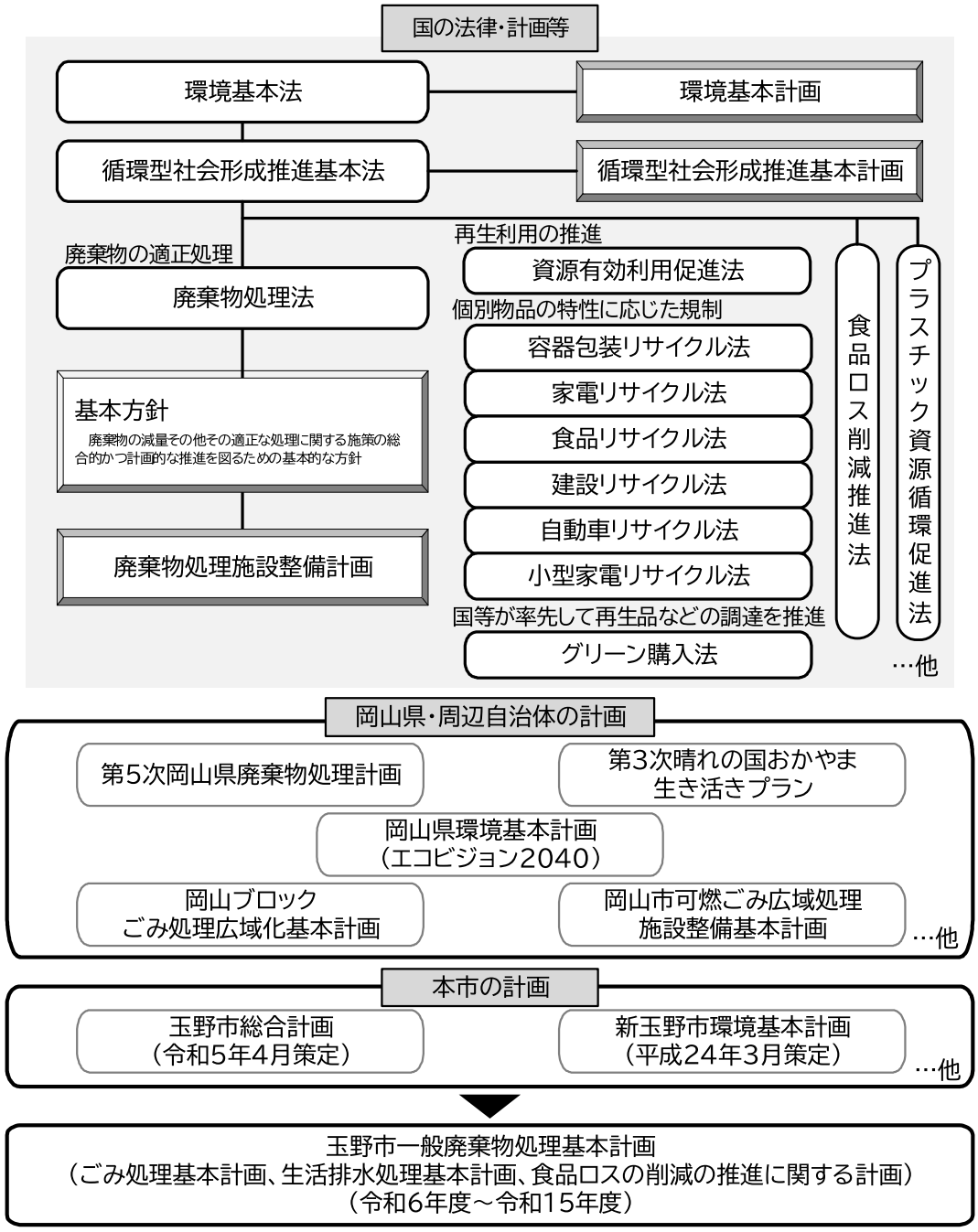

※法律名は略称で記載しています。

1.3　計画期間及び目標年度

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月改訂/環境省）により、一般廃棄物処理基本計画の計画期間は 10～15 年とされています。また、おおむね 5 年後に中間見直し（改訂）を行い、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった際にも新たに計画の見直しが必要とされています。以上のことから本市では、既定計画が計画期間の満了を迎えたことや、廃棄物処理を取り巻く社会情勢が大きく変化していることからも、本市の実情に合わせ新たに本計画を策定するものとします。

図表 1-2 に示すとおり、本計画は令和 3 年度を基準年度とし、初年度を令和 6 年度、数値目標年度を令和 10 年度、長期目標年度を令和 15 年度とする、計画期間 10 年間の計画とします。

●図表 1-2　計画期間

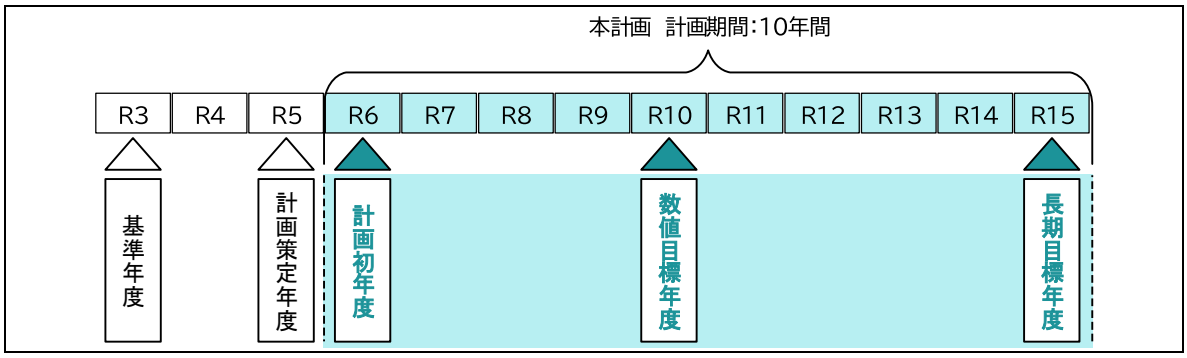

1.4　計画の対象

本計画の対象区域は本市の行政区域内全域を対象とします。本計画の対象とする廃棄物は図表 1-3 のとおりです。

●図表 1-3　計画対象廃棄物

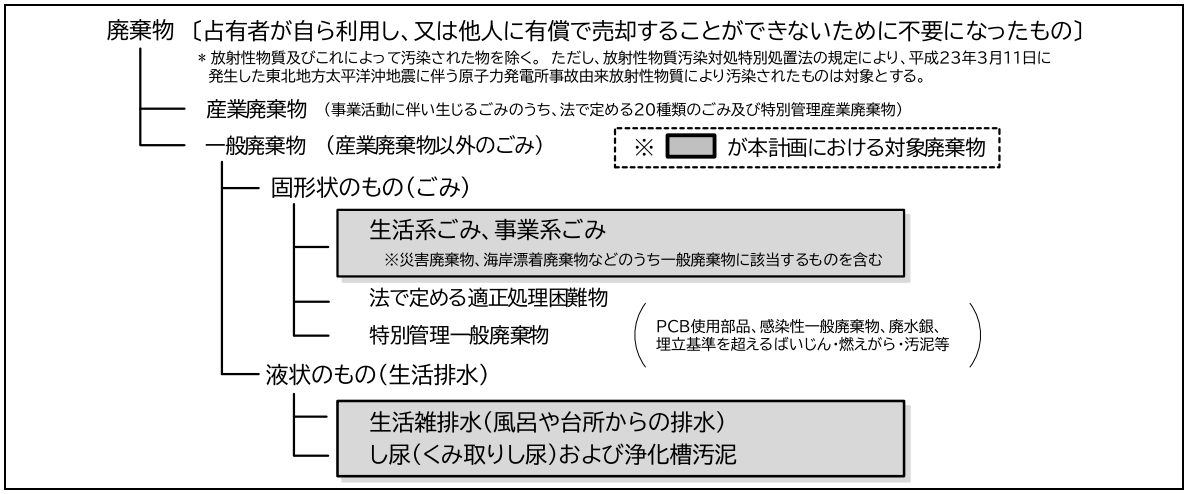

1.5 本計画における用語定義

本計画においては、「ごみ発生量」のうち、ごみとして排出された量を「ごみ総排出量」と定義します。また、ごみ総排出量から「集団回収量」を除いた量を「ごみ排出量」と定義します。ごみ総排出量は、「生活系ごみ」と「事業系ごみ」に２分されます。環境省が毎年集計、公表している一般廃棄物処理実態調査においては、生活系ごみから資源物（集団回収量＋資源ごみ）を除く量を「家庭排出ごみ」と定義されていますが、本計画においては、「生活系ごみ」、「事業系ごみ」との統一を図り、「家庭系ごみ」と定義します。

なお、「事業所ごみ」は一般的な廃棄物処理に関する用語としては用いられませんが、既定計画においては、事業系ごみから資源ごみを除く量として定義をしていました。よって本計画においては、既定計画との目標値比較の際にのみ用いるものとします。

●図表 1-4 本計画における用語の定義

<table>
<tr><td rowspan="11">ごみ発生量</td><td colspan="4">排出抑制量</td><td>生ごみの水切り・堆肥化・リユース・リデュース等により、
排出前に削減されるごみ</td></tr>
<tr><td colspan="4">その他資源化量</td><td>販売店・メーカー・リサイクル事業者等で回収されている
資源物</td></tr>
<tr><td rowspan="9">ごみ総排出量</td><td rowspan="5">生活系ごみ</td><td colspan="2">集団回収量</td><td>各種団体（町内会等）が回収している資源物</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ごみ排出量</td><td colspan="2">資源ごみ</td><td rowspan="5">【収集ごみ】
市がステーション収集を実施しているごみ
市が戸別収集を実施しているごみ（粗大ごみのみ）

【直接搬入ごみ】
市民が直接、市の処理施設へ持ち込むごみ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">家庭系ごみ※</td><td>燃やせるごみ</td></tr>
<tr><td>不燃物A</td></tr>
<tr><td>不燃物B</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業系ごみ</td><td colspan="2">資源ごみ</td><td rowspan="5">【許可業者搬入ごみ】
許可業者が収集・運搬し、市の処理施設へ搬入するごみ
【直接搬入ごみ】
事業者自らが市の処理施設へ搬入するごみ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業所ごみ</td><td>燃やせるごみ</td></tr>
<tr><td>不燃物A</td></tr>
<tr><td>不燃物B</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td></tr>
</table>

※既定計画では「家庭ごみ」と定義。

1.6 計画の進行管理

1.6.1 進行管理手法

本計画を計画期間 10 年間という長期にわたって実施し、目標値を達成していくためには、各施策の実施状況や目標の達成状況を定期的に確認・評価し、必要と思われる対策の実施や検討が重要となります。よって本市では、本計画における施策の実施状況や実績、課題を把握し、改善対策や検討事項を「一般廃棄物処理実施計画」に毎年掲載、公表するものとします。

●図表 1-5 本計画における進行管理手法(PDCA サイクル イメージ)

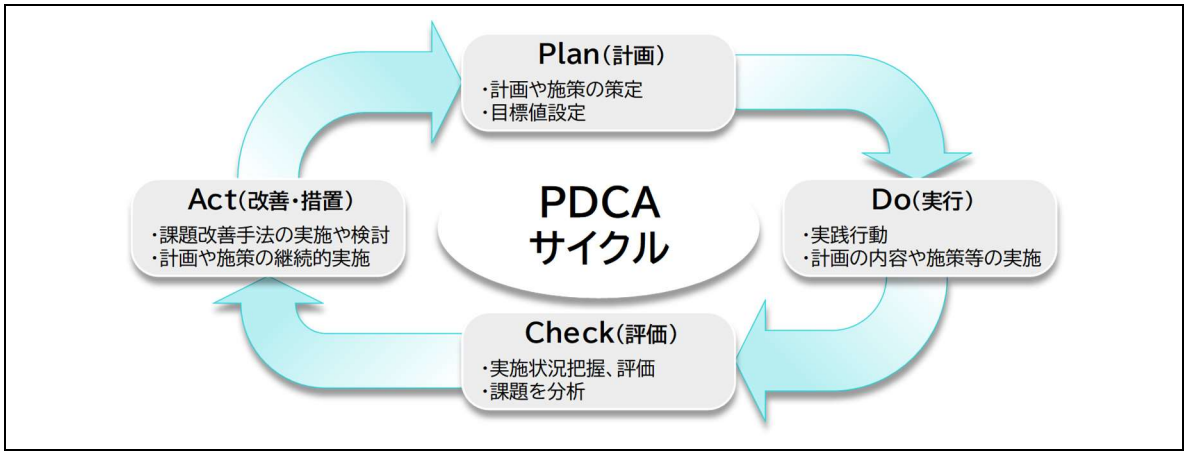

●図表 1-6 本計画の進行管理体制

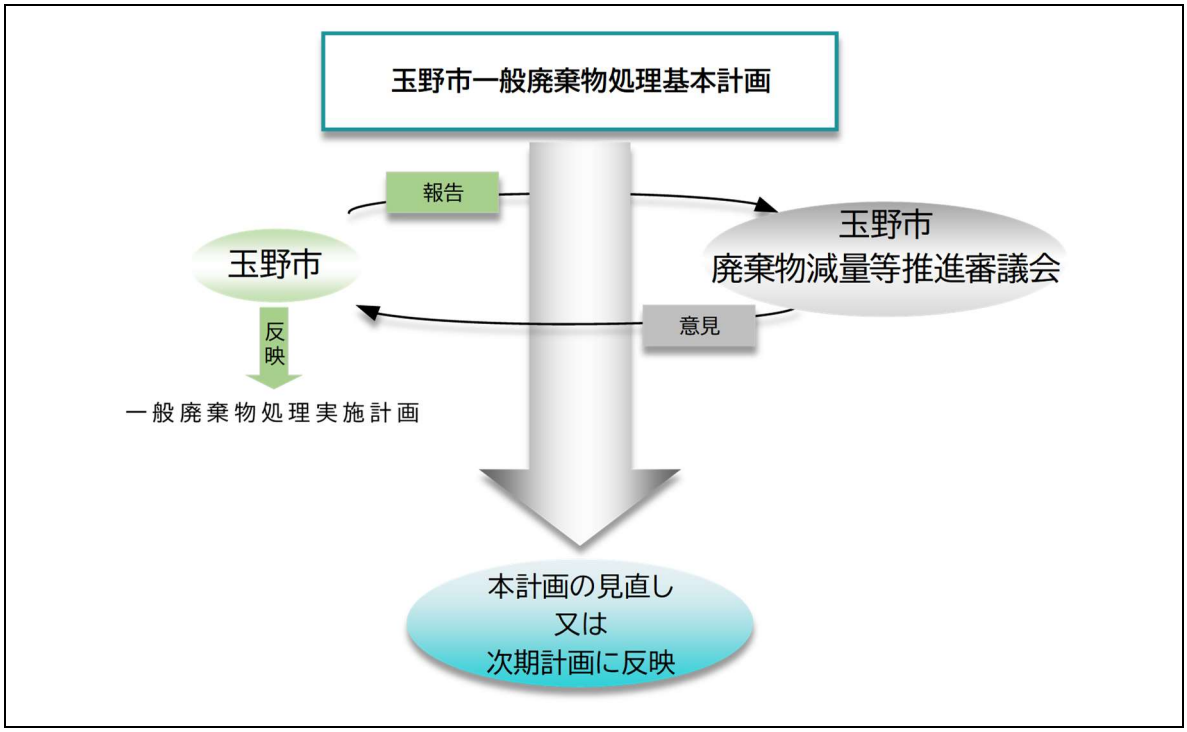

第2章　基本的事項

2.1　地域の概況

本市は、岡山県の南端中央部、児島半島の基部に位置しており、東西 16.2km、南北 14.3km、市の総面積は 103.58km^2 （全国都道府県市町別面積調：令和５年７月１日時点）で、北部は県都岡山市、西部は倉敷市に接し、東部と南部は瀬戸内海の美しい自然環境に恵まれた風光明媚で気候の温暖なところです。

市域の約 60%は山地で、大きな河川もなく、特に海岸部は花崗岩質の山麓が海に迫り、複雑な海岸線を形成しています。一方、平野部は約 40%で、その大部分を東地域（東児・山田）と西北地域（荘内・七区干拓地）などの農村地帯が占めており、海岸部の平地は埋立造成地を中心に集落を形成しています。

●図表 2-1　本市の位置と交通網

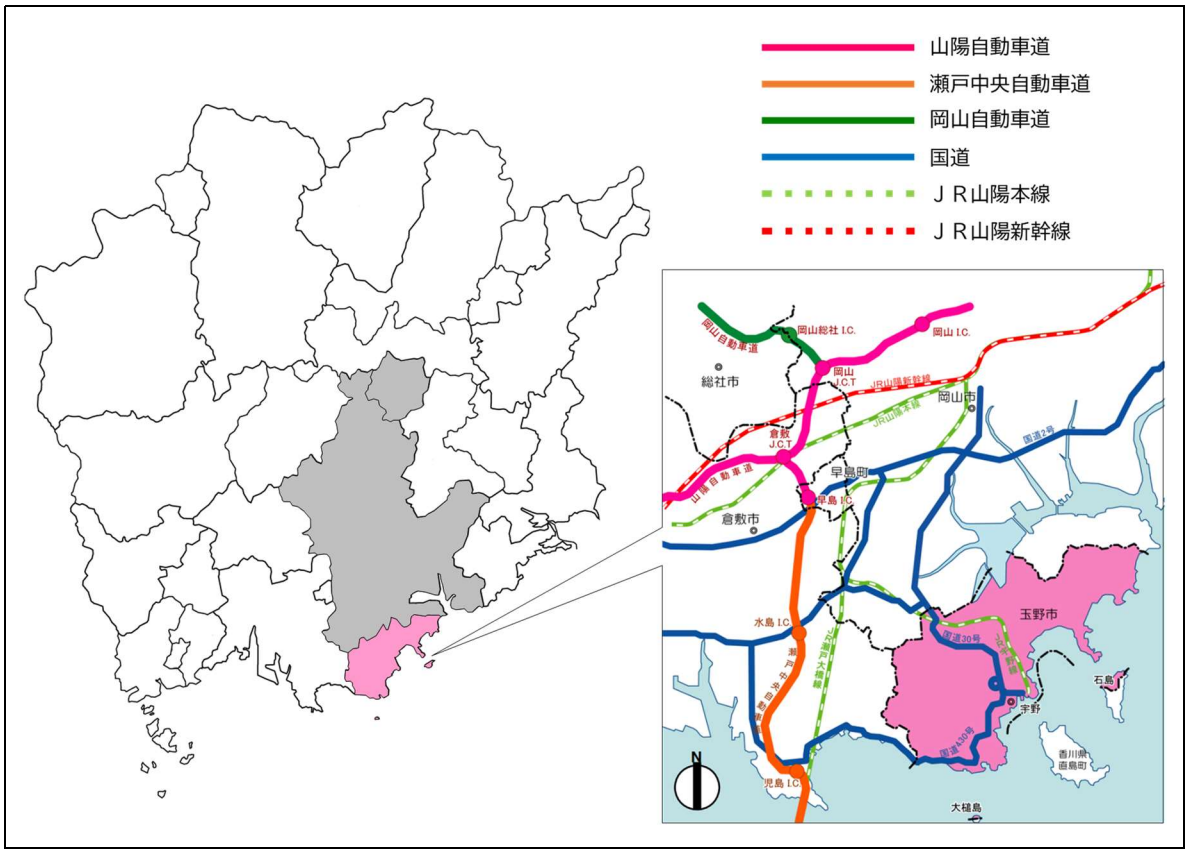

参考：玉野市都市計画マスタープラン，玉野市建設部都市計画課，平成 25 年3月

2.2 人口の概況

本市の令和４年度末の人口は 55,486 人、世帯数は 27,016 世帯（2.05 人/世帯）です。

過去 10 年間における人口及び世帯数の推移をみると、世帯数よりも人口の減少幅が大きいため、世帯当たりの人員数が減少し、核家族化の進行がみられます。

年齢別人口の分布については、男女とも団塊の世代（70 歳周辺）と団塊ジュニア（45 歳周辺）の世代に人口のピークがみられ、年齢３区分人口でみると、年少人口（0～14 歳）は市全体の約 10%、生産年齢人口（15～64 歳）は約 51%、老年人口（65 歳以上）は約 39%で、高齢化の進んだ人口構造（超高齢化社会）となっています。

●図表 2-2　人口及び世帯数の推移

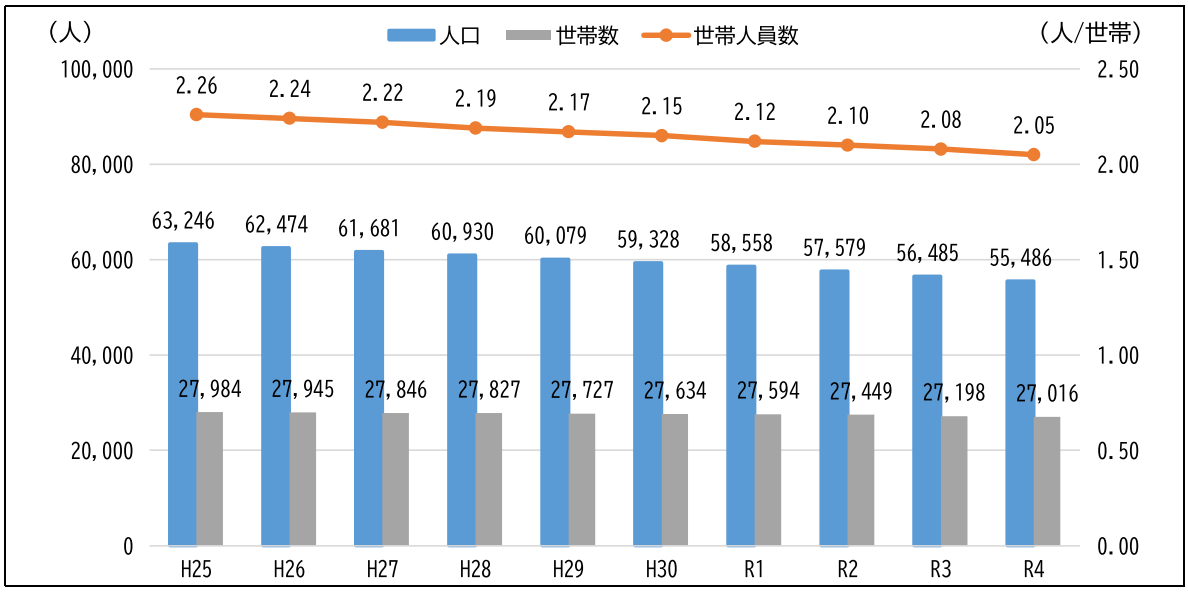

参考：玉野市住民基本台帳人口（各年度末）

●図表 2-3　年齢別男女別人口の分布

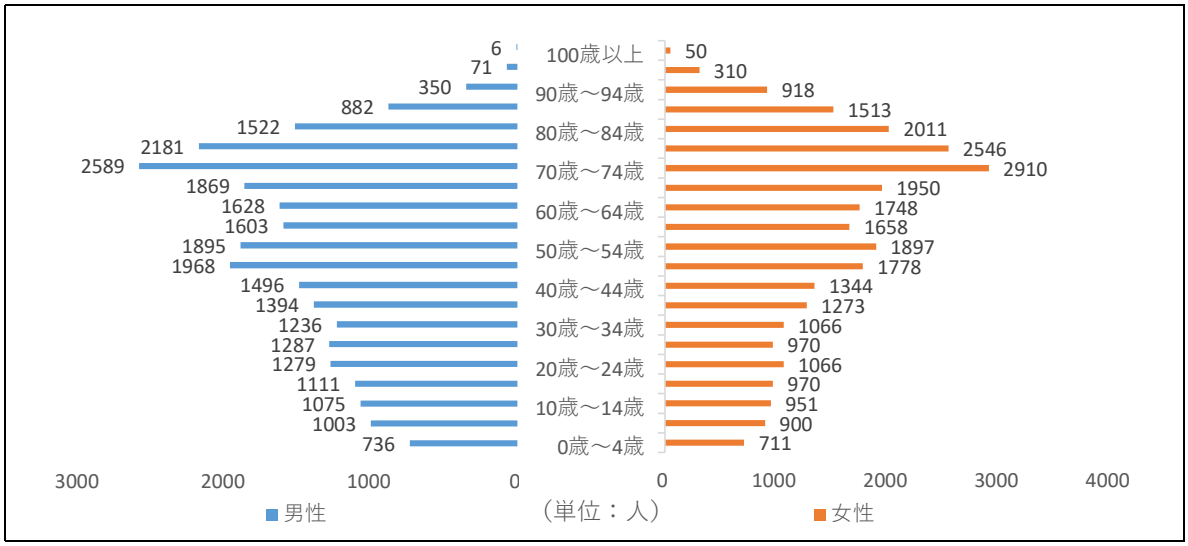

参考：令和5年1月1日住民基本台帳年齢階層別人口，総務省

2.3 産業の概況

本市における令和２年の就業者数（15 歳以上の就業者）は 24,893 人で、産業３類型別の構成比では、第３次産業が 62%を占め最も多く、次いで第２次産業が 31%、第１次産業が３%、分類不能の産業が４%となっています。

また、これを産業大分類別の就業者数でみると、製造業が突出して高く、次いで卸売業・小売業、医療・福祉等がこれに続いています。

●図表 2-4 産業3類型別就業者数割合

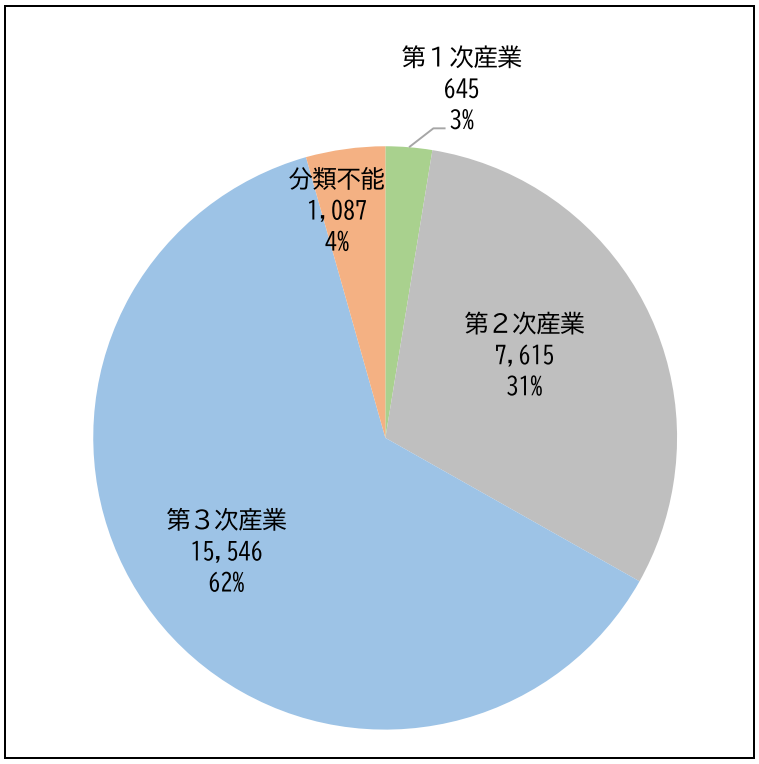

参考：令和2年国勢調査，総務省

●図表 2-5 産業3類型別就業者数割合

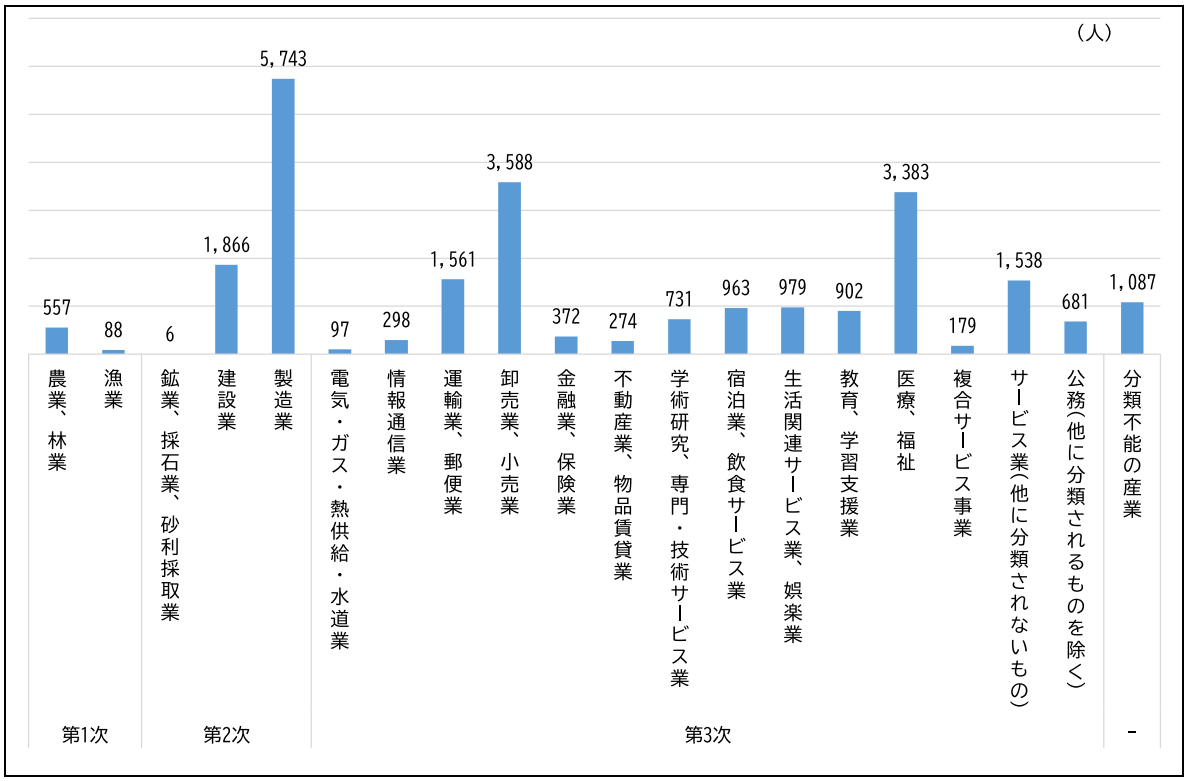

参考：令和2年国勢調査，総務省

2.4 土地利用の状況

本市の土地利用状況において地目別面積（課税対象地面積：41.079 千m²）の割合は、山林が 33.3%で最も多く、次いで農用地（田・畑）が 28.4%、宅地（住宅・商業・工業用地）が 25.3%等となっています。なお、宅地のうち、工業用地や住宅用地の一部は、臨海地域の埋立によって造成されたものです。

●図表 2-6 地目別面積割合(課税対象地)（令和4年1月1日現在）

単位：千m²

田	畑	宅地	池沼	山林	牧場・原野	雑種地	総面積
8,586	3,086	10,403	100	13,679	641	4,584	41,079

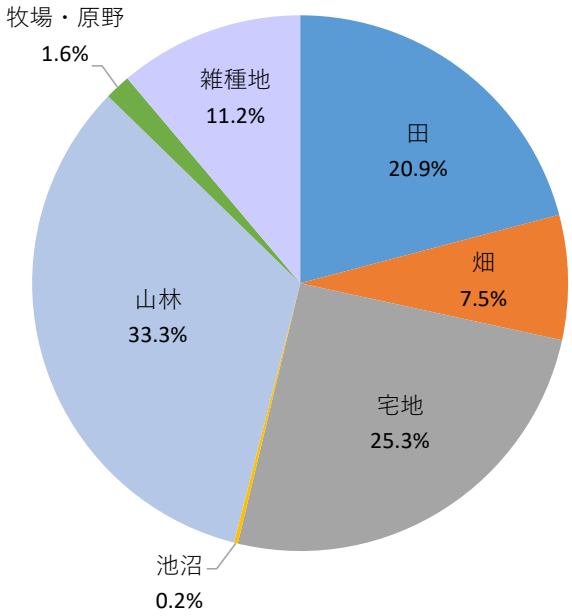

※各面積は評価総地積であり、非課税地積は含んでいない。

参考:固定資産概要書等報告書，玉野市財政部税務課

玉野市総合計画 2023▼

2.5 将来計画等

2.5.1 玉野市総合計画

本市では、令和５年４月に「玉野市総合計画」を策定し、玉野市の将来像を『誰もが行ってみたい、住み続けたいまち ～たまので育つ、TAMANO が育つ～ 』と定めており、「希望をもって安心して子育てできるまち」、「心豊かな人生がおくれる文化が薫るまち」、「住み慣れた地域で、健康で元気に暮らせるまち」、「自ら備え、支えあい、助けあう、安全安心のまち」、「来て、見て、住みたい、にぎわいあふれるまち」、「美しい自然と快適な都市機能を未来につなぐまち」、「みんなで創る一人ひとりの個性と能力が輝くまち」、「市民から信頼され、時代のニーズに応える持続可能なまち」の８つの基本方針（政策）を柱に 27 の施策を位置付けて、まちづくりを進めています。

●図表 2-7 玉野市総合計画の施策体系図

政策	施策
1 希望をもって安心して子育てできるまち［結婚・出産・子育て］	1 若い世代が安心して出会い・産み育てられる環境の整備
	2 充実した子育て環境の提供
	3 子育て負担の軽減
2 心豊かな人生がおくれる文化が薫るまち［教育・文化・スポーツ］	4 教育環境の充実
	5 学校教育の充実と地域人材の育成
	6 生涯学習活動の推進
	7 芸術・文化活動の推進
	8 スポーツ活動の推進
3 住み慣れた地域で、健康で元気に暮らせるまち［健康・福祉］	9 健康で暮らせる環境づくりの推進
	10 地域福祉の充実
	11 障害者福祉の充実
	12 高齢者福祉の充実
4 自ら備え、支え合い、助け合う、安全安心のまち［完全・安心］	13 防災・減災対策の推進と地域防災力の充実強化
	14 火災・事故・救急等への適切な対応
	15 交通安全・防犯対策と消費者保護の推進
5 来て、見て、住みたい、にぎわいあふれるまち［産業・観光］	16 産業の振興と継続的な発展
	17 観光の振興
	18 農業・水産業の活性化
6 美しい自然と快適な都市機能を未来につなぐまち［生活環境・都市環境］	19 安全で安心して暮らせる生活環境の保全
	20 安全で快適な生活空間の確保
	21 交通基盤の充実
	22 上・下水道施設の機能維持と効率的な管理運営
	23 ごみ 処理施設と 斎場・霊園の適正な運営
7 みんなで創る一人ひとりの個性と能力が輝くまち［市民参加］	24 人権施策・男女共同参画の推進
	25 多様な地域主体の連携による地域活動の促進
	26 移住定住とシティプロモーションの推進

計画推進施策

8 市民から信頼され、時代のニーズに応える持続可能なまち［行政運営］	持続可能な行政運営

新玉野市環境基本計画▼

2.5.2 新玉野市環境基本計画

平成 24 年３月に策定した「新玉野市環境基本計画」では、今後 10 年間程度（令和３年度）を計画期間とし、『安全・循環・共生～みんなで築く持続可能な環境都市　たまの』の実現を目指して、「安全で快適な生活環境の保全」、「地球にやさしい低炭素社会の構築」、「資源がまわる循環型社会の構築」、「自然と人が共生する自然共生社会の構築」、「次世代につながる市民の力の育成」の５つの基本目標のもと、13 の基本施策を掲げ、市民、事業者、行政が協働して施策を展開しています。

●図表 2-8 新玉野市環境基本計画の施策体系図

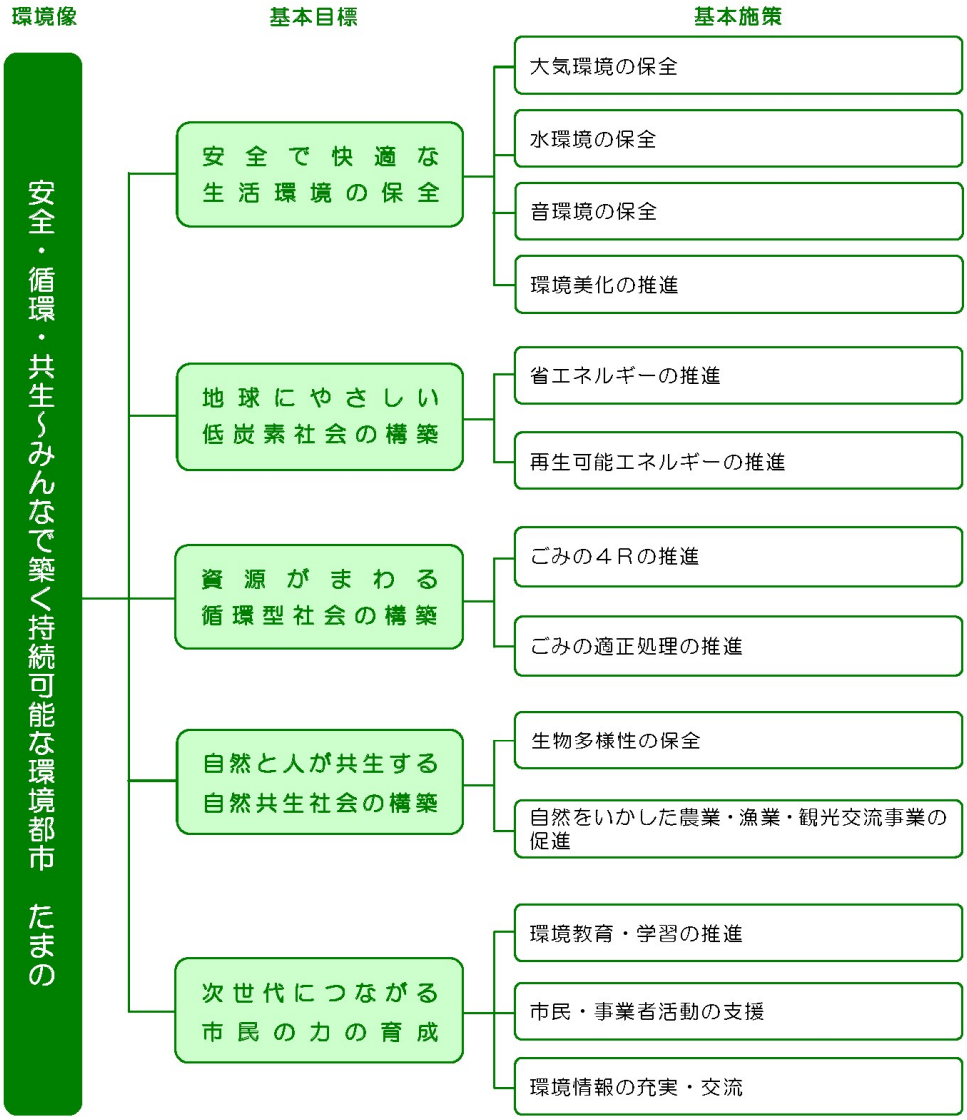

第3章　ごみ処理基本計画

3.1　本市のごみ処理の概要

3.1.1　ごみ処理行政の経緯

本市における、直近 10 年間のごみ処理行政の経緯を以下に示します。

●図表 3-1　本市におけるごみ処理行政の経緯

年	月	ごみ処理事業の内容
平成25年	4月	・玉野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を制定
		（玉野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改定）
平成26年	4月	・一般廃棄物処理基本計画策定
		・消費税8％に伴い、手数料改正
		・小型家電製品試験回収開始（ピックアップ回収）
		・BDF生成処理委託開始（バイオディーゼル岡山）
平成27年	3月	・岡山ブロックごみ処理広域化基本計画策定
	10月	・岡山市へ可燃ごみを一部処理委託（10/15～11/13）
	12月	・小型家電製品ボックス回収開始（拠点回収）
平成28年	2月	・省資源・省エネルギー推進実行委員会解散（玉野市環境衛生協議会へ事業引継）
	4月	・リサイクルプラザ開館時間変更（月・木・金 午後と第4日曜）
	4月	・資源ごみ回収団体報奨金改定（6円→5円）
	11月	・岡山市へ可燃ごみを一部処理委託（11/1～12/27）
平成29年	1月	・「地球温暖化対策推進計画～玉野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～」策定
	3月	・豊島搬出完了
	3月	・ごみ処理広域化に伴う岡山市への事務委託の規約、協定書の締結
	3月	・中国空瓶缶生きびんの引取り廃止
	4月	・「環境保全係」改め「環境係・衛生係」となる
	4月	・直島処理完了
	8月	・岡山市へ可燃ごみを一部処理委託（8/21～9/12）
平成30年	4月	玉野市廃棄物減量等推進審議会条例制定
	8月	・ごみ処理広域化対策岡山ブロック協議会総会にて、広域処理施設建設候補地選定調査に基づき、現岡南環境センター敷地への広域処理施設整備を合意
	11月	・「玉野市における平成30年7月豪雨災害に係る被災建築物等の撤去及び被災民有地内災害廃棄物の撤去に関する要綱」の策定
平成31年/令和元年	4月	・「玉野市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」策定
	10月	・消費税改定（10％）により各手数料改正
	12月	・「家庭ごみ有料化の基本的考え方」策定
令和2年	1月	・「家庭ごみ有料化の基本的考え方」説明会開催（各中学校区）
	3月	・岡山市可燃ごみ広域処理施設整備基本計画策定
	12月	・「家庭ごみ有料化実施計画」策定
令和3年	3月	・玉野市プラント系施設個別計画（長寿命化計画）策定
	8月	・家庭系ごみ有料化説明会開催（各中学校区。その後、各町内会等少人数単位で開催）
令和4年	1月	・有料指定袋減免対象世帯の申請受付開始
	2月	・有料指定袋販売開始
	3月	・ごみ分別辞典全戸配布
	3月	・「玉野市可燃ごみ中継施設整備に係る基本構想」策定
	4月	・家庭系ごみ有料化開始
	4月	・「廃食用油」「古布」の拠点回収開始（ これに伴い、山田・東児地区の廃食用油分別回収廃止）
	4月	・剪定枝等資源化開始
	4月	・「小さな雑がみ」を紙袋や封筒で回収可能に（出し方の変更）
	4月	・「シュレッダーごみ」のステーション回収開始
	4月	・ごみステーションへの不適正排出監視カメラ貸出開始
	4月	・玉野市環境衛生施設整備補助金限度額変更 （新設100,000 円→200,000 円、修繕30,000 円→60,000 円）
	4月	・コンポスト容器設置補助金限度額変更（電気式10,000 円→30,000 円）

3.1.2 ごみ処理事業体制

本市における、ごみ処理事業に関連する体制と主な業務内容を以下に示します。なお、西清掃センターにおける職員は民間委託となっています。

●図表 3-2 環境保全行政機構図及び主な業務（令和5年度現在）

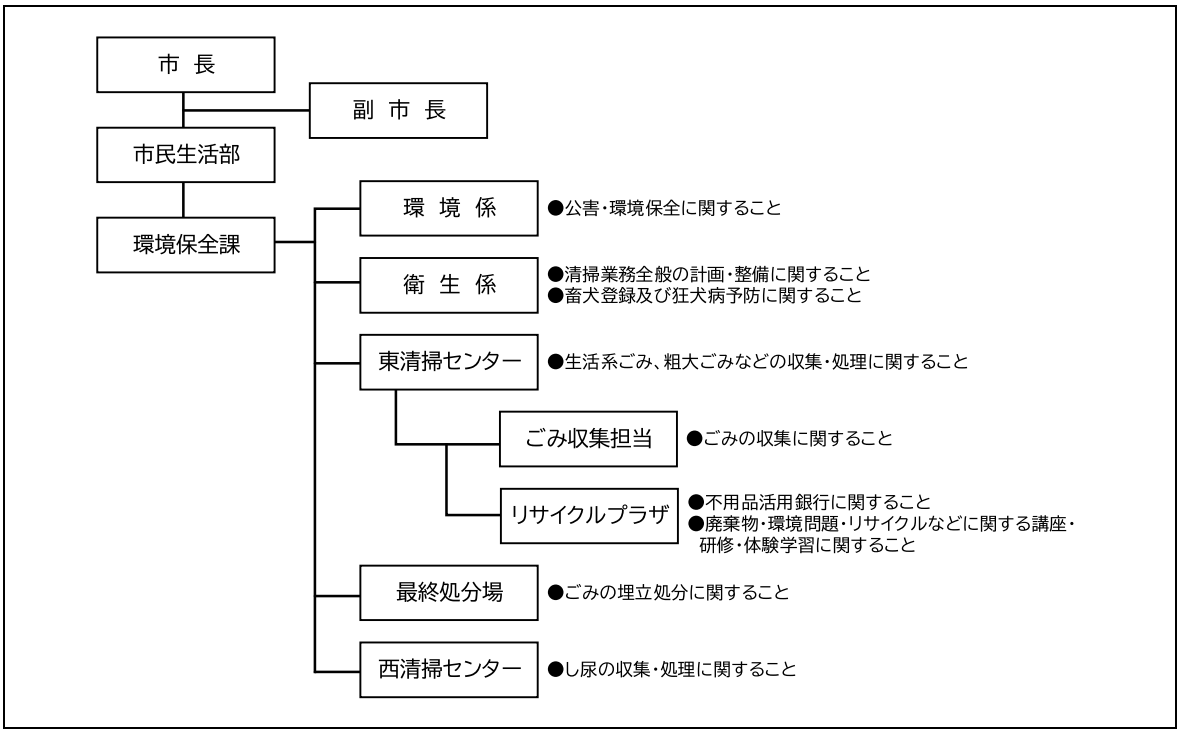

玉野市ごみ分別辞典▼

3.1.3 ごみの分別・排出方法と収集・運搬体制

（１）ごみの分別区分

本市では以下のとおりごみの分別区分を設けており、これに従った適切なごみの分別排出を求めています。

●図表 3-3 ごみ分別区分（令和5年度現在）

分別区分		内容
燃やせるごみ		汚れた紙・台所ごみ・ゴム・革製品・紙おむつ・厚さ2mm未満の薄いプラスチック製品等
不燃物A		せともの・陶器類・ペットの砂・コップ・耐熱ガラス製品・汚れたびん・缶類・鏡・窓ガラス
不燃物B		小型電気製品・鍋・おもちゃ・かさ・包丁・ハサミ等
資源ごみ	古紙類	紙パック・紙箱類・シュレッダーごみ・新聞紙・雑誌・広告類（ノート）・段ボール・小さな雑紙
	その他プラスチック製容器包装	プラマークの付いたもの
	ペットボトル	ペットボトルマークがついたもの PET
	びん類	飲料用・食品用・飲み薬用のびん
	缶類	アルミ缶・スチール缶・のり・菓子などの缶・入浴剤などの缶
	古布	リユース（再使用）できる衣類（制服・作業着・和服・浴衣を除く）
	廃食用油	不純物（天かす等）を取り除いた植物性油
	剪定枝	剪定枝・落ち葉・雑草
危険性の物		蛍光灯・乾電池・使い捨てライター・水銀体温計・水銀温度計・スプレー缶・カセットボンベ・エアゾール式簡易消火具
粗大ごみ		1辺が50cmまたは容量が20ℓを超えるもの
小型家電・PCリサイクル		家庭で使用しなくなった小型家電
家電リサイクル		テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン

（２）ごみの排出方法及び収集・運搬体制

本市では以下のとおりごみの排出・収集方法等を定め、直営及び収集運搬許可業者への委託によってごみの収集・運搬を行っています。事業所・企業等から排出される事業系ごみ（事業系一般廃棄物）は、令和３年度末にステーション排出制度を廃止しており、現在は主として許可業者による収集・運搬となっています。なお、現在の本市のごみ排出量は、これまでに本市が収集運搬を許可した事業者が保有する車両及び人員で十分に収集・運搬が可能であると判断していることから、原則として新たな許可は行わないものとします。

また、本市では図表 3-6 に示すとおり、市民の集団回収（資源ごみ回収推進団体）による資源ごみ回収と、事業者等の店頭回収（ごみ減量化・資源化協力店）による資源ごみ回収を行っています。

●図表 3-4　ごみの排出・収集方法及び収集頻度（令和5年度現在）

分別区分		排出方法	収集方法	収集頻度	処理施設への持ち込み
燃やせるごみ		有料指定袋	ステーション回収	2回/週	10kg 154円
不燃物A		有料指定袋		1回/月	10kg 44円
不燃物B		有料指定袋		1回/月	10kg 154円
資源ごみ	古紙類	ひもで縛る		1回/2週	10kg 154円
	その他プラスチック製容器包装	透明・半透明袋		1回/週	10kg 154円
	ペットボトル	透明・半透明袋		1回/2週	10kg 154円
	びん類	コンテナ		1回/月	10kg 154円
	缶類	コンテナ		1回/月	10kg 154円
	古布	透明・半透明袋	拠点回収※1	－	無料
	廃食用油	ペットボトル		－	無料
	剪定枝、落ち葉、雑草	ひもで縛る	拠点回収（東清掃センター）	－	無料
		透明・半透明袋		－	無料
危険性の物		透明・半透明袋	ステーション回収	1回/月	10kg 44円
粗大ごみ		東清掃センターへの持ち込み、市に収集を依頼（要予約）※3			
小型家電・PCリサイクル		市の回収ボックス、認定事業者回収、販売店の店頭回収、PCリサイクル※2			
家電リサイクル		家電販売店・指定取引場所・東清掃センターへの持ち込み、市による収集（要予約）			

※1　回収場所：各市民センター、市役所北側駐車場横、東清掃センター
※2　PC リサイクル：PC リサイクルマークがついたパソコンは、メーカーが回収し資源化します（無料）。
※3　東清掃センターへの持ち込みの場合、市に収集を依頼する場合と比べて料金が約4割安くなります。

PC リサイクル

●図表 3-5　収集形態別収集運搬車両（令和4年度）

収集形態	収集車両	台数
直営収集	3.5tパッカー車	1台
	2tパッカー車	5台
	2tダンプトラック	1台
	軽四ダンプトラック	1台
	2t資源回収車	3台
	ユニック式トラック	1台
委託収集	パッカー車等	43台

●図表 3-6　資源ごみ回収推進団体及びごみ資源化・減量化協力店の概要（令和4年度）

	収集品目	収集回数	団体数
資源ごみ回収推進団体	びん類・缶類・ペットボトル・新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック・古着	2回以上/年	79団体
ごみ資源化・減量化協力店	トレイ・牛乳パック・アルミ缶	常時（店頭）	19店舗

	資源回収推進団体数				
	H30	R1	R2	R3	R4
保育園	11	11	11	11	10
幼稚園	6	6	6	6	6
小学校	14	14	14	14	14
中学校	4	4	3	6	5
その他自治会等	51	55	32	45	44
合計	86	90	66	82	79

（3）事業系一般廃棄物について

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものです。事業系一般廃棄物を排出する際は、正しく分別を行い、市の処理・処分施設へ直接搬入するか、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託をする必要があります（いずれも有料）。なお、資源となるものは資源回収業者に引き取ってもらうか、一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬業者を通じて引き取ってもらうこともできます。

●図表 3-7　事業系ごみの区分

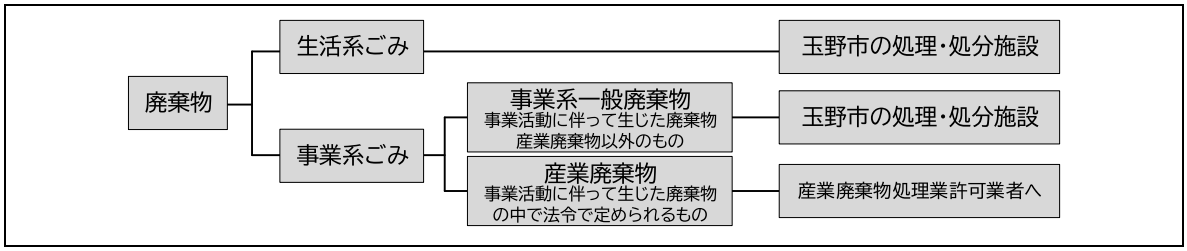

3.1.4 ごみ処理・処分体制

（１）ごみ処理フロー

本市における、ごみ処理・処分の流れを以下に示します。

●図表 3-8 ごみ処理フロー図（令和5年度現在）

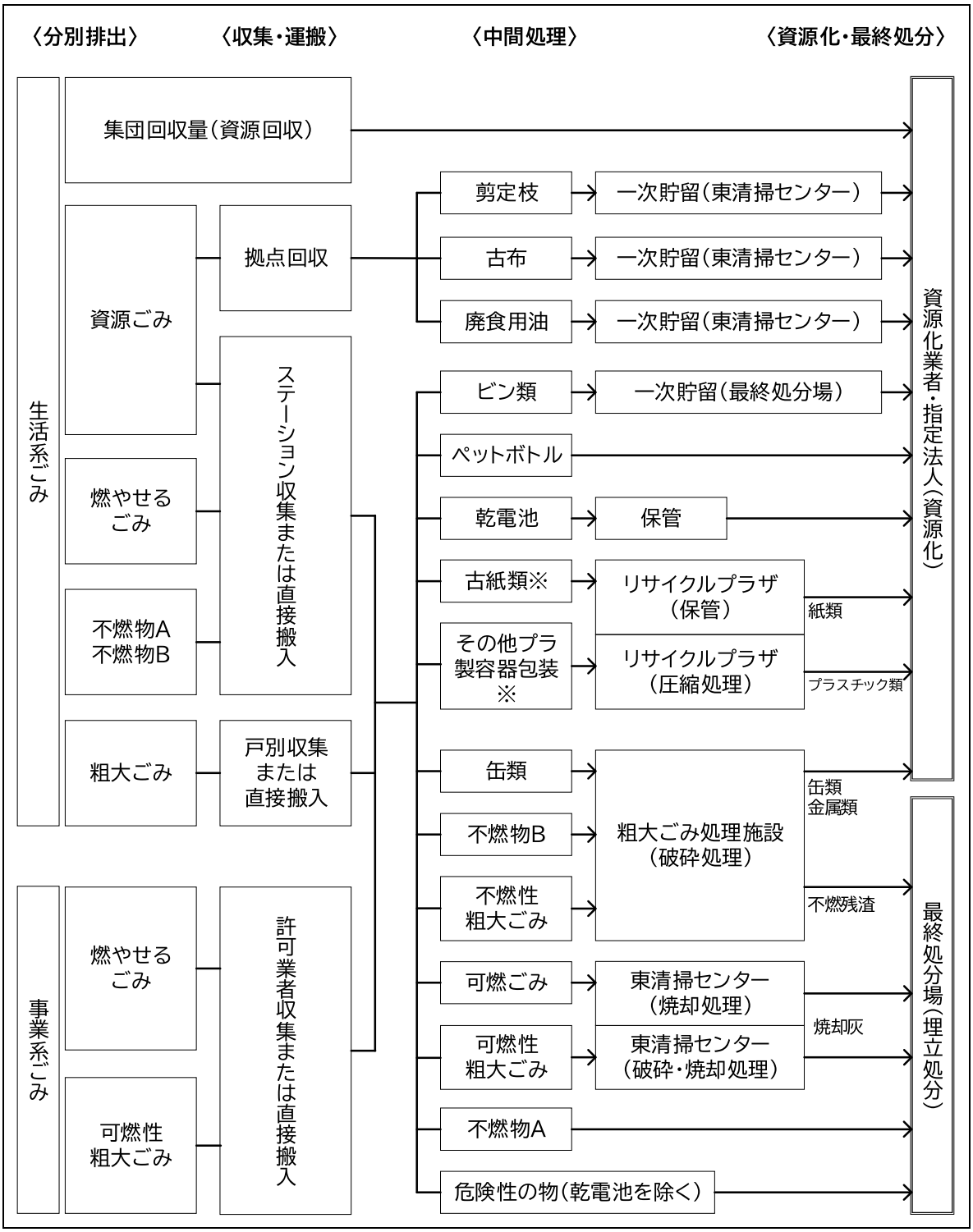

※リサイクルプラザでの処理前に選別し、汚れたもの等は燃やせるごみとして処理

（２）中間処理の現状

ごみ処理フロー図に示すとおり、本市にて排出されたごみは、直接最終処分される不燃物 A 及び危険性のものや直接資源化物を除き、ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設・資源化施設へそれぞれ搬入し、中間処理や一時貯留をします。その後、資源化可能なものは資源化業者へ引き渡し（無償、有償または逆有償）、可燃性残渣はごみ焼却施設にて焼却します。各施設の概要は以下のとおりです。

●図表 3-9　ごみ焼却施設概要

	玉野市東清掃センター（焼却施設）	
所在地	玉野市槌ケ原3072番地の5	
着工	昭和51年（1976年）11月	
竣工	昭和53年（1978年）6月	
処理能力	150t/日（75t/日　2炉）	
敷地面積	13,940m^2	
処理方式	全連続燃焼式（ストーカ炉）	
管理体制	運転・保守点検業務：民間委託　2直4班制	
設備	受　入　供　給	ピット＆クレーン
	ガ　ス　冷　却	ガス冷却：水噴射式（1系列は別途空気式ガス減温機整備）
	排　ガ　ス　処　理	排ガス処理：乾式有害ガス除去設備＋バグフィルター
	焼却灰及び飛灰処理	焼却灰及び飛灰処理：加湿及びキレート処理（飛灰固化設備）
性能・能力	ば　い　じ　ん	ばいじん：0.01g/m3N以下
	一　酸　化　炭　素	一酸化炭素：50ppm以下
	窒　素　酸　化　物	窒素酸化物：250ppm以下
	塩　化　水　素	塩化水素：350mg/m^{3}N以下
	ダ イ オ キ シ ン 類	ダイオキシン類：0.5ng-TEQ/m3N以下

●図表 3-10　粗大ごみ処理施設概要

	玉野市粗大ごみ処理施設
所在地	玉野市槌ケ原3072番地の5
着工	平成3年（1991年）12月
竣工	平成5年（1993年）3月
処理能力	35t/5h
敷地面積	1,300m^2
破砕機形式	横型衝撃せん断併用回転式破砕機・可燃性粗大ごみ処理機（2軸式せん断破砕機）
管理体制	施設運営・機械等管理：市の直営　破砕分別処理業務等運転業務：民間委託

●図表 3-11　資源化施設概要

	玉野市リサイクルプラザ
所在地	玉野市槌ケ原3072番地の1
着工	平成14年（2002年）9月
竣工	平成15年（2003年）3月
処理能力	7t/5h
敷地面積	建設面積：718m^2　　延床面積：1,262.82m^2
処理方式	1階処理施設：破袋・選別・圧縮・梱包・保管
管理体制	施設管理：市の直営　運転業務：民間委託
施設	研修室・展示ホール・情報コーナー・工房室・見学者ホール・不用品活用銀行スペース・再生工房スペース・事務室・太陽光発電システム

（３）最終処分の現状

ごみ処理フロー図に示すとおり、本市では中間処理後の焼却灰、不燃性残渣及び直接最終処分対象物（不燃物Ａ及び危険性のもの（乾電池を除く））等は最終処分場にて埋立処分をしています。施設の概要は以下のとおりです。

●図表 3-12　最終処分場概要

	一般廃棄物最終処分場
所在地	玉野市和田7丁目802番8外
着工	平成2年(1990年)9月
竣工	平成4年(1992年)3月
敷地面積	82,461m^2
埋立容量	333, 200m^3
残余容量	107,255m^3（令和3年度時点）
埋立工法	サンドイッチ方式・準好気性埋立
搬入管理施設	20tロードセル式トラックスケール
貯留構造物	土堰堤　高さ：10m　延長：58m
遮水施設	遮水シート1.5mm厚　合成ゴムシート 遮水マット1.0mm厚　ポリエチレン系不織物繊維
飛散防止設備	1.8m金網フェンス
除外施設	浸出水処理能力：最大290m^3/日　　ろ過方式(ろ過下水道管直接放流)

3.1.5　ごみ処理経費

本市の過去５年間（平成 30～令和４年度）におけるごみ処理経費の実績は、以下に示すとおりです。令和４年度時点のごみ処理経費は前年度比で約 989 万円減少しましたが、令和４年度には市民１人当たり経費が約１万７千円、ごみ１ｔ 当たり経費が約５万円となりました。人口減少により１人当たりのごみ処理経費の負担割合が増加している影響や、令和２年度から令和４年度においては、次期施設の供用開始まで老朽化した現施設の稼働を維持するため、補修を行った影響で、現状は増加傾向となっています。

●図表 3-13　ごみ処理経費

	単位	H30	R1	R2	R3	R4
収集運搬経費	千円	216,098	233,285	210,552	219,875	223,849
処理処分経費	千円	523,384	463,467	642,357	607,389	604,452
その他経費	千円	103,315	102,715	89,788	161,819	150,892
合計	千円	842,797	799,467	942,697	989,083	979,193
1人当たり経費	千円/人	14.11	13.56	16.21	17.32	17.49
ごみ1t当たり経費	千円/t	36.48	33.81	41.65	44.00	49.89

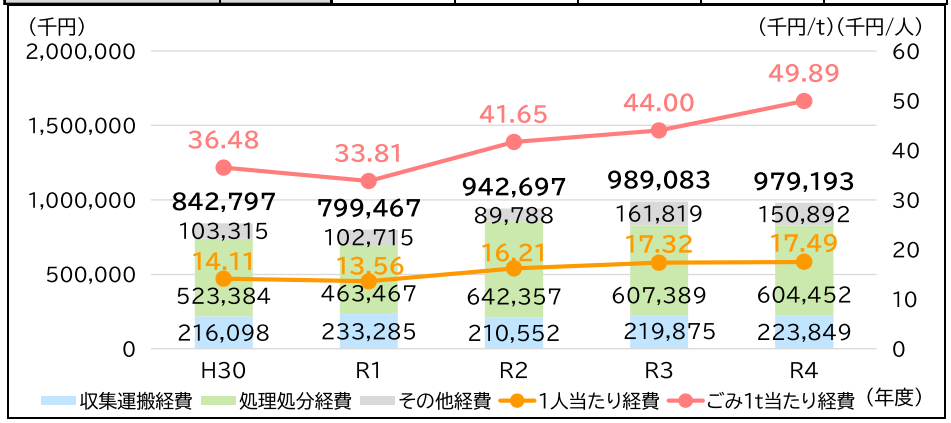

※平成 30 年度、令和元年度の費用には災害経費も含みます。

3.1.6 ごみ処理の評価

（１）国及び県、県内市町村との比較

環境省の一般廃棄物処理実態調査結果（令和３年度実績）をもとに、１人１日当たりごみ総排出量、資源化率及び最終処分率について、国、県及び岡山県内の市町村と比較した結果は以下のとおりです。

令和３年度時点での本市の１人１日当たりごみ総排出量は県内ワースト１位の排出量であり、岡山県平均や全国平均と比較しても 150 グラム以上排出量が多い現状にあります。令和４年度には排出量が減少しており、これは事業系ごみのステーション排出制度を廃止したことや、家庭系ごみ有料化制度の効果によるものであると考えられます。令和３年度時点での資源化率※は県内ワースト４位であり、岡山県及び全国平均よりも下回る結果となりました。令和４年度には 0.7 ポイント上昇しました。令和３年度時点での最終処分率は県内ワースト１位であり、岡山県及び全国平均よりも上回る結果となりました。令和４年度には 0.5 ポイント減少しました。

※直接資源化量＋集団回収量＋中間処理後再生利用量(溶融スラグ、固形燃料化（RDF・RPF)、焼却灰・飛灰のセメント原料化及び飛灰の山元還元等を含む)

●図表 3-14　1人1日当たりごみ総排出量(令和３年度実績)

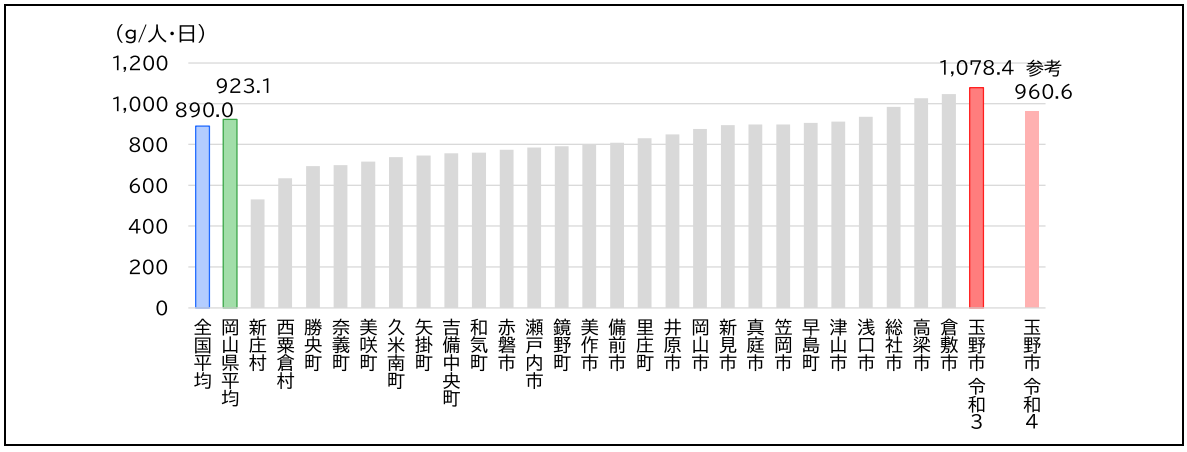

●図表 3-15　資源化率(令和３年度実績)

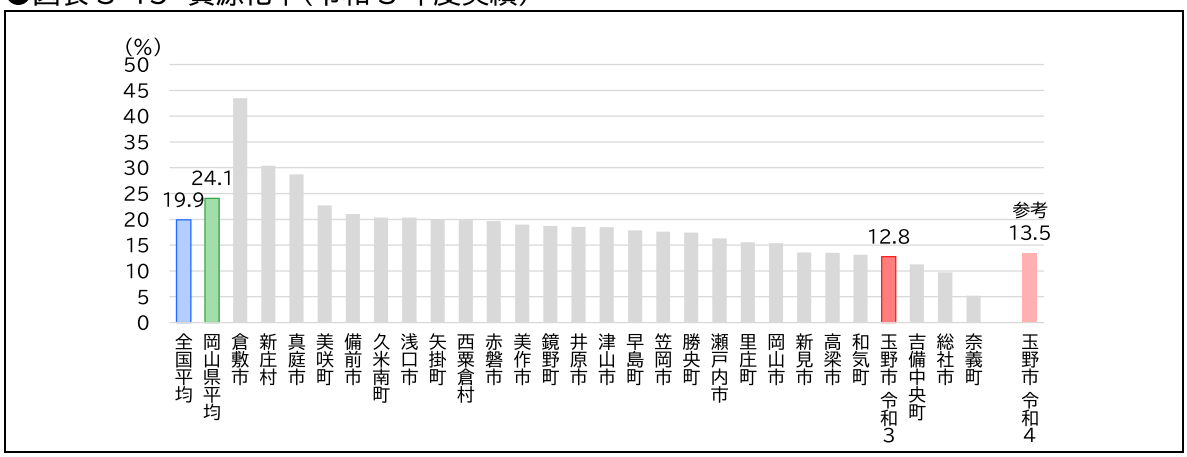

●図表 3-16　1人1日当たり最終処分量(令和３年度実績)

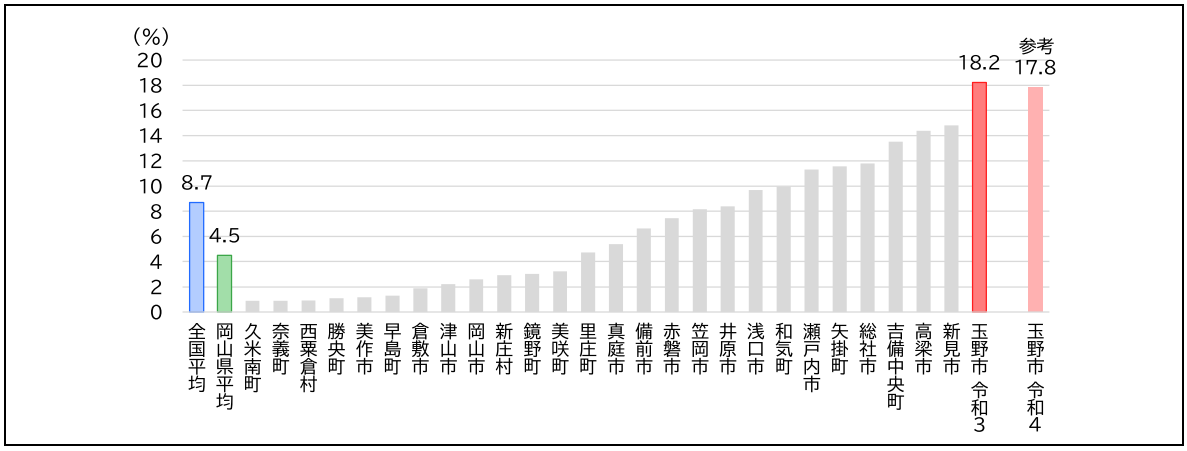

(２)国及び県、県内市町村との指標比較

以下に示すレーダーチャートは、岡山県平均値及び全国平均値をそれぞれ 100 とする指標で表しており、数値が大きくなるほど良好な結果を示しています。本市は、「１人１日当たりごみ総排出量」、「資源化率※1」、「最終処分率」及び「１人当たり年間ごみ処理経費※2」のすべての項目で評価が低い状況にあります。特に「最終処分率」については、岡山県平均値及び全国平均値を大きく下回っており、処理コストとのバランス等も考慮しつつ、ごみの減量・資源化率向上対策の徹底・強化を図っていく必要があります。

※1 直接資源化量＋集団回収量＋中間処理後再生利用量(溶融スラグ、固形燃料化（RDF・RPF)、焼却灰・飛灰のセメント原料化及び飛灰の山元還元等を含む)

※2 ごみの処理・処分に係る維持管理費で組合分担金を含む（建設改良費及びその他経費を除く）

●図表 3-17　国及び県、県内市町村との指標比較(令和３年度実績)

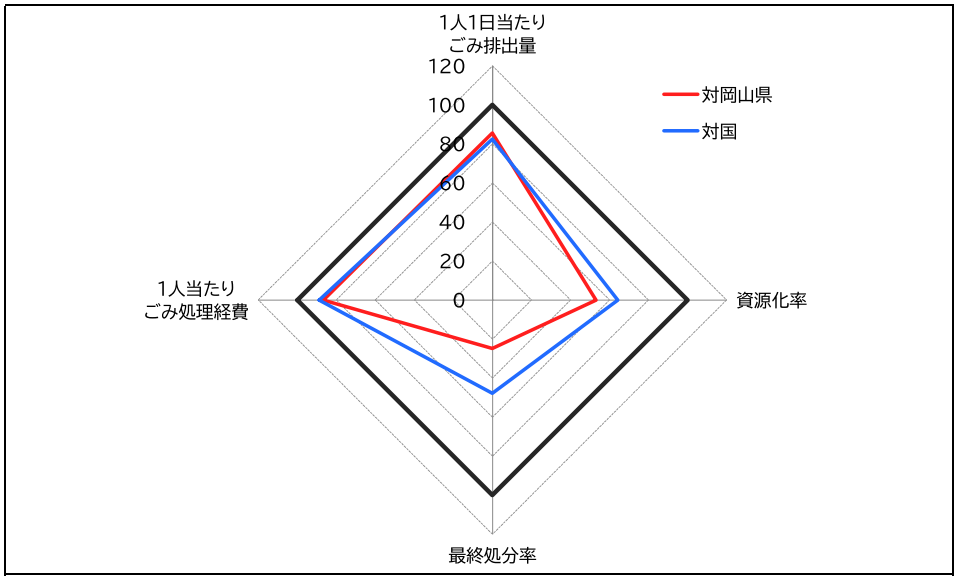

項目	単位	指標値(R3)			指標	
		本市	岡山県	全　国	対岡山県	対国
1人1日当たりごみ総排出量	g/人･日	1,078	923.1	890	86	83
資源化率	%	12.8	24.1	19.9	53	64
最終処分率	%	18.2	4.5	8.7	25	48
1人当たり年間ごみ処理経費	円/人･年	16,637	14,413	14,772	87	89

3.2 市民・事業所の廃棄物等に対する意識調査

3.2.1 意識調査の概要

市民並びに事業者に対し、無記名式の意識調査を実施しました。この意識調査では、市民と事業所におけるごみの分別や減量、分別収集、資源化、食品ロス、製品プラスチック及び生活排水に関する日ごろの意識や行動等についての設問を設けており、施策策定や目標値設定の基礎資料とします。

●図表 3-18 意識調査概要

調査対象数	市民意識調査:1,100 人 事業者意識調査:900 事業所
調査期間	発送日:令和5年7月18日(火) 回答期間:令和5年7月19日(水)～令和5年8月13日(日) 有効回答期間:令和5年9月 13 日(水)まで
調査方法	(1)発送 角2封筒に、調査票と長3返信用封筒(料金受取人払)を封入し郵送。 (2)回答の回収 「郵送回答」か「Web回答」のいずれか1つの方法で回答いただきました。 回答方法1 郵送回答 回答を調査票に直接記入し、同封の返信用封筒で返送。 回答方法2 Web回答 調査票に記載しているURL及び二次元バーコードから回答用ページにアクセスし、Web上で回答。
調査内容	市民意識調査 ・ご回答者自身について … 7問 ・ごみへの意識について … 3問 ・ごみの減量化・資源化について … 8問 ・食品ロスについて … 3問 ・プラスチックごみについて … 1問 ・生活排水、河川・池沼・海域等の水環境への意識について … 3問 ・自由筆記 … 3問 事業者意識調査 ・事業所の属性について … 5問 ・事業系ごみの排出量について … 1問 ・事業系ごみの分別区分について … 4問 ・事業系ごみの減量化・資源化について … 3問 ・自由筆記 … 1問

3.2.2 意識調査結果の概要

（１）回答回収数

意識調査の回答回収数の内訳及び回収率は以下のとおりです。

●図表 3-19 意識調査回答回収数

	回答数(件)			発送数(通)	回答率(%)
	郵送	Web	合計		
市民	355	73	428	1,100	38.9%
事業者	265	65	330	900	36.7%
合計	620	138	758	2,000	37.9%

（２）市民意識調査結果

市民意識調査により得られた回答のうち、目標値設定の根拠として用いた設問とその回答割合について以下のとおり示します。

玉野市のごみ問題等に関する関心の程度についての設問を設けたところ、「大いにある」と回答した人の割合は 25.5%、「ある程度ある」は 57.2%であり、合計 82.7%の人がごみ問題に対して関心がある結果となりました。なお、既定計画時の市民意識調査では、「大いにある」は 30.5%、「ある程度ある」は 56.8%であり、合計 87.3%であったことから、4.6 ポイントの減少となりました。

また今回の市民意識調査では新たに食品ロスに関する設問も設けており、食品ロスが出ないように心掛けているか、という設問に対し、「いつもしっかり実践している」と回答した人の割合は 51.2%、「時々実践しており、今後もっと実践したい」が 31.5%、「日ごろ実践していないが、今後はもっと実践したい」は 4.7%と、今後は食品ロスが出ないように心掛けると回答した人の合計割合は 36.2%でした。

さらに、日ごろの分別・排出方法についての設問も設けています。古紙類（紙パック・シュレッダーごみ・新聞紙・雑誌・広告類・ノート・小さな雑紙）とその他プラスチック製容器包装・ペットボトルの正しい分別排出方法は「資源ごみ」への排出ですが、古紙類では誤った分別回収方法の回答割合が平均 29.1%あり、その他プラスチック製容器包装・ペットボトルでは誤った分別回収方法の回答割合が平均 9.9%となりました。

●図表 3-20　市民意識調査結果(抜粋)

玉野市のごみ分別方法、ごみ減量及びリサイクル等のごみ問題に関する問題についてどの程度関心がありますか？	回答数	回答割合
大いにある	109	25.5%
ある程度ある	245	57.2%
あまりない	56	13.1%
全くない	7	1.6%
無回答	11	2.6%

以下の取り組みについて、日ごろどの程度実践していますか。「食品ロスが出ないようにしている」	回答数	回答割合
いつもしっかり実践している	219	51.2%
時々実践しており、今後もっと実践したい	135	31.5%
時々実践している。実践度合いは変えない	40	9.3%
日ごろ実践していないが、今後はもっと実践したい	20	4.7%
日ごろ実践しておらず、今後も実践しない	6	1.4%
無回答・無効回答	8	1.9%

以下の品目について日ごろどのように分別・排出していますか。	燃やせるごみ		不燃物A		不燃物B	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
紙パック	149	34.8%	0	0%	0	0%
シュレッダーごみ	224	52.3%	0	0%	0	0%
新聞紙	27	6.3%	1	0.2%	0	0%
雑誌・広告類・ノート	34	7.9%	0	0%	0	0%
小さな雑がみ(名刺・菓子箱・ラップの芯・紙袋等)	187	43.7%	1	0.2%	0	0%
その他プラスチック製容器包装(プラマークの付いた製品)	38	8.9%	19	4.5%	13	3%
ペットボトル	9	2.1%	4	0.9%	2	0%
以下の品目について日ごろどのように分別・排出していますか。	資源ごみ		排出しない		無回答・無効回答	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
紙パック	246	57.5%	17	4.0%	16	3.7%
シュレッダーごみ	69	16.1%	107	25.0%	28	6.5%
新聞紙	317	74.1%	67	15.7%	16	3.7%
雑誌・広告類・ノート	347	81.1%	31	7.2%	16	3.8%
小さな雑がみ(名刺・菓子箱・ラップの芯・紙袋等)	210	49.1%	12	2.8%	18	4.2%
その他プラスチック製容器包装(プラマークの付いた製品)	306	71.5%	12	2.8%	40	9.3%
ペットボトル	373	87.2%	14	3.3%	26	6.1%

※青枠:資源ごみとしての分別・排出方法を正しく認識している回答で、正しい回答。

（3）事業者意識調査結果

事業者意識調査により得られた回答のうち、目標値設定の根拠として用いた設問とその回答割合について以下のとおり示します。

本市では、産業廃棄物が事業系一般廃棄物として誤って排出されている現状にあり、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分について事業者が正しく認識できているか、いくつかの設問を設けることで調査を行いました。図表 3-21（1）に示す事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分についての認識を問う設問では、「認識している」と回答した事業者の割合は87.9%でした。また、事業系ごみの分別・排出方法についての認識を問う設問では、「認識している。適切に分別・排出できている」と回答した事業者の割合は83.6%でした。

しかし、図表 3-21（2）に示す、日ごろ実際に行っている分別・排出方法を問う設問では、全分別品目での総回答数 3,950 件に対し、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分を正しく認識している回答は 662 件、間違えて認識している回答は 583 件あり、「その他の回答」を除いた場合のそれぞれの回答割合は、正しく認識している回答は53.2%、間違えて認識している回答は46.8%で、およそ半数の事業者が事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分を間違えて認識しているという結果となりました。

●図表 3-21(1) 事業者意識調査結果(抜粋)

店舗・会社・工場・学校・官公署・個人営業・農林漁業等、事業活動から出るごみはすべて事業系ごみであり、下記のとおり産業廃棄物と一般廃棄物に区分され、それぞれを自ら適正に処理する責任があります。これらについて認識をしていますか。

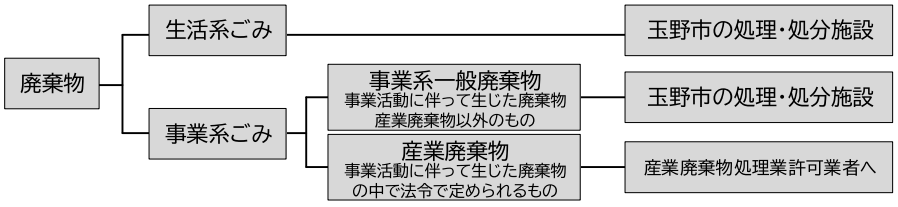

	回答数	割合
認識している	290	87.9%
認識していない	27	8.2%
無回答	13	3.9%

玉野市では、事業系ごみをごみステーションに出すことはできません。また、家庭系ごみ（一般廃棄物）にまぜて排出することもできません。自ら、市の処理施設へ持ち込むか、収集運搬許可業者に収集を委託する必要があります。これらについて、認識をしていますか。また、これらに従った分別・排出をしていますか。	回答数	割合
認識している。適切に分別・排出できている	275	83.3%
認識していると思っていたが、誤った分別・排出をしていた。今後は適切に分別・排出をする	21	6.4%
認識していると思っていたが、誤った分別・排出をしていた。今後も分別・排出方法を変えるつもりはない。もしくは、変えられない	5	1.5%
認識していなかった。今後は適切に分別・排出をする	16	4.9%
認識していなかった。今後も分別・排出方法を変えるつもりはない。もしくは、変えられない	4	1.2%
無回答・無効回答	9	2.7%

●図表 3-21(2) 事業者意識調査結果(抜粋)

以下の品目について日ごろどのように分別・排出していますか。	事業系一般廃棄物		産業廃棄物		資源回収業者に引き取りを依頼	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
プラスチック製の食品包装容器、プラスチック製の飲料容器	75	22.7%	24	7.3%	36	10.9%
空き缶やペットボトル	52	15.8%	20	6.1%	68	20.6%
割りばしの袋(ナイロン袋のもの)	80	24.2%	22	6.7%	29	8.8%
割りばし本体(竹・木製のもの)	87	26.4%	16	4.9%	26	7.9%
お茶パックやドリップコーヒーの残りかす	88	26.7%	15	4.6%	26	7.9%
残飯や厨芥類	83	25.2%	17	5.2%	26	7.9%
木製のオフィス用品・家具	40	12.1%	49	14.9%	70	21.2%
金属製のオフィス用品・家具	34	10.3%	44	13.3%	98	29.7%
プラスチック製のオフィス用品・家具	41	12.4%	60	18.2%	70	21.2%
古紙類	51	15.5%	18	5.5%	100	30.3%
草・剪定枝(事業所内の草・枝を剪定をした際のもの)	65	19.7%	26	7.9%	41	12.4%
乾電池・蛍光灯	44	13.3%	53	16.1%	67	20.3%

以下の品目について日ごろどのように分別・排出していますか。	ごみステーションや資源回収拠点に排出		自社で処理		排出しない		無回答・無効回答	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
プラスチック製の食品包装容器、プラスチック製の飲料容器	94	28.5%	19	5.8%	69	20.9%	13	3.9%
空き缶やペットボトル	100	30.3%	21	6.4%	55	16.7%	14	4.2%
割りばしの袋(ナイロン袋のもの)	82	24.9%	19	5.8%	83	25.2%	15	4.5%
割りばし本体(竹・木製のもの)	77	23.3%	22	6.7%	86	26.1%	16	4.9%
お茶パックやドリップコーヒーの残りかす	86	26.1%	25	7.6%	75	22.7%	15	4.5%
残飯や厨芥類	75	22.7%	20	6.1%	92	27.9%	17	5.2%
木製のオフィス用品・家具	20	6.1%	27	8.2%	108	32.7%	16	4.9%
金属製のオフィス用品・家具	16	4.9%	23	7.0%	96	29.1%	19	5.8%
プラスチック製のオフィス用品・家具	28	8.5%	19	5.8%	91	27.6%	21	6.4%
古紙類	101	30.6%	27	8.2%	22	6.7%	11	3.3%
草・剪定枝(事業所内の草・枝を剪定をした際のもの)	54	16.4%	47	14.2%	79	23.9%	18	5.5%
乾電池・蛍光灯	93	28.2%	20	6.1%	38	11.5%	15	4.6%

回答数合計	事業系一般廃棄物と産業廃棄物の認識			割合合計
	正解	不正解	その他回答	
3960	662	583	2715	—
—	53.2%	46.8%	—	100%

※青枠:事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分を正しく認識している回答で、正解の回答。
※赤枠:事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分を間違って認識している回答で、不正解の回答。
※その他の回答:事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分以外の回答。
※古紙類及び草・剪定枝については、資源回収業者による引き取りを推奨している(事業系一般廃棄物ガイドブック-減量化・資源化及び適正化-, 玉野市市民生活部環境保全課東清掃センター, 令和4年 11 月)ことから、「資源回収業者に引き取りを依頼」を「正しく認識している回答」としました。

3.3 ごみ組成調査

3.3.1 ごみ組成調査の概要

玉野市内の一般家庭から排出されているごみについて、削減可能なものや分別不徹底物等の混入など、実際の排出状況を把握することを目的に組成調査を実施しました。

●図表 3-22 ごみ組成調査概要

<table>
<tr><td>調査対象数
及び検体数</td><td>① 市街地
燃やせるごみ 1検体 ： 30ℓ の指定袋 10 袋程度
その他プラスチック製容器包装 1検体 ： 20 袋程度
不燃物 B 1検体 ： 30ℓ の指定袋 20 袋程度

② 郊外
同上</td></tr>
<tr><td>調査日程</td><td>令和5年7月 27 日(木)、令和5年7月 28 日(金) (2日間)</td></tr>
<tr><td>調査方法</td><td>各検体のごみ袋を開き、中のごみを調査員が分類項目に従って分類し、分類項目ごとに重量を計測しました。</td></tr>
<tr><td>調査結果
の整理</td><td>調査試料が玉野市全体の平均的なごみとなるように、検体とするごみ袋は以下のとおり人口比率に基づいて整理(加重平均)します。
<table>
<tr><th></th><th>人口※</th><th>人口比率</th></tr>
<tr><td>市街地</td><td>28,617 人</td><td>51.8%</td></tr>
<tr><td>郊 外</td><td>26,620 人</td><td>48.2%</td></tr>
<tr><td>合 計</td><td>55,237 人</td><td>100 %</td></tr>
</table>
※令和 5 年7月 31 日現在 住民基本台帳人口</td></tr>
<tr><td>分類項目</td><td>※次ページ「3.3.2 ごみ組成調査の分類項目」参照
大分類について

●適正排出
本市の分別区分や排出方法に従い、適正に排出されたごみ

●削減可能
本市の分別区分や排出方法に従い、適正に排出されているが、削減が可能なごみ(厨芥類のうち、手つかず食品と食べ残しが該当)

●資源化可能
資源化が可能なごみ

●分別間違い
本市の分別区分や排出方法に従っていない、不適切に排出されたごみ

●処理対象外
本市では処理できないごみ(産業廃棄物等)</td></tr>
</table>

3.3.2 ごみ組成調査の分類項目

分類項目は図表 3-23 から図表 3-25 とおりです。燃やせるごみは 40 分類、その他プラスチック製容器包装は 48 分類、不燃物 B は 48 分類とし、調査を実施しました。

●図表 3-23 分類項目(燃やせるごみ)

大分類	中分類	小分類	
適正排出	紙類	1	古紙類(汚れたもの)
		2	古紙類に出せない紙
	布類	3	古布に出せないもの
		4	布団・カーペット(50cm未満)
	プラスチック類	5	プラスチック製品(厚さ2mm未満)
	木・革・ゴム類	6	せん定枝等
		7	生花
		8	木製品
		9	ゴム・皮革製品
	その他可燃物	10	紙おむつ
		11	その他可燃物
		12	薬
		13	調理くず
削減可能	厨芥類	14	手つかず食品
		15	食べ残し
資源化可能	紙類	16	古紙類
		17	紙パック
		18	段ボール
		19	新聞紙
		20	雑誌・広告類(ノート)
		21	紙箱類
		22	シュレッダーごみ
		23	小さな雑紙
	布類	24	古布に出せるもの
	プラスチック類	25	ペットボトル
		26	ペットボトル(汚れたもの)
		27	容器包装プラ
		28	容器包装プラ(汚れたもの)
		29	レジ袋
		30	レジ袋(汚れたもの)
	びん・缶類	31	缶類(洗浄済)
		32	缶類(汚れたもの)
		33	びん類(洗浄済)
		34	びん類(汚れたもの)
分別間違い	不燃物A	35	陶器・ガラス類
		36	ペットのトイレ用の砂
	不燃物B	37	金属類
		38	小型家電
	危険性の物	39	危険性の物
処理対象外	処理対象外	40	農業用マルチビニール

●図表 3-24　分類項目（その他プラスチック製容器包装）

大分類	中分類	小分類	
適正排出	プラスチック類	1	ペットボトル
		2	容器包装プラ
		3	レジ袋
資源化可能	紙類	4	古紙類
		5	古紙類（汚れたもの）
		6	紙パック
		7	段ボール
		8	新聞紙
		9	雑誌・広告類（ノート）
		10	紙箱類
		11	シュレッダーごみ
		12	小さな雑紙
	布類	13	古布に出せるもの
	プラスチック類	14	ペットボトル（汚れたもの）
		15	容器包装プラ（汚れたもの）
		16	レジ袋（汚れたもの）
	びん・缶類	17	缶類（洗浄済）
		18	缶類（汚れたもの）
		19	びん類（洗浄済）
		20	びん類（汚れたもの）
分別間違い	可燃ごみ	21	古紙類に出せない物
		22	古布に出せないもの
		23	プラスチック製品（厚さ2mm未満）
		24	木製品
		25	木製品（金属付属）
		26	ゴム・皮革製品
		27	靴
		28	その他可燃物
		29	薬
		30	化粧品（プラスチック製容器）
		31	手つかず食品
		32	食べ残し
		33	調理くず
	不燃物A	34	陶器・ガラス類
		35	ペットのトイレ用の砂
		36	すずり
		37	ガラス
	不燃物B	38	プラスチック製品（厚さ2mm以上）
		39	プラスチック製品（厚さ2mm以上）（金属付属）
		40	おもちゃ
		41	金属類
		42	金属類（プラスチック付属）
		43	傘
		44	小型家電
	粗大ごみ	45	網
		46	カーペット
		47	金属バット
	危険物	48	危険性の物

●図表 3-25　分類項目（不燃物 B）

大分類	中分類	小分類	
適正排出	製品プラスチック類	1	プラスチック製品（厚さ2mm以上）
		2	プラスチック製品（厚さ2mm以上）（金属付属）
		3	おもちゃ
	金属類	4	金属類
		5	金属類（プラスチック付属）
		6	傘
	小型家電	7	小型家電
資源化可能	紙類	8	古紙類
		9	古紙類（汚れたもの）
		10	紙パック
		11	段ボール
		12	新聞紙
		13	雑誌・広告類（ノート）
		14	紙箱類
		15	シュレッダーごみ
		16	小さな雑紙
	布類	17	古布に出せるもの
	プラスチック類	18	ペットボトル
		19	ペットボトル（汚れたもの）
		20	容器包装プラ
		21	容器包装プラ（汚れたもの）
		22	レジ袋
		23	レジ袋（汚れたもの）
	びん・缶類	24	缶類（洗浄済）
		25	びん類（洗浄済）
		26	缶類（汚れたもの）
		27	びん類（汚れたもの）
分別間違い	不燃物A	28	陶器・ガラス類
		29	ペットのトイレ用の砂
		30	すずり
	可燃ごみ	31	古紙類に出せない物
		32	古布に出せないもの
		33	プラスチック製品（厚さ2mm未満）
		34	木製品
		35	木製品（金属付属）
		36	ゴム・皮革製品
		37	靴
		38	その他可燃物
		39	薬
		40	化粧品（プラスチック製容器）
		41	手つかず食品
		42	食べ残し
		43	調理くず
	粗大ごみ	44	小型家電（コードが長い）
		45	網
		46	カーペット
		47	金属バット
	危険性の物	48	危険性の物

3.3.3 ごみ組成調査結果

各調査対象別結果について、調査結果の詳細を以下のとおり示します。

調査対象① 燃やせるごみ

燃やせるごみでは、適正に排出されているごみは約 55%であり、他の調査対象と比べると低い結果となりました。分別間違いのごみは約 3%と低いですが、削減可能なごみが約 11%（手つかず食品が約 4%、食べ残しが約 7%）排出されており、排出量の削減対策が必要です。資源化可能なごみは特に排出量が多く、約 31%（紙類が約 15%、プラスチック類が約 16%）排出されており、更なる分別徹底の対策が必要です。

調査対象② その他プラスチック製容器包装

その他プラスチック製容器包装では、適正に排出されているごみが約 88%と高い結果となりました。しかし資源化可能なごみが約 9%排出されており、汚れた容器包装プラの排出が大部分を占める結果となりました。本市において、その他プラスチック製容器包装は軽く洗って乾かして排出するのが正しい排出方法であり、軽く洗っても汚れが落ちないものは燃やせるごみに排出することとしています。正しく分別を行うことで、資源化率の向上と排出量の減量が見込めるため、更なる分別徹底の対策が必要です。

調査対象③ 不燃物 B

不燃物 B では、適正に排出されているごみが約 73%と比較的高い結果となりました。しかし、分別間違いのごみが約 22%あり、そのうち粗大ごみである小型家電（コードが 50cm 以上あるもの）が約 12%排出されていました。本市において、小型家電（コードが 50cm 以上あるもの）はコードを 50cm 以内に切って排出するのが正しい排出方法としています。正しい分別・排出方法の周知など、更なる分別徹底の対策が必要です。

●図表 3-26 各調査対象の排出状況結果一覧

調査対象 / 大分類	燃やせるごみ	その他プラスチック製容器包装	不燃物
適正排出	54.87%	88.31%	72.87%
削減可能	10.79%		
資源化可能	31.24%	9.12%	4.71%
分別間違い	3.08%	2.57%	22.42%
処理対象外	0.02%	0%	0%

※斜線部分は、各調査対象において該当しない分類項目です。

●図表 3-27　調査結果(燃やせるごみ)

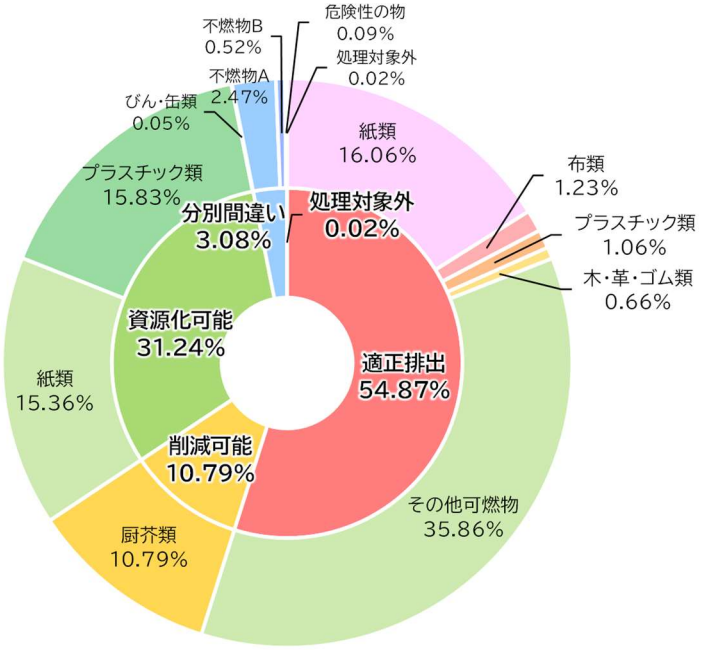

大分類	中分類	小分類	重量(%)	
適正排出	紙類	古紙類(汚れたもの)	3.47%	54.87%
		古紙類に出せない紙	12.59%	
		計	**16.06%**	
	布類	古布に出せないもの	1.23%	
		計	**1.23%**	
	プラスチック類	プラスチック製品(厚さ2mm未満)	1.06%	
		計	**1.06%**	
	木・革・ゴム類	生花	0.09%	
		木製品	0.57%	
		計	**0.66%**	
	その他可燃物	紙おむつ	12.29%	
		その他可燃物	0.68%	
		薬	0.09%	
		調理くず	22.80%	
		計	**35.86%**	
削減可能	厨芥類	手つかず食品	4.21%	10.79%
		食べ残し	6.58%	
		計	**10.79%**	
資源化可能	紙類	古紙類	4.41%	31.24%
		紙パック	2.81%	
		段ボール	0.30%	
		新聞紙	2.94%	
		雑誌・広告類(ノート)	0.56%	
		紙箱類	3.08%	
		小さな雑紙	1.26%	
		計	**15.36%**	
	プラスチック類	ペットボトル(汚れたもの)	0.18%	
		容器包装プラ	4.28%	
		容器包装プラ(汚れたもの)	8.88%	
		レジ袋	1.05%	
		レジ袋(汚れたもの)	1.44%	
		計	**15.83%**	
	びん・缶類	缶類(汚れたもの)	0.05%	
		計	**0.05%**	
分別間違い	不燃物A	ペットのトイレ用の砂	2.47%	3.08%
		計	**2.47%**	
	不燃物B	金属類	0.52%	
		計	**0.52%**	
	危険性の物	危険性の物	0.09%	
		計	**0.09%**	
処理対象外	処理対象外	農業用マルチビニール	0.02%	0.02%
		計	**0.02%**	

●図表 3-28　調査結果(その他プラスチック製容器包装)

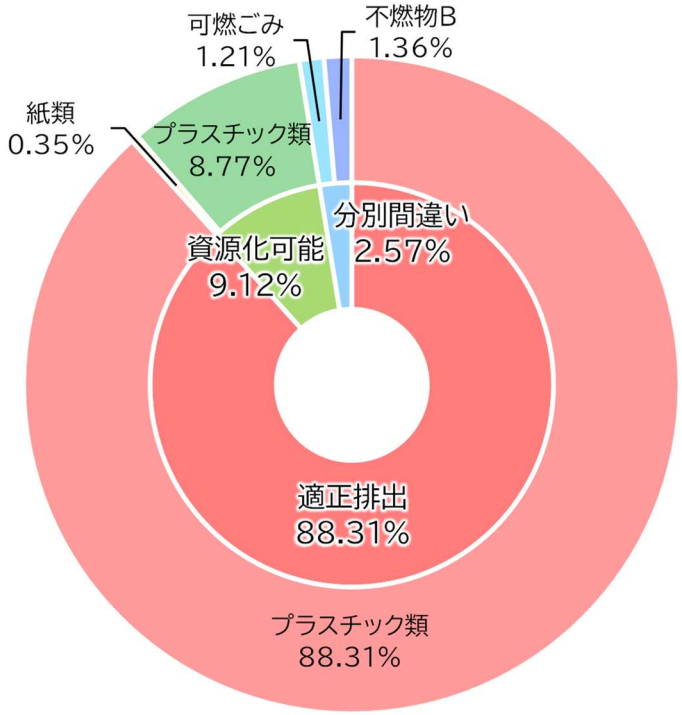

大分類	中分類	小分類	重量(%)	
適正排出	プラスチック類	ペットボトル	0.20%	88.31%
		容器包装プラ	86.09%	
		レジ袋	2.02%	
		計	88.31%	
資源化可能	紙類	古紙類(汚れたもの)	0.10%	9.12%
		紙パック	0.10%	
		紙箱類	0.10%	
		小さな雑紙	0.05%	
		計	0.35%	
	プラスチック類	ペットボトル(汚れたもの)	0.15%	
		容器包装プラ(汚れたもの)	8.52%	
		レジ袋(汚れたもの)	0.10%	
		計	8.77%	
分別間違い	可燃ごみ	古紙類に出せない物	0.10%	2.57%
		木製品	0.10%	
		その他可燃物	0.76%	
		薬	0.15%	
		食べ残し	0.10%	
		計	1.21%	
	不燃物B	プラスチック製品(厚さ2mm以上)	1.26%	
		金属類	0.10%	
		計	1.36%	

●図表 3-29　調査結果(不燃物 B)

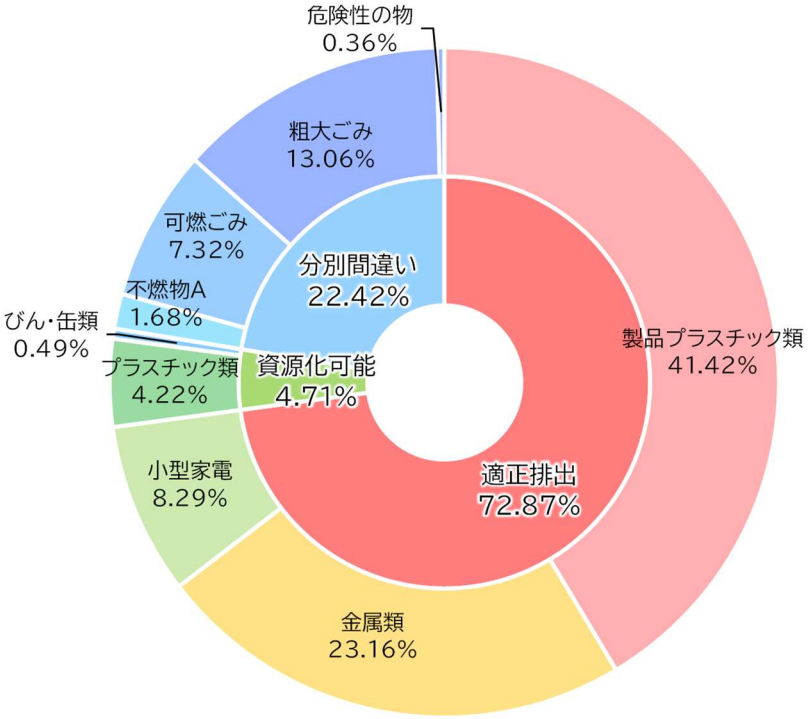

大分類	中分類	小分類	重量(%)	
適正排出	製品プラスチック類	プラスチック製品(厚さ2mm以上)	33.33%	72.87%
		プラスチック製品(厚さ2mm以上)(金属付属)	5.88%	
		おもちゃ	2.21%	
		計	**41.42%**	
	金属類	金属類	17.27%	
		金属類(プラスチック付属)	0.37%	
		傘	5.52%	
		計	**23.16%**	
	小型家電	小型家電	8.29%	
		計	**8.29%**	
資源化可能	プラスチック類	ペットボトル	0.05%	4.71%
		容器包装プラ(汚れたもの)	4.07%	
		レジ袋(汚れたもの)	0.10%	
		計	**4.22%**	
	びん・缶類	びん類(洗浄済)	0.05%	
		缶類(汚れたもの)	0.39%	
		びん類(汚れたもの)	0.05%	
		計	**0.49%**	
分別間違い	不燃物A	陶器・ガラス類	1.58%	22.42%
		すずり	0.10%	
		計	**1.68%**	
	可燃ごみ	古布に出せないもの	0.37%	
		プラスチック製品(厚さ2mm未満)	0.67%	
		木製品	0.93%	
		木製品(金属付属)	0.11%	
		ゴム・皮革製品	0.69%	
		靴	3.79%	
		その他可燃物	0.55%	
		薬	0.10%	
		化粧品(プラスチック製容器)	0.11%	
		計	**7.32%**	
	粗大ごみ	小型家電(コードが長い)	11.60%	
		網	0.68%	
		カーペット	0.41%	
		金属バット	0.37%	
		計	**13.06%**	
	危険性の物	危険性の物	0.36%	
		計	**0.36%**	

3.4 ごみの排出量実績

3.4.1 ごみ総排出量

本市の過去５年間（平成 30～令和４年度）におけるごみ総排出量及び１人１日当たりごみ総排出量の実績は、以下に示すとおりです。令和４年度の年間ごみ総排出量（生活系ごみ＋事業系ごみ）は 19,629 トンで、前年度から 2,850 トン（▲12.7%）の減少となっています。1 人 1 日当たりごみ総排出量は、令和４年度に 960.5 グラムとなっており、前年度から 117.9 グラム（▲10.9%）の減少となっています。

●図表 3-30(1) ごみ総排出量の実績

区分			単位	実績値				
			年度	H30	R1	R2	R3	R4
			人	59,749	58,954	58,163	57,108	55,987
生活系ごみ	収集	燃やせるごみ	t/年	12,676	12,624	12,188	12,323	9,324
		不燃物A	t/年	547	240	547	609	185
		不燃物B	t/年	393	400	444	573	254
		資源ごみ	t/年	1,839	1,764	1,753	1,749	1,773
		粗大ごみ	t/年	74	71	65	105	74
		計	t/年	15,529	15,099	14,997	15,359	11,610
	直接搬入	燃やせるごみ	t/年	158	156	256	234	102
		不燃物A	t/年	153	81	312	110	74
		不燃物B	t/年	10	11	14	15	8
		資源ごみ	t/年	2	2	1	1	2
		粗大ごみ	t/年	522	637	760	785	734
		計	t/年	845	887	1,343	1,145	920
	集団回収		t/年	1,151	1,096	881	834	719
	小計		t/年	17,525	17,082	17,221	17,338	13,249
事業系ごみ	収集	燃やせるごみ	t/年	3,378	3,273	3,194	3,087	5,100
		不燃物A	t/年	116	490	148	182	193
		不燃物B	t/年	21	390	41	43	31
		資源ごみ	t/年	31	26	16	20	34
		粗大ごみ	t/年	0	0	2	0	0
		計	t/年	3,546	4,179	3,401	3,332	5,358
	直接搬入	燃やせるごみ	t/年	1,603	1,430	1,663	1,700	852
		不燃物A	t/年	337	869	252	22	106
		不燃物B	t/年	5	4	16	7	3
		資源ごみ	t/年	8	3	8	4	2
		粗大ごみ	t/年	80	77	73	76	59
		計	t/年	2,033	2,383	2,012	1,809	1,022
	小計		t/年	5,579	6,562	5,413	5,141	6,380
年間ごみ総排出量			t/年	23,104	23,644	22,634	22,479	19,629
1人1日当たりごみ総排出量			g/人･日	1,059.4	1,095.8	1,066.2	1,078.4	960.5

●図表 3-30(2) ごみ総排出量の実績

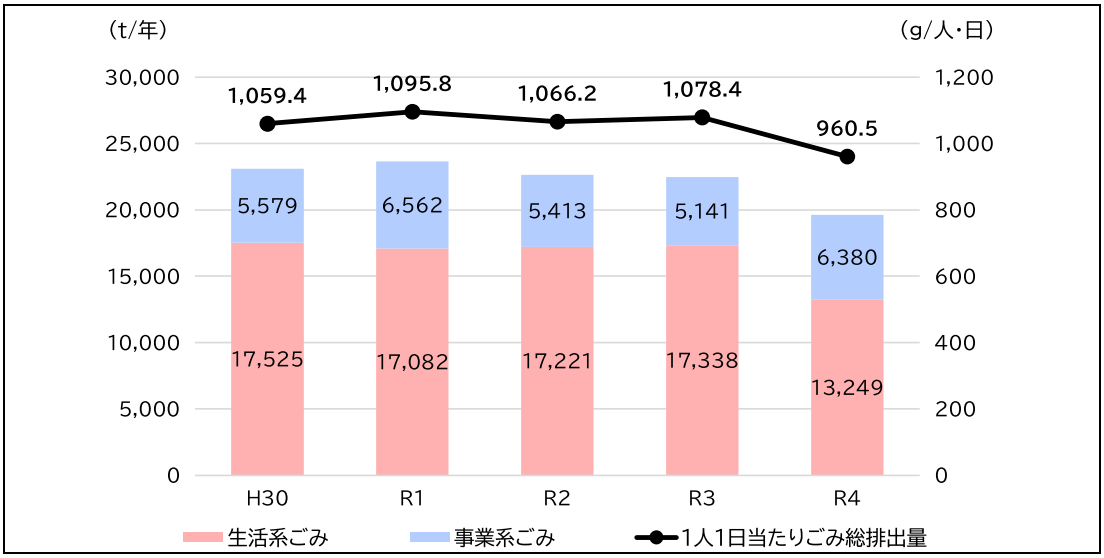

◆本計画における計算方法◆

○1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)

年間ごみ排出量(t/年) ×10^6 ÷ 365 もしくは 366(日) ÷ 行政区域内人口(人)

○1日当たりごみ排出量(t/日)

年間ごみ排出量(t/年) ÷ 365 もしくは 366(日)

※事業系ごみは排出動向が人口によらないことから、1日当たりごみ排出量を採用。

○資源化率(%)

資源化量 ÷ ごみ総排出量 × 100

○最終処分率(%) ※本市では、ごみ排出量(集団回収量をのぞく)で算出。

最終処分量 ÷ ごみ排出量 × 100

◆国及び岡山県の目標値◆

区分	国	
計画名	「第四次循環型社会形成推進基本計画」 (平成30年6月19日閣議決定)	「廃棄物処理施設整備計画」 (令和5年6月30日閣議決定)
数値目標年度	令和7年度(2025年度)	令和9年度(2027年度)
排出量	1人1日当たりごみ排出量 :約850g 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 :約440g	—
ごみのリサイクル率 (一般廃棄物の出口側の循環利用率※1)	—	28%※2
最終処分量	平成12年度(2000年度)比約70%削減	—

区分	国	岡 山 県
計画名	「廃棄物処理法に基づく基本方針」 (令和5年6月30日閣議決定)	「第5次岡山県廃棄物処理計画」 (令和4年3月策定)
数値目標年度	排出量・最終処分量 令和7年度(2025年度) 出口側の循環利用率 令和9年度(2027年度)	令和7年度(2025年度)
排出量	平成24年度(2012年度)比 約16%削減 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 :約440g	1人1日当たりごみ排出量 :約935g 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 :約477g
再生利用率	出口側の循環利用率 :約28%	23.1%以上※3
最終処分量(率)	平成24年度(2012年度)比 約31%削減	64.1t/日

※1 一般廃棄物の排出量に対する循環利用量の割合

※2 この目標の評価に当たっては、民間事業者等によるものも含めた地域全体におけるリサイクルの推進状況を考慮することも必要である。

※3 ガス化溶融施設が令和6年度で事業終了することから、当該施設の寄与分(9.6%:直近5か年平均)を減じた値である。

3.4.2 生活系ごみ排出量

本市の過去５年間（平成 30～令和４年度）における生活系ごみ排出量及び１人１日当たりごみ排出量の実績は、以下に示すとおりです。令和４年度の年間生活系ごみ排出量は 13,249 トンで、前年度から 4,089 トン（▲23.6%）の減少となっています。１人１日当たり生活系ごみ排出量は、令和４年度 648.3 グラムとなっており、前年度から 183.5 グラム（▲22.1%）の減少となっています。

本市では、令和３年度末に事業系ごみのステーション排出制度を廃止したことにより、生活系ごみが減少し事業系ごみは増加しています。また、令和４年度から家庭系ごみ有料化制度を導入したことにより、燃やせるごみ、不燃物 A 及び不燃物 B の減量に一定の効果が表れています。

●図表 3-31 生活系ごみ排出量の実績

区分			単位	実績値				
			年度	H30	R1	R2	R3	R4
			人	59,749	58,954	58,163	57,108	55,987
生活系ごみ	収集	燃やせるごみ	t/年	12,676	12,624	12,188	12,323	9,324
		不燃物A	t/年	547	240	547	609	185
		不燃物B	t/年	393	400	444	573	254
		資源ごみ	t/年	1,839	1,764	1,753	1,749	1,773
		粗大ごみ	t/年	74	71	65	105	74
		計	t/年	15,529	15,099	14,997	15,359	11,610
	直接搬入	燃やせるごみ	t/年	158	156	256	234	102
		不燃物A	t/年	153	81	312	110	74
		不燃物B	t/年	10	11	14	15	8
		資源ごみ	t/年	2	2	1	1	2
		粗大ごみ	t/年	522	637	760	785	734
		計	t/年	845	887	1,343	1,145	920
	集団回収		t/年	1,151	1,096	881	834	719
年間生活系ごみ排出量			t/年	17,525	17,082	17,221	17,338	13,249
1人1日当たり生活系ごみ排出量			g/人･日	803.6	791.7	811.2	831.8	648.3

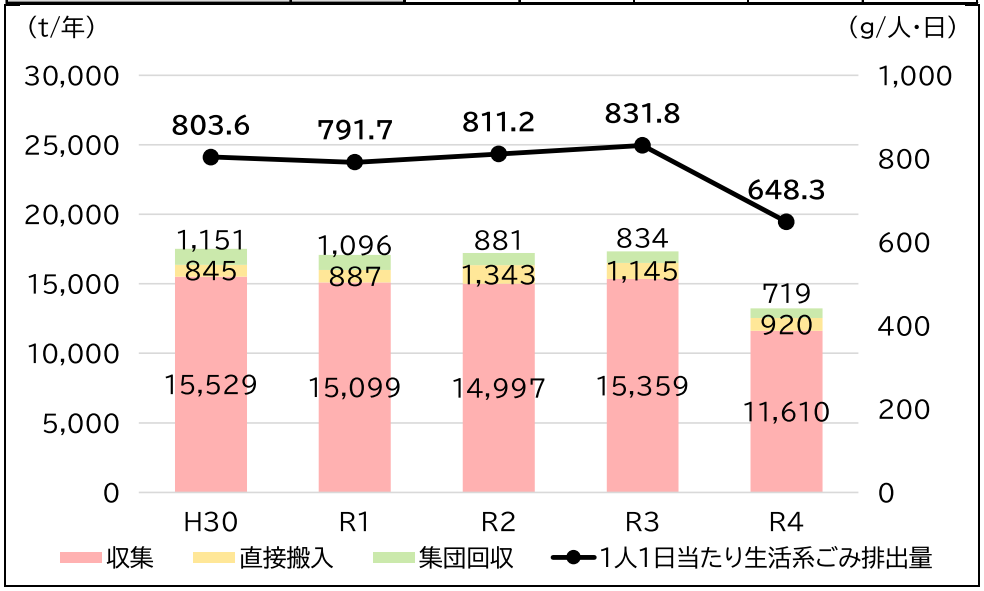

3.4.3 家庭系ごみ排出量

本市の過去５年間（平成 30～令和４年度）における家庭系ごみ排出量（資源ごみ及び集団回収量を除く）及び１人１日当たりごみ排出量の実績は、以下に示すとおりです。令和４年度の年間家庭系ごみ排出量は 10,755 トンで、前年度から 3,999 トン（▲27.1%）の減少となっています。１人１日当たり家庭系ごみ排出量は、令和４年度 526.3 グラムとなっており、前年度から 181.5 グラム（▲25.6%）の減少となっています。

●図表 3-32 家庭系ごみ排出量の実績

区分			単位	実績値				
			年度	H30	R1	R2	R3	R4
			人	59,749	58,954	58,163	57,108	55,987
家庭系ごみ	収集	燃やせるごみ	t/年	12,676	12,624	12,188	12,323	9,324
		不燃物A	t/年	547	240	547	609	185
		不燃物B	t/年	393	400	444	573	254
		粗大ごみ	t/年	74	71	65	105	74
		計	t/年	13,690	13,335	13,244	13,610	9,837
	直接搬入	燃やせるごみ	t/年	158	156	256	234	102
		不燃物A	t/年	153	81	312	110	74
		不燃物B	t/年	10	11	14	15	8
		粗大ごみ	t/年	522	637	760	785	734
		計	t/年	843	885	1,342	1,144	918
年間家庭系ごみ排出量			t/年	14,533	14,220	14,586	14,754	10,755
1人1日当たり家庭系ごみ排出量			g/人･日	666.4	659.0	687.1	707.8	526.3

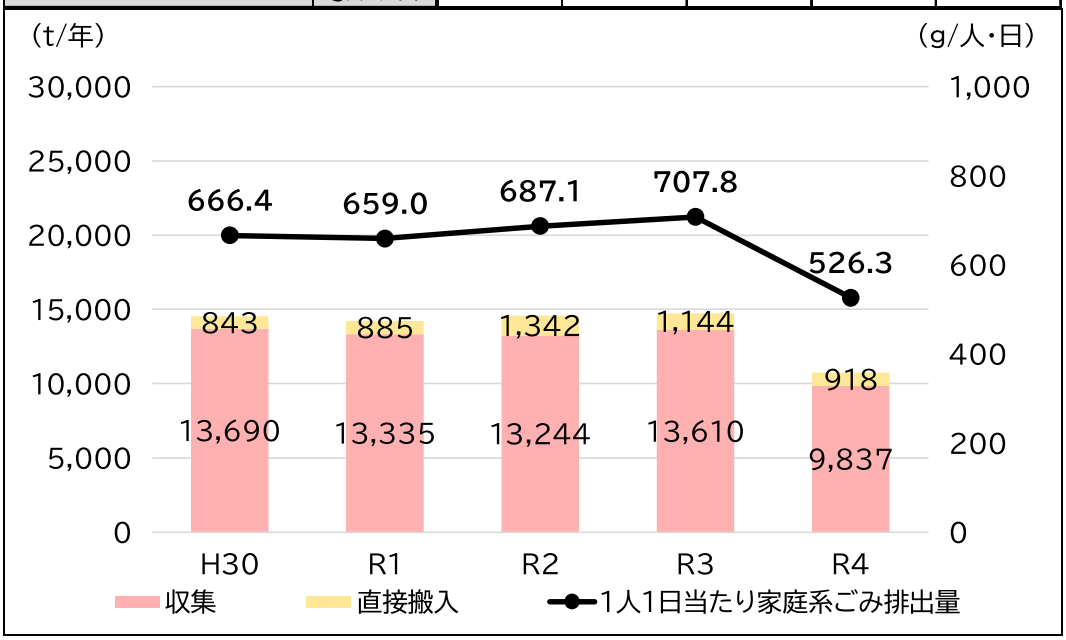

3.4.4 事業系ごみ排出量

本市の過去５年間（平成 30～令和４年度）における事業系ごみ排出量及び１日当たりごみ排出量の実績は、以下に示すとおりです。令和４年度の年間事業系ごみ排出量は 6,380 トンで、前年度から 1,239 トン（＋24.1%）の増加となっています。１日当たり事業系ごみ排出量は、令和４年度 17.48 トンとなっており、前年度から 3.4 トン（＋24.1%）の増加となっています。

●図表 3-33 事業系ごみ排出量の実績

区分			単位	実績値				
			年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業系ごみ	収集	燃やせるごみ	t/年	3,378	3,273	3,194	3,087	5,100
		不燃物A	t/年	116	490	148	182	193
		不燃物B	t/年	21	390	41	43	31
		資源ごみ	t/年	31	26	16	20	34
		粗大ごみ	t/年	0	0	2	0	0
		計	t/年	3,546	4,179	3,401	3,332	5,358
	直接搬入	燃やせるごみ	t/年	1,603	1,430	1,663	1,700	852
		不燃物A	t/年	337	869	252	22	106
		不燃物B	t/年	5	4	16	7	3
		資源ごみ	t/年	8	3	8	4	2
		粗大ごみ	t/年	80	77	73	76	59
		計	t/年	2,033	2,383	2,012	1,809	1,022
年間事業系ごみ排出量			t/年	5,579	6,562	5,413	5,141	6,380
1日当たり事業系ごみ排出量			t/日	15.28	17.93	14.83	14.08	17.48

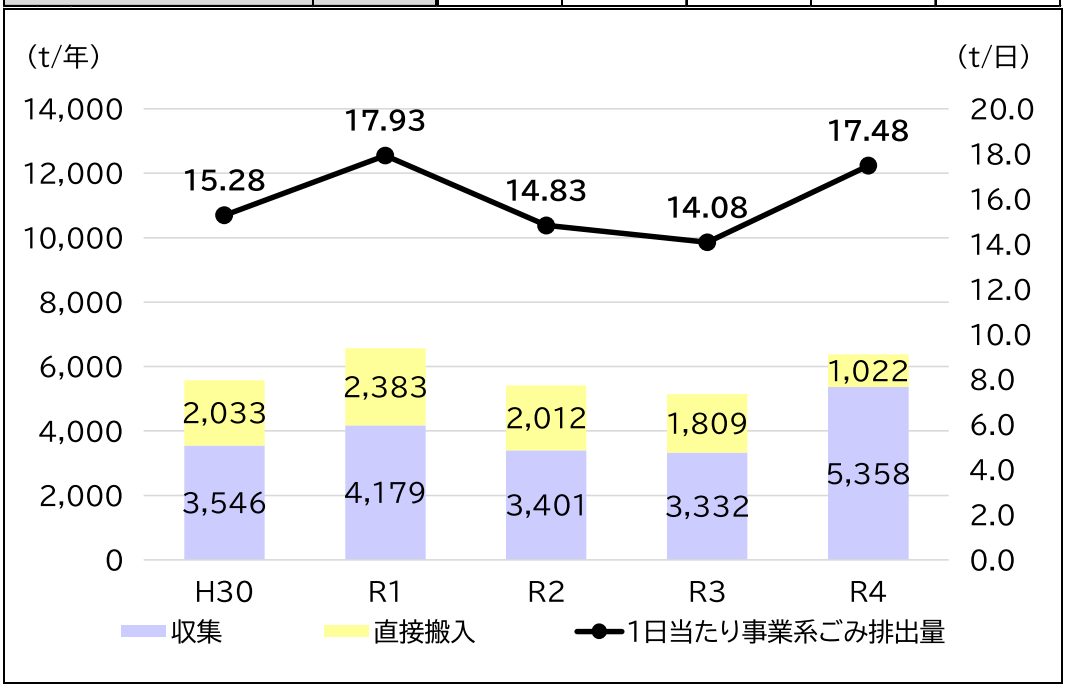

3.4.5 資源化量及び資源化率

本市の過去５年間（平成 30～令和４年度）における資源化量及び資源化率の実績は以下に示すとおりです。令和４年度の年間資源化量は 2,658 トンで、前年度から 212 トンの減少となっています。資源化率は、令和４年度に 13.5%となっており、前年度から 0.7 ポイントの増加となっています。

●図表 3-34　資源化量及び資源化率の実績

区分		単位	実績値				
		年度	H30	R1	R2	R3	R4
資源化量	紙類	t/年	1,881	1,753	1,558	1,495	1,400
	金属類	t/年	338	343	392	414	254
	ガラス類	t/年	394	376	356	350	313
	ペットボトル	t/年	161	164	164	162	159
	容器包装プラ	t/年	375	384	398	415	503
	布類	t/年	22	23	10	12	11
	その他	t/年	31	29	20	22	18
年間資源化量		t/年	3,202	3,072	2,898	2,870	2,658
資源化率		%	13.9	13.0	12.8	12.8	13.5

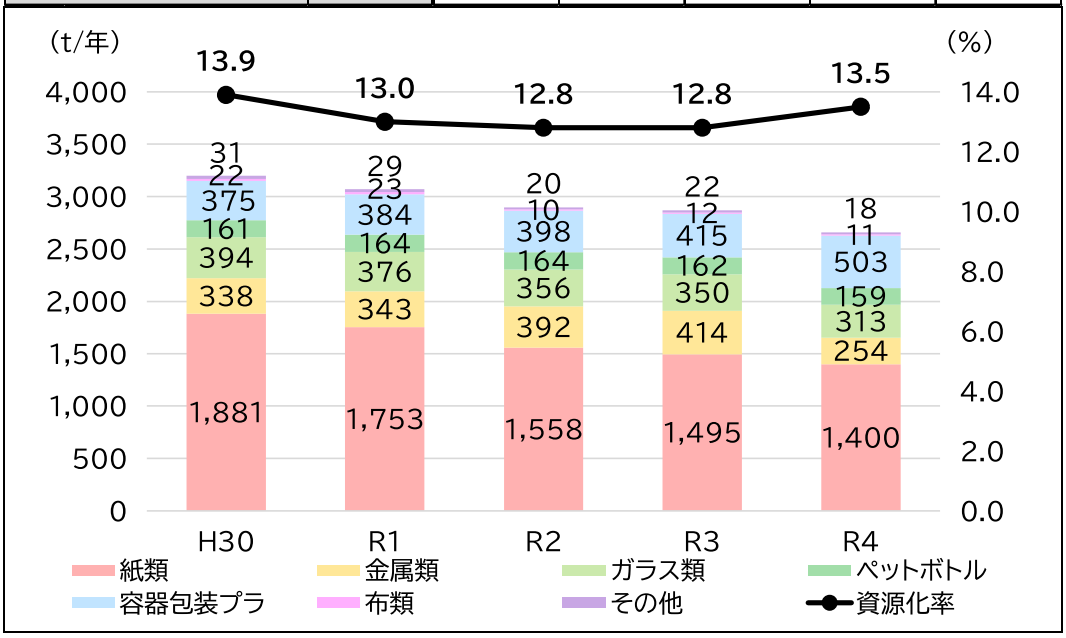

3.4.6 最終処分量及び最終処分率

本市の過去５年間（平成 30～令和４年度）における最終処分量及び最終処分率の実績は以下に示すとおりです。令和４年度の年間資源化量は 3,368 トンで、前年度から 577 トンの減少となっています。最終処分率は、令和４年度に 17.8%となっており、前年度から 0.4 ポイントの減少となっています。

●図表 3-35 最終処分量及び最終処分率の実績

区分		単位	実績値				
			H30	R1	R2	R3	R4
最終処分量	直接埋立量	t/年	1,154	1,680	1,259	923	558
	焼却残渣量	t/年	2,858	2,745	2,661	2,620	2,587
	処理残渣量	t/年	265	310	387	402	223
年間最終処分量		t/年	4,277	4,735	4,307	3,945	3,368
最終処分率		%	19.5	21.0	19.8	18.2	17.8

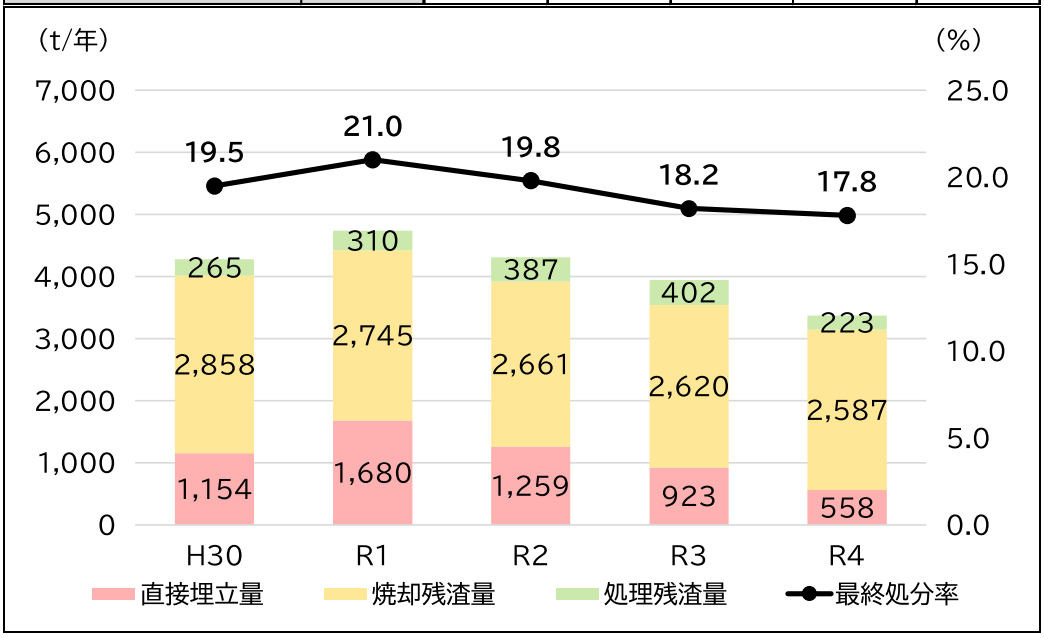

3.4.7 ごみの性状

本市の過去５年間（平成 30～令和４年度）におけるごみの性状は、以下に示すとおりです。５年間平均では、可燃性のごみの種類組成（乾ベース）は紙・布類の 40.3%が最も多く、次いで木・竹・わら類の 20.5%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類は 19.7%となっています。単位容積重量は、平均値が 177.7kg/㎥ となっています。三成分では可燃分が 50.8%と最も多く、次いで水分が 44.2%、灰分が 5.0%となっています。定位発熱量は 9,456kJ/kg となっています。

●図表 3-36 可燃性のごみの性状

区分		単位	実績値					平均
			H30	R1	R2	R3	R4	
組成(乾ベース)								
	紙･布類	%	40.1	40.9	32.3	48.1	39.9	40.3
	ビニール･合成樹脂･ゴム･皮革類	%	17.1	20.0	23.0	18.1	20.5	19.7
	木･竹･わら類	%	26.8	18.3	25.2	15.4	16.6	20.5
	ちゅう芥類	%	11.4	14.5	17.0	13.7	19.2	15.2
	不燃物類	%	3.6	4.3	1.6	2.4	1.4	2.7
	その他	%	1.0	2.0	0.9	2.3	2.4	1.7
単位容積重量		kg/m^3	185.8	201.3	175.0	152.5	173.8	177.7
三成分								
	水分	%	43.6	46.5	40.5	40.3	49.9	44.2
	可燃分	%	50.9	47.9	55.3	54.0	46.1	50.8
	灰分	%	5.5	5.6	4.2	5.7	4.0	5.0
定位発熱量(実測値)		kJ/kg	8,738	8,300	11,573	9,963	8,708	9,456

参考:一般廃棄物処理実態調査実績、環境省、令和5年4月

3.5 ごみ処理に関する課題

3.5.1 ごみ処理に関する課題

（１）既定計画時目標値の達成状況（将来見込値との比較）

既定計画における目標値の達成状況は、以下に示すとおりです。生活系ごみ排出量、家庭系ごみ排出量及び最終処分量については、令和５年度において達成可能な見込みです。一方、ごみ総排出量、事業所ごみ排出量及び資源化率については、令和５年度の達成が困難な状況です。

●図表 3-37 既定計画時目標値の達成状況

	既定計画	実　績			達成状況
	目標値 令和5年度	（参考） 実績値 令和3年度	（参考） 実績値 令和4年度	将来見込値 令和5年度	
1人1日当たり ごみ総排出量	929g/人･日 以下	1,078.4g/人･日	960.5g/人･日	944.5g/人･日	未達成
1人1日当たり 生活系ごみ排出量	738g/人･日 以下	831.8g/人･日	648.3g/人･日	630.8g/人･日	達成
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	560g/人･日 以下	707.8g/人･日	526.3g/人･日	511.0g/人･日	達成
1人1日当たり 事業所ごみ排出量	181g/人･日 以下	245.5g/人･日	310.4g/人･日	311.9g/人･日	未達成
資源化率	20%　以上	12.8%	13.5%	13.4%	未達成
最終処分量	3,399t/年 以下	3,945t/年	3,375t/年	3,277t/年	達成

（２）1人1日当たりごみ総排出量削減（排出抑制）の推進

今後、本市においては人口減少が予測されることから、ごみ総排出量も自然に減少していくものと思われますが、市民一人ひとりがごみの排出抑制に主体的に取り組んでいくことが重要です。

①　生活系ごみ

生活系ごみ排出量は、ごみ総排出量の約７割（令和４年度実績）を占めています。特に家庭系ごみ排出量については、令和３年度末に事業系ごみのステーション排出制度を廃止し、令和４年度から家庭系ごみ有料化制度を導入したことにより３割程度削減されましたが、他自治体に比べ排出量が多い状況が続いています。今後はより一層、ごみになるものを減らす発生回避や排出抑制（使い捨てプラスチック製品の使用抑制、食品ロス削減及び生ごみの水切り等）に努めるとともに、ごみと資源物の分別を徹底するなど、市民の取り組みを強化する必要があります。

②　事業系ごみ

事業系ごみは、令和３年度末にステーション排出制度を廃止したことにより、許可業者収集量が前年度（令和３年度）比で 2,000ｔ程度増加しました。これにより、ごみ総排出量の約３割の水準となりましたが、他自治体に比べて多い水準ではなく、生活系ごみに紛れて排出されていた事業系ごみが顕在化したものです。事業系ごみ排出量はこれまで増減を繰り返しながら推移しており、継続的な減少傾向はみられません。特に燃やせるごみについては、家庭系ごみと同様に排出量の大半を占めており、事業者による排出抑制やごみと資源物の分別徹底などをより一層進める必要があります。また、事業者によるごみ減量の取り組みを促進するため、本市独自の減量化目標の設定についても検討する必要があります。

（３）資源化の推進

資源化量は、ここ数年減少する傾向にありますが、令和４年度のごみ総排出量が大幅に削減されたことにより、資源化率は前年度（令和３年度）比で 0.7 ポイント向上しています。しかし、既定計画目標値（令和５年度に 20%以上）との差は令和５年度将来見込値において 6.6 ポイントあり、令和５年度での達成は困難な見込みです。資源化率の向上に向け、より効果が得られる施策を導入することが不可欠です。

①　生活系ごみ（主に集団回収量や資源ごみ）

市民による取り組みを拡大・発展させるため、資源物の分別徹底に向けた普及啓発や情報発信、効率的かつ効果的な収集・回収方法の検討、リサイクルプラザ活用の推進のための市民団体・事業者との連携・協力、拠点回収の回収場所増設及び生ごみ処理容器の普及促進等について検討する必要があります。

②　事業系ごみ

焼却対象となる燃やせるごみの減量、資源物の分別の徹底をより一層促進するため、市の焼却工場での受入料金の改定や資源物・産業廃棄物の搬入禁止等について対策を検討するとともに、店舗や事業所の空きスペースでの店頭回収の推進、拡大生産者責任に基づく使用済み製品や容器の自主回収を促進するための情報提供等を検討する必要があります。

また、市庁舎等から排出される事業系ごみについては、市自らが大規模事業所のごみ減量推進のモデルとなるよう、職場単位でのごみ減量、資源物の分別徹底等に努めます。

（４）最終処分量の削減

最終処分量は、令和元年度以降、減少傾向にありますが、他自治体に比べ大幅に多い状況です。とりわけ直接最終処分量は、岡山市（人口規模 12 倍程度）の約半分の量です。ごみと資源物の分別を徹底するなど、市民の取り組みを強化するとともに、最終処分量の削減に向け、より効果が得られる施策を導入することが必要です。

3.6 本市における目標値の設定

本市においては、令和５年４月に策定した「玉野市総合計画」に一般廃棄物処理に関する目標値を示しており、令和８年度に１人１日当たりごみ総排出量 900 グラムを目標としています。しかし、各種削減対策や施策等の実施度合いが現状のままであった場合、本市の令和８年度の１人１日当たりごみ総排出量は 933.0 グラムとなる見込みです。

よって本市では、令和８年度に玉野市総合計画目標値 900 グラムをおおむね達成しつつも（令和８年度将来見込値：903.2 グラム）、本計画の数値目標年度である令和 10 年度には玉野市総合計画目標値よりもさらに高い目標値である、**1人1日当たりごみ総排出量 880.2 グラム以下**とすることを目標とします。

3.6.1 生活系ごみの目標値

生活系ごみのうち収集される生活系燃やせるごみは７割以上を占めており、収集される生活系燃やせるごみが本市のごみ排出量に及ぼす影響は大きいものであることから、目標設定の対象とすることとします。令和４年度、それまで横ばい傾向にあった収集される生活系燃やせるごみは大幅な減少となりました。これは、令和３年度末に事業系ごみのステーション排出制度を廃止したほか、令和４年度から家庭系ごみ有料化制度を導入した効果が表れたものと思われます。

よって、今後生活系ごみ排出量が増加傾向に転じないよう現状の減少傾向の維持を目標に、以下のとおり「目標① 削減目標」と、「目標② 資源化目標」を設定します。

●図表 3-38 収集される生活系燃やせるごみの目標まとめ

ごみ組成調査結果【燃やせるごみ】		排出割合	1人1日当たり排出量	令和10年度目標			目標
				1人1日当たり排出量	協力度	単純推計からの削減量	
適正排出		54.87%	250.4g/人・日				
削減可能	手つかず食品・食べ残し	10.79%	49.2g/人・日	49.2	× 25% =	12.3g/人・日 削減	目標①
資源化可能							
	紙類	15.36%	70.1g/人・日	70.1	× 15% =	10.5g/人・日 資源化	目標②
	プラスチック類	15.83%	72.2g/人・日	72.2	× 15% =	10.8g/人・日 資源化	目標②
	びん・缶類	0.05%	0.2g/人・日				
分別間違い							
	不燃物A	2.47%	11.3g/人・日				
	不燃物B	0.52%	2.4g/人・日				
	危険性の物	0.09%	0.4g/人・日				
処理対象外		0.02%	0.1g/人・日				

※1人1日当たり排出量＝ごみ組成調査結果での排出割合×令和４年度1人1日当たり収集される生活系燃やせるごみ排出量
※端数処理のため若干の誤差を含む。
※紙類：古紙類・紙パック・段ボール・新聞紙・雑誌・広告類（ノート）・紙箱類・小さな雑紙等
※プラスチック類：ペットボトル・容器包装プラ・レジ袋等

目標① 削減目標

ごみ組成調査の結果から、収集される生活系燃やせるごみの中には「手つかず食品・食べ残し」が 10.79%、１人１日当たり排出量では 49.2 グラムが含まれていると算出されました。手つかず食品や食べ残しなどの食品ロスは、本来消費されるはずだった食品であり燃やせるごみとして排出されるべきものではありません。よって、手つかず食品・食べ残しを「削減可能」な項目として、目標設定の対象とします。

市民意識調査において、「食品ロスが出ないようにしている」という取り組みの日ごろの実践度合いを調査したところ、「今後もっと実践したい」と回答した市民は 36.2%でした。食品ロス削減に関する施策に取り組むことで、この回答割合のうちおよそ７割の 25%の市民が「いつもしっかり実践する」ようになることを見込み、協力度として設定します。

よって、収集される生活系燃やせるごみとして排出されている手つかず食品・食べ残しについて、削減対策等の実施度合いが現状のままであった場合の令和 10 年度の将来見込値（単純推計）から、１人１日当たり排出量 12.3 グラムの削減を目指します。

●図表 3-39 食品ロスに関する市民意識調査結果

以下の取り組みについて、日ごろどの程度実践していますか。「食品ロスが出ないようにしている」	回答割合
いつもしっかり実践している	51.2%
時々実践しており、今後もっと実践したい	31.5%
時々実践している。実践度合いは変えない	9.3%
日ごろ実践していないが、今後はもっと実践したい	4.7%
日ごろ実践しておらず、今後も実践しない	1.4%
無回答・無効回答	1.9%

●図表 3-40 収集される生活系燃やせるごみの削減目標

ごみ組成調査結果【燃やせるごみ】		排出割合	1人1日当たり排出量	令和10年度目標			目標
				1人1日当たり排出量	協力度	単純推計からの削減量	
適正排出		54.87%	250.4g/人・日				
削減可能	手つかず食品・食べ残し	10.79%	49.2g/人・日	49.2 × 25% = 12.3g/人・日 削減			目標①

※1人1日当たり排出量＝ごみ組成調査結果での排出割合×令和４年度1人1日当たり収集される生活系燃やせるごみ排出量
※端数処理のため若干の誤差を含む。

目標② 資源化目標

ごみ組成調査の結果から、収集される生活系燃やせるごみの中には「紙類」が 15.36%排出されており、１人１日当たり排出量では 70.1 グラムが排出されていると算出されました。同様に「プラスチック類※」では 15.83%の排出割合で、72.2 グラムが排出されていると算出されました。本市においては紙類及びプラスチック類は資源ごみであるため、収集される生活系燃やせるごみのうち 30%以上をこれらの資源ごみが占めている状況にあります。よって、燃やせるごみ排出量削減や資源化率向上のため、「紙類」及び「プラスチック類※」を「資源化可能」な項目として、目標設定の対象とします。

市民意識調査において、本市のごみの分別方法やごみ減量、リサイクル等のごみに関する問題の関心度を調査しました。この設問に対して関心が「大いにある」「ある程度ある」と回答した市民のうち、紙類及びその他プラスチック製容器包装・ペットボトルの日ごろの分別・排出方法に関する設問で「誤った分別・排出方法を回答」をした市民は 18.7%でした（図表 3-41 に示すクロス集計結果より）。ごみの資源化や正しい分別方法に関する施策に取り組むことで、この回答割合のうちおよそ８割の 15%の市民が適切に分別・排出するようになると見込み、協力度として設定します。

よって収集される生活系燃やせるごみとして排出されている紙類及びプラスチック類※について、資源化対策等の実施度合いが現状のままであった場合の令和 10 年度の将来見込値（単純推計）から、紙類は１人１日当たり排出量 **10.5 グラムの資源化**を、プラスチック類※は **10.8 グラムの資源化**を目標とします。

※プラスチック類：ペットボトル、容器包装プラ、レジ袋等

●図表 3-41 「ごみ問題への関心度」×「日ごろの分別・排出方法」市民意識調査クロス集計結果

		分別方法やごみ減量、リサイクル等のごみに関する問題への関心度	
		ある	ない
日ごろの分別・排出方法	適切な分別・排出方法を回答した人	54.0%	8.3%
	誤った分別・排出方法を回答した人	18.7%	5.0%
	排出しないと回答した人・無回答・無効回答	10.0%	4.0%

●図表 3-42 収集される生活系燃やせるごみの資源化目標

ごみ組成調査結果【燃やせるごみ】		排出割合	1人1日当たり排出量	令和10年度目標 1人1日当たり排出量	協力度	単純推計からの削減量	目標
資源化可能							
	紙類	15.36%	70.1g/人・日	70.1 ×	15% =	10.5g/人・日 資源化	目標②
	プラスチック類	15.83%	72.2g/人・日	72.2 ×	15% =	10.8g/人・日 資源化	目標②
	びん・缶類	0.05%	0.2g/人・日				

※1人1日当たり排出量＝ごみ組成調査結果での排出割合×令和４年度1人1日当たり収集される生活系燃やせるごみ排出量
※端数処理のため若干の誤差を含む。
※紙類：古紙類・紙パック・段ボール・新聞紙・雑誌・広告類（ノート）・紙箱類・小さな雑紙等
※プラスチック類：ペットボトル・容器包装プラ・レジ袋等

3.6.2 事業系ごみ

事業系ごみは事業活動に伴って排出されることから、事業活動が活発になれば排出量も増加し、事業種別や事業規模の違いによっても排出量が増減するものです。よって他市町との比較等では、本市の事業系ごみの排出量を評価することは不十分であるといえます。しかし、本市においては不定期で実施している展開検査により、事業系一般廃棄物の中に産業廃棄物が混入していることを確認しています。本市では違反行為者に対して事業所への立ち入り調査を実施し、改善が見られない場合に勧告書による改善計画の提出要求を求め、それでも改善が見られない事業者には搬入停止処分の措置を講じる場合もあります。

また、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分・排出方法を正しく認識できていない事業者も見受けられることから、これらを踏まえ、「目標③ 分別徹底目標」による削減目標を設定します。

目標③ 分別徹底目標

事業者意識調査にて、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分を「認識している」と回答した事業者のうち、日ごろの分別・排出方法を問う設問で事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分を誤って回答した事業者の割合は、14.2%（図表 3-43 クロス集計結果より）でした。ごみの区分や分別方法の周知徹底を図るなど、分別徹底に関する施策に取り組むことで、この回答割合のうちおよそ８割の 11%の事業者が適切に分別・排出するようになると見込み、協力度として設定します。

よって、分別徹底対策等の実施度合いが現状のままであった場合の令和 10 年度の将来見込値（単純推計）から、事業系許可業者搬入ごみは **1.5t/日の分別徹底による削減**を、事業系直接搬入ごみは **0.3t/日の分別徹底による削減**を目標とします。

●図表 3-43 「事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分」×「日ごろの分別・排出方法」事業者意識調査クロス集計結果

		事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分について正しく認識しているか	
		認識している	認識していない
日ごろの分別・排出方法	適切な分別・排出方法を回答した事業者	16.0%	0.8%
	誤った分別・排出方法を回答した事業者	14.2%	0.5%
	その他の回答をした事業者	57.7%	10.8%

※「認識していない」は無回答を含む
※適切な分別・排出方法を回答した事業者：事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分を正しく回答した事業者
※誤った分別・排出方法を回答した事業者：事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分を誤って回答した事業者
※その他の回答をした事業者：「資源回収業者に引取を依頼」「ごみステーションや資源回収拠点に排出」「自社で処理」「排出しない」と回答した事業者と、無回答の事業者

●図表 3-44　事業系ごみの分別徹底目標

	令和10年度目標					目標
	1日当たり排出量		協力度		単純推計からの削減量	
事業系許可業者収集ごみ						
燃やせるごみ	14.0t/日	×	11%	=	1.5t/日　分別徹底	目標③
事業系直接搬入ごみ						
燃やせるごみ	2.3t/日	×	11%	=	0.3t/日　分別徹底	目標③

※1日当たり排出量:令和4年度の1日当たり排出量
※端数処理のため若干の誤差を含む。

3.6.3　目標値総括

ごみの削減・資源化・分別徹底等に対する対策の実施度合いが、現状の傾向のまま推移した場合の将来見込値（単純推計）に対して、目標①～③の目標を設定しごみの削減や資源化対策、分別徹底対策等を講じた場合の将来見込値（目標値）は以下に示すとおりとなります。

よって本計画では、数値目標年度（令和 10 年度）に1人1日当たりごみ総排出量 880.2 グラム以下の達成を目標とします。また更なる達成目標として、長期目標年度（令和 15 年度）において1人1日当たりごみ総排出量 850.0 グラム以下の達成を目指すものとします。

資源化率は、数値目標年度（令和 10 年度）に 15.6%以上の達成を目標とし、長期目標年度（令和 15 年度）において 17.2%以上の達成を目指すものとします。

最終処分量は、数値目標年度（令和 10 年度）に1年当たり 2,827 トン以下の達成を目標とし、長期目標年度（令和 15 年度）において1年当たり 2,530 トン以下の達成を目指すものとします。

●図表 3-45　目標達成時の将来見込値(目標値)のまとめ

		本計画		
	既定計画 目標値 令和5年度	基準年度 実績値 令和3年度	数値目標年度 目標値 令和10年度	長期目標年度目標値 令和15年度
1人1日当たり ごみ総排出量	929g/人･日 以下	1,078.4g/人･日	880.2g/人･日	854.0g/人･日 ⇒ 850.0g/人･日
1人1日当たり 生活系ごみ排出量	738g/人･日 以下	831.8g/人･日	563.8g/人･日	532.2g/人･日
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	560g/人･日 以下	707.8g/人･日	460.1g/人･日	414.5g/人･日
1人1日当たり 事業所ごみ排出量	181g/人･日 以下	245.5g/人･日	286.8g/人･日	296.4g/人･日
資源化率	20%　以上	12.8%	15.6%	17.2%
最終処分量	3,399t/年 以下	3,945t/年	2,827t/年	2,530t/年

※事業所ごみ:既定計画において定義しており、事業系ごみから事業系資源ごみを除いたもの
※事業所ごみと生活系ごみの目標値は、令和4年度に事業系ごみのステーション排出制度を廃止したことによるそれぞれの排出量の変化を踏まえた数値である。

●図表 3-46　目標達成時の将来見込値（目標値）のまとめ詳細

数値目標			R4実績	削減量	資源化量	令和10年度 単純推計	令和10年度 目標達成時
			g/人･日	g/人･日	g/人･日	g/人･日	g/人･日
生活系ごみ	収集ごみ	燃やせるごみ	456.3	-12.3	-21.3	435.4	401.8
		不燃物A	9.1			9.1	9.1
		不燃物B	12.4	目標①		12.4	12.4
		資源ごみ	86.8		+21.3	82.3	103.6
		粗大ごみ	3.6			3.4	3.4
		計	568.1		目標②	542.6	530.3
	直接搬入ごみ	燃やせるごみ	5.0			4.8	4.8
		不燃物A	3.6			3.6	3.6
		不燃物B	0.4			0.4	0.4
		資源ごみ	0.1			0.1	0.1
		粗大ごみ	35.9			24.7	24.7
		計	45.0			33.6	33.6
	生活系ごみ 計		613.2	-12.3		576.2	563.9

数値目標			R4実績	分別徹底量	令和10年度 単純推計	令和10年度 目標達成時
			t/日	t/日	t/日	t/日
事業系ごみ	許可業者収集ごみ	燃やせるごみ	14.0	-1.5	12.7	11.2
		不燃物A	0.5	目標③	0.5	0.5
		不燃物B	0.1		0.1	0.1
		資源ごみ	0.1		0.1	0.1
		粗大ごみ	0		0	0
		計	14.7		13.4	11.9
	直接搬入ごみ	燃やせるごみ	2.3	-0.3	2.7	2.4
		不燃物A	0.3	目標③	0.3	0.3
		不燃物B	0.01		0.01	0.01
		資源ごみ	0.01		0.01	0.01
		粗大ごみ	0.2		0.2	0.2
		計	2.8		3.2	2.9
	事業系ごみ 計		17.5	-1.8	16.6	14.8

	R4実績		令和10年度 単純推計		令和10年度 目標達成時	
	g/人･日	t/年	g/人･日	t/年	g/人･日	t/年
ごみ総排出量	960.5	19,629	927.5	17,314	880.2	16,431
生活系ごみ排出量	613.2	12,530	576.2	10,756	563.9	10,526
家庭系ごみ排出量	526.3	10,755	493.7	9,217	460.1	8,589
事業系ごみ排出量	312.2	6,380	323.5	6,040	288.6	5,387
事業所ごみ排出量	310.4	6,344	321.8	6,007	286.8	5,354

3.7　計画策定のための基本理念・基本方針

本市では、本計画の上位計画である「玉野市総合計画（令和５年４月策定）」において、本市の目指す将来像に『誰もが行ってみたい、住み続けたいまち ～たまので育つ、TAMANOが育つ～ 』を掲げており、生活環境・都市基盤の分野においては、「美しい自然と快適な都市機能を未来につなぐまち」を政策に掲げています。

本計画においては、これらの実現を目指すための基本理念として「資源がまわる循環型社会の構築」を定めることとします。そして、市民・事業者・行政それぞれが役割や責任を正しく認識し互いに連携・協力することで、排出抑制や資源化促進、分別徹底等の各種施策を実現し、目標達成を目指すものとします。

本計画における基本理念実現のため、以下のとおり基本方針を策定します。

●基本理念及び基本方針

基本理念　資源がまわる循環型社会の構築

方針１　市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化・資源化の促進

4Rの考え方に基づき、ごみ減量化・資源化を推進していきます。また、市民・事業者・行政の三者がごみ減量、資源分別に向けたそれぞれの役割を果たすことが必要となり、取組の実施においては、三者が連携・協力し取り組んでいきます。

①リフューズ（不要品を買わない・貰わない）
②リデュース（発生を抑制する）
③リユース（再使用する）
④リサイクル（再生利用する）

方針２　環境負荷の少ない適正処理・処分の実施

廃棄物の処理にあたっては、多くのエネルギーが必要であり、その際には地球温暖化の要因となる二酸化炭素をはじめ、環境に負荷を与える物質が発生します。

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分にあたっては、発生する環境負荷をできる限り軽減するとともに、ごみ処理に関する住民サービスの充実や環境美化を推進します。

3.8 目標達成のための施策

本市において、ごみの排出抑制や資源化促進等を進めていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を正しく認識し、責任をもって積極的に取り組んでいくことが重要です。よって本計画では、ごみの排出抑制及び資源化促進等に向けて、以下の施策を推進します。なお、重点的に取り組んでいく施策等については、「重点施策」と表記しました。

●図表 3-47 施策の体系

施策			施策内容	
施策の柱１				
環境教育・普及啓発	(1) 市民への意識啓発	施策1	ごみの現状に関する情報発信	重点施策
		施策2	市民向けの情報発信手法・機会の充実	重点施策
	(2) 事業者への意識啓発	施策3	事業者への発生抑制・資源化の指導	重点施策
		施策4	事業系ごみに関する情報発信	新規施策
	(3) 正しいごみ分別・排出方法の啓発	施策5	ごみ分別辞典の充実	継続
		施策6	転入者等への啓発	継続
	(4) 環境学習の充実	施策7	教育機関等における環境学習	重点施策
		施策8	学習機会の創出	継続
		施策9	施設見学の充実	継続
施策の柱２				
発生抑制・排出削減	(1) 市民への取り組み支援	施策10	市民との協力	重点施策
		施策11	水切りの推進	新規施策
		施策12	「資源ごみ回収推進団体」の活動推進	継続
		施策13	「環境美化推進員」の活動推進	継続
	(2) 事業者への取り組み支援	施策14	事業者・廃棄物再生事業者との協力	継続
		施策15	多量排出事業者に対する情報提供	重点施策
		施策16	違反行為者に対する対応	重点・新規施策
施策の柱３				
資源化	(1) 分別収集による資源化促進	施策17	資源物の分別収集の推進	重点施策
		施策18	ごみの減量・資源化に効果的な分別収集方法の検討	重点施策
		施策19	「プラスチック資源循環促進法」への対応	新規施策
	(2) 資源化促進に関する仕組みの活用	施策20	リサイクルプラザの有効活用	重点施策
		施策21	グリーン購入の促進	継続
	(3) 事業者との協力	施策22	店頭回収等の促進	継続
		施策23	事業者による資源回収の促進	継続
	(4) マテリアルリサイクルの推進	施策24	廃食用油のリサイクル及びBDFの活用	継続
		施策25	使用済小型家電のリサイクル	重点施策
		施策26	焼却残渣等の資源化	継続
		施策27	生ごみ処理容器の普及啓発	重点施策
施策の柱４				
適正処理	(1) 適正な管理の推進	施策28	ごみステーションの管理の徹底	継続
	(2) 収集サービスの効率化及び最適化	施策29	分別・排出困難者に対する戸別収集等の実施	重点施策
		施策30	適切なごみ収集・運搬業の指導	継続
	(3)手数料等の見直し	施策31	廃棄物処理手数料等の見直し	新規施策

3.9 施策の柱１「環境教育・普及啓発」

本市において循環型社会の構築を目指すためには、市民・事業者が本市内におけるごみの正しい分別排出方法を把握し実践するだけでなく、ごみに関する問題に向き合い、ごみの排出抑制や資源化対策に取り組む意識を醸成することが重要となってきます。

よって本市では、**施策の柱1「環境教育・普及啓発」**において、市民・事業者のごみに関する意識の醸成を目的に、**(1)市民への意識啓発、(2)事業者への意識啓発、(3)正しいごみ分別・排出方法の啓発、(4)環境学習の充実、**の４つを中心に施策を策定し、取り組んでいくものとします。

●図表 3-48　施策の柱1「環境教育・普及啓発」の施策内容

施策		施策内容		
施策の柱１				
環境教育・普及啓発	(1) 市民への意識啓発	施策1	ごみの現状に関する情報発信	重点施策
		施策2	市民向けの情報発信手法・機会の充実	重点施策
	(2) 事業者への意識啓発	施策3	事業者への発生抑制・資源化の指導	重点施策
		施策4	事業系ごみに関する情報発信	新規施策
	(3) 正しいごみ分別・排出方法の啓発	施策5	ごみ分別辞典の充実	継続
		施策6	転入者等への啓発	継続
	(4) 環境学習の充実	施策7	教育機関等における環境学習	重点施策
		施策8	学習機会の創出	継続
		施策9	施設見学の充実	継続

（１）市民への意識啓発

㊐　施策１　ごみの現状に関する情報発信

市民のごみ問題への関心は高い傾向にありますが、世代間の格差が生じています。市民意識調査結果によると、特に若年層はごみに関する問題への関心度が低く、重点的な情報発信による意識啓発が必要です。

市民の意識向上によるごみの減量化・資源化の更なる推進に向けて、ごみの正しい分別・排出方法や資源物回収後の流れ、県内他市町村と比較した本市のごみ排出量実績、本計画における各種目標値等に関して、様々な媒体での情報発信に努めます。また、地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるよう努めます。

●図表 3-49 「ごみ問題への関心度」×「年齢層」市民意識調査クロス集計結果

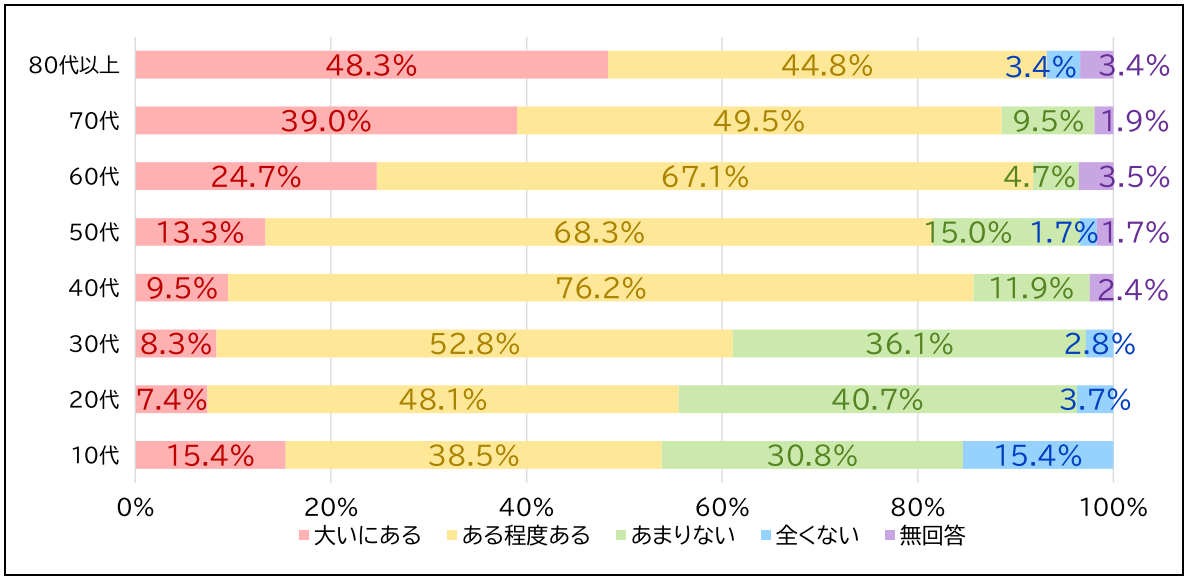

重点施策

●本計画における目標の進捗状況等については、毎年度作成する玉野市環境保全事業概要や、一般廃棄物処理実施計画などで玉野市ホームページにおいて公表するとともに、広報紙やごみ分別収集カレンダーなど、市民に身近な媒体を用いて情報発信します。

玉野市ホームページでの
「家庭系ごみ有料化開始以降の状況」情報発信実例▼

㊦　施策２　市民向けの情報発信手法・機会の充実

市民のごみの減量や資源化を推進するため、資源回収活動や環境イベント、店頭・拠点回収等の情報収集を行います。情報収集により得た内容や、施策１に例示した内容について、様々な手法を用いてより広く情報発信を行い、市民がごみに関する情報を得る機会の更なる増進に努めます。

重点施策

●市民に向けた意識啓発や情報発信の手法として、年齢層に応じたあらゆる情報発信手段・機会を通じて周知し、市民一人ひとりの意識向上と取り組みの浸透を図ります。

●広報紙「広報たまの」や出前講座、各種イベント、玉野市ごみ分別収集カレンダー、玉野市ごみ分別辞典、玉野市ホームページ、玉野市公式 YouTube、玉野市公式 facebook、玉野市公式 Instagram 等の市民に身近なあらゆる媒体・手法・機会を通じて広く情報発信をします。

玉野市 HP
（ごみ･環境）

玉野市公式
YouTube

玉野市公式
facebook

玉野市公式
X(旧 twitter)

玉野市
Instagram

玉野市公式 YouTube での情報発信実例▼

（２）事業者への意識啓発

㊐　施策３　事業者への発生抑制・資源化の指導

事業者は「廃棄物処理法」及び「玉野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」において、廃棄物の減量や適正処理、資源化に関する責務が定められてることから、事業者に対して、排出者責任や拡大生産者責任があることについての認識向上を図ります。また廃棄物の適正な処理・処分、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制や減量、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう指導を徹底します。

市民との協働による取り組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場を提供するなど、活動を支援します。

重点施策

●本計画における事業系ごみの分別徹底目標について、広報紙やホームページ、研修会等あらゆる手法・機会を通して周知し、事業者の意識向上と取り組みの浸透を図ります。

●事業者によるごみ発生抑制・資源化の取り組みを支援するため、定期的に「事業系ごみ搬入状況調査（展開検査）」や「事業所ごみの組成調査」等で産業廃棄物が不法に搬入されていないか、資源物が含まれていないか等の実態把握を行い、事業者に対し指導を行います。またその結果を広報紙やホームページ等で情報発信し、周知徹底を図ります。

●上記の調査等に基づき、現行のごみ処理料金体系の改定や資源物の搬入禁止等について検討を行います。

㊐　施策４　事業系ごみに関する情報発信

本市では、事業系ごみの減量・資源化への協力をお願いするとともに、事業系ごみ排出者としての役割と責任を再度認識していただき、実用的な取り組みへと結びつけるための参考資料として活用してもらえるよう、本市では令和４年度に「事業系一般廃棄物ガイドブック」を作成しました。事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分や判別方法についての解説、それぞれの分別・処理方法、事業所ごみの処理等に関する事業者の責務、ごみの減量のための取り組みの紹介及び産業廃棄物の混入についてなど、事業系ごみに関する情報を掲載しています。事業系ごみの適正処理について、事業系一般廃棄物ガイドブックを活用した情報発信を行い周知徹底を図るとともに、その内容の充実に努めます。

事業系一般廃棄物
ガイドブック▼

（３）正しいごみ分別・排出方法の啓発

㊨　施策５　ごみ分別辞典の充実

ごみの排出時において、分別を徹底してもらうとともに、資源化を推進していくため、ごみ分別辞典をより見やすく、分かりやすいように内容を充実させていきます。

また本市では令和５年１月より、ごみの分別徹底や資源化をより一層推進するため、スマートフォンなどでいつでも手軽に確認できる「ごみ分別アプリ」の提供を開始しました。ごみ分別アプリは現在日本語、英語に加え、ベトナム語、中国語、ポルトガル語、フィリピン語、韓国語、インドネシア語及びスペイン語に対応しています。今後もより多くの市民に内容を理解してもらい、実践してもらえるように、内容を充実させていきます。

ごみ分別アプリ(日本語 ver)▼

その他の言語のごみ分別アプリ▼

㊨　施策６　転入者等への啓発

転入者に対しては、本市の資源分別のルールを正しく把握し守ってもらうため、ごみ分別収集カレンダー、ごみ分別辞典の配布等を通して周知を図ります。また、自治会に加入していない賃貸住宅居住者等の市民に対しても、入居時等において、不動産業者や管理業者等を通じ、正しいごみの分別・排出方法を啓発します。さらに、介護事業者は市民に代わってごみの分別を行う場合があるため、分別・排出方法等について指導していきます。

玉野市ごみ分別収集カレンダー▼

玉野市ごみ分別辞典▼

▲玉野市ホームページでも掲載中

（４）環境学習の充実

㊨　施策７　教育機関等における環境学習

環境を意識したライフスタイルを日常的に無理なく送るためには、幼少期から環境学習に取り組むことが重要です。「人と環境」の関係について、総合的かつ科学的な理解を深めることで、環境問題やごみの適正な分別・排出、ごみ発生抑制や資源化促進等に日常的に取り組める児童・生徒等の育成を目標とし、幼稚園・保育園・小学校・中学校等での環境学習を推進します。

重点施策

●幼稚園・保育園の幼児や小学校低学年の児童を対象とした環境学習プログラムの作成・提供等について検討します。

●環境学習を効果的に行うため、年齢に応じた効果的な学校環境活動実践集などの教材や副読本等を作成し、ごみの発生抑制や資源化促進等についての意義・必要性について意識醸成を図るとともに、環境イベント等への参加や各学校等での資源の集団回収への協力など、身近な取り組みの実践を促進します。

㊨　施策８　学習機会の創出

本市ではまちづくり出前講座として、ごみの減量やリサイクルについての出前講座を行っています。出前講座開催希望日の１か月前までに、出前講座の担当課へ申し込みの申請書を提出いただくか、まちづくり出前講座電子申請システムでの申請をすることで、出前講座を受講できます。広く社会教育の中でも多くの市民が環境について学び、実践する機会を可能な限り多く創出していくことが必要です。環境保全や環境配慮、資源循環と低炭素の統合的取り組み等に関する知識と行動を習得することを目的とし、市民参加の学習機会を設けていきます。

㊨　施策９　施設見学の充実

本市では、小学４年生で行う社会科見学において、ごみや資源物の処理工程を実際に見て実感し、関連するごみの問題等についても学ぶことのできる機会として、玉野市東清掃センターの見学機会を設けています。さらに、大人の方も対象としたごみ処理施設や最終処分場の見学会を開催するなど、より多くの市民に対してごみや資源物の処理工程、ごみの処分工程などを学ぶ機会を拡充していきます。

3.10 施策の柱2「発生抑制・排出削減」

本市の１人１日当たりごみ総排出量は県内で最も多く（令和３年度実績）、本計画において設定する各目標値を達成するためには、ごみを発生させない「発生抑制」の取り組みや、発生するごみの量を出来得る限り抑制する「排出削減」の取り組みを、市民・事業者・行政がお互いに協同し、実施していくことが必要不可欠です。

よって本市では、**施策の柱2「発生抑制・排出削減」**において、ごみの発生抑制・排出削減に資する様々な取り組みをより一層推進することを目的に、**(1)市民への取り組み支援、(2)事業者への取り組み支援**の２つを中心に施策を策定し、取り組んでいくものとします。

●図表 3-50 施策の柱2「発生抑制・排出削減」の施策内容

施策		施策内容		
発生抑制・排出削減	施策の柱２			
	(1) 市民への取り組み支援	施策10	市民との協力	重点施策
		施策11	水切りの推進	新規施策
		施策12	「資源ごみ回収推進団体」の活動推進	継続
		施策13	「環境美化推進員」の活動推進	継続
	(2) 事業者への取り組み支援	施策14	事業者・廃棄物再生事業者との協力	継続
		施策15	多量排出事業者に対する情報提供	重点施策
		施策16	違反行為者に対する対応	重点・新規施策

（１）市民への取り組み支援

㊞　施策 10　市民との協力

ごみを根本から発生させない「発生抑制」の観点、発生するごみを出来得る限り減らす「排出削減」の観点に基づき、効果的な取り組みの普及啓発に努め、環境を意識したライフスタイルの提案を進め、必要となる情報提供に努めます。

重点施策

●マイバックを持参しレジ袋を購入せず、使い捨て商品の使用や購入を避け、詰め替え容器や再使用可能な商品を優先的に使用・購入する、過剰包装の商品を選択しない、再生品の購入を心掛けるなど、いつでも実践可能で効果的な取り組みについて情報提供を行い、普及啓発に努めます。

㊞　施策 11　水切りの推進

本市の収集される生活系燃やせるごみのうち、調理くずは２割以上を占めていることが、ごみ組成調査により確認されています。調理くず、いわゆる生ごみの重量のうち、約８割は水分であり、生ごみを排出する前に水分を絞るだけでも、回数が積み重なれば大きな減量効果が期待できるものです。よって本市では、水切りの重要性やごみ出しにおけるメリットや経済効果、水切りの方法等の普及啓発に努めます。

1回のごみ出しで 15ml(15g)水切りを行ったら？

○燃やせるごみを週に２回排出する場合
⇒1 世帯では年間 100 回の排出（令和５年度実績）
⇒15ｇ×100 回 ＝ 1.5kg/1 世帯・年の排出量削減

○ごみ 1kg 当たりごみ処理費用（令和４年度実績）
※施設建設費等を除く
⇒49.88 円/kg

○本市の令和４年度末の世帯数
⇒27,016 世帯

1.5kg/1 世帯・年 × 49.88 円/kg × 27,016 世帯
＝ **年間 2,021,337 円 の費用削減につながる!!**

実践してみよう!!『生ごみの水切り』

手袋をして絞ろう！

㊩ 施策 12　「資源ごみ回収推進団体」の活動推進

本市では、資源回収活動を実施する PTA や町内会、子供会などの市民団体に対して、資源の再利用によるごみの減量化を図ることを目的に報奨金を交付しています。

ごみの減量化や資源化の促進のためには、資源として回収できるものをできる限り回収することが必要であり、資源回収活動を実施する「資源ごみ回収推進団体」の活動促進も効果的であるため、市民の積極的な資源回収を促すために、必要な情報提供に努めます。

資源ごみ回収推進団体への補助

1. 登録

毎年４月中に登録が必要です。（新規の方は、申請前にご相談ください。）１年更新のため、毎年登録申請が必要です。登録の際は、団体登録申請書に必要事項を記入し、環境保全課窓口に提出してください。

2. 資源回収

古紙や古布、空き缶、ペットボトルなど、家庭から出る資源を回収します。回収後は資源化事業参加業者に渡してください。業者から買い上げ明細書（団体用・市提出用）を受け取ります。

【！注意！】

ごみステーションに出された資源を抜き取ることは、条例により禁止されていますので、絶対にしないでください。

3. 申請

期間中の資源回収が終わったら、報奨金交付申請書に買い上げ明細書の内容を記入し、環境保全課の窓口に提出してください。その際振り込み口座の確認をしますので、通帳または通帳のコピー（表紙をめくった、支店名が掲載された部分をコピーしてください）をご持参ください。

4. 報奨金入金

報奨金を口座に入金します。報奨金は、回収した資源の重量（kg）×5 円です。
たくさん集めましょう！

㊩ 施策 13　「環境美化推進員」の活動推進

ごみのポイ捨てや不法投棄のない快適な生活環境づくりを推進するとともに、美しいまちづくりの実現を目指し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として「玉野市環境美化推進員」を各地区に委嘱し、廃棄物の正しい出し方の指導、不法投棄等に関する情報の収集及び通報等の活動を実施しています。市民に対しては、環境美化推進員の存在や役割を広く周知することで、引き続きその活動を支援していきます。

（２）事業者への取り組み支援

㊩　施策 14　事業者・廃棄物再生事業者との協力

事業者に対して、使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器（リターナブル容器）への転換を図るとともに、びん・缶等の自主回収の促進に必要となる情報提供に努めます。また、過剰包装を抑制し、再使用・再生利用できる素材や形状への転換、回収・資源化のルートの構築など、容器包装廃棄物の発生抑制の推進に必要となる情報提供に努めます。

㊩　施策 15　多量排出事業者に対する情報提供

事業所ごみの減量化に向け、多量排出事業者への積極的なごみ減量指導や、事業者を対象とした研修会の開催及び情報提供に努めます。

重点施策

●条例で定める多量排出事業者に対しては、廃棄物責任者の設置、ごみ減量計画書及び実績報告等の提出を義務付ける制度について、導入を図ります。

㊩　施策 16　違反行為者に対する対応

本市では、許可業者が玉野市東清掃センターに搬入する事業系ごみについて、他市町村のごみやプラ・金属などの産業廃棄物の混入、積載量の超過などの搬入状況調査（展開検査）を実施しています。

重点施策

●違反物を発見した場合は搬入業者に立ち会いを求め、「玉野市廃棄物の減量及び適正に関する条例・規則」に基づき、「確認書」で違反物の確認を行い違反物は持ち帰ってもらいます。後日廃棄物の管理状況について事務所に立入調査を行うとともに、事後も継続的に展開検査を行い、改善がみられない場合は「勧告書」で改善計画の提出を求めます。「勧告書」の通知以降、改善がみられない場合は、搬入停止処分を行う場合があります。

●図表 3-51　展開検査の様子

参考：事業系一般廃棄物ガイドブック，玉野市市民生活部環境保全課 東清掃センター，令和4年 11 月

3.11 施策の柱3「資源化」

本市の資源化率は県内ワースト４位であり（令和３年度実績）、本計画において設定する各目標値を達成するためには、ごみの分別収集段階や排出段階において、ごみをごみとして排出せず可能な限り資源として回収する取り組みを、市民・事業者・行政がお互いに協働し実施していくことが必要不可欠です。

よって本市では、**施策の柱3「資源化」**において、ごみの資源化に資する様々な取り組みをより一層推進することを目的に、**(1)分別収集による資源化促進、(2)資源化促進に関する仕組みの活用、(3)事業者との協力、(4)マテリアルリサイクルの推進、**の４つを中心に施策を策定し、取り組んでいくものとします。

●図表 3-52 施策の柱3「資源化」の施策内容

施策		施策内容		
施策の柱３				
資源化	(1) 分別収集による資源化促進	施策17	資源物の分別収集の推進	重点施策
		施策18	ごみの減量･資源化に効果的な分別収集方法の検討	重点施策
		施策19	「プラスチック資源循環促進法」への対応	新規施策
	(2) 資源化促進に関する仕組みの活用	施策20	リサイクルプラザの有効活用	重点施策
		施策21	グリーン購入の促進	継続
	(3) 事業者との協力	施策22	店頭回収等の促進	継続
		施策23	事業者による資源回収の促進	継続
	(4) マテリアルリサイクルの推進	施策24	廃食用油のリサイクル及びBDFの活用	継続
		施策25	使用済小型家電のリサイクル	重点施策
		施策26	焼却残渣等の資源化	継続
		施策27	生ごみ処理容器の普及啓発	重点施策

（１）分別収集による資源化促進

㊨　施策 17　資源物の分別収集の推進

燃やせるごみ、その他プラスチック製容器包装、不燃物 B の中には、紙・ペットボトル・容器包装プラ等のプラスチック類・びん類・缶類等の資源化できる資源ごみが多く含まれていることが、ごみ組成調査により確認されました。

●図表 3-53　ごみ組成調査の結果(再掲)

【燃やせるごみ】

適正排出	**54.87%**
紙類	16.06%
布類	1.23%
プラスチック類	1.06%
木･革･ゴム類	0.66%
その他可燃物	35.86%
削減可能	**10.79%**
厨芥類	10.79%
資源化可能	**31.24%**
紙類	15.36%
プラスチック類	15.83%
びん･缶類	0.05%
分別間違い	**3.08%**
不燃物A	2.47%
不燃物B	0.52%
危険性の物	0.09%
処理対象外	**0.02%**
処理対象外	0.02%

【その他プラスチック製容器包装】

適正排出	**88.31%**
プラスチック類	88.31%
資源化可能	**9.12%**
紙類	0.35%
プラスチック類	8.77%
分別間違い	**2.57%**
可燃ごみ	1.21%
不燃物B	1.36%

【不燃物 B】

適正排出	**72.87%**
製品プラスチック類	41.42%
金属類	23.16%
小型家電	8.29%
資源化可能	**4.71%**
プラスチック類	4.22%
びん･缶類	0.49%
分別間違い	**22.42%**
不燃物A	1.68%
可燃ごみ	7.32%
粗大ごみ	13.06%
危険性の物	0.36%

重点施策

●市民のリサイクル機会の増大に向けて、拠点回収場所の拡大など、資源物の効率的かつ効果的な収集・回収方法について検討します。

㊨　施策 18　ごみの減量・資源化に効果的な分別収集方法の検討

ごみの減量化及び資源化を推進していくためには、資源物の分別の種類を増やすことが考えられます。なお、分別収集品目を増加するためには、市民の負担だけでなく、収集・運搬体制や財源の確保など多方面からの検討が必要となるため、回収品目の追加については、効率的かつ効果的な収集・回収方法等も併せて検討を行います。

重点施策

●資源物の回収品目の追加や統合、店頭回収協力店の拡大、市民による集団回収等への報奨金の見直し及び３Ｒ行動へのポイント還元システム等について検討します。

施策 19　「プラスチック資源循環促進法」への対応

国では令和３年６月に「プラスチック資源循環促進法」が交付となりました。この法律は、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだものとなっています。

生活をするうえでプラスチックを使用するにあたり、その使用量を最小限に抑えることで「排出抑制」を行うことが必要であり、必要不可欠であるプラスチックの使用がある場合には、経済性や技術水準、本市における実施可能性等を考慮しつつ、徹底的な「資源化」及び「再使用」が必要です。

本市においては引き続き容器包装プラスチックの分別収集や資源化のさらなる推進に努めるとともに、国の方針に基づき、新たな分別収集・資源化方策についても検討を進めていきます。

●図表 3-54　プラスチックの資源循環に向けてのそれぞれの役割

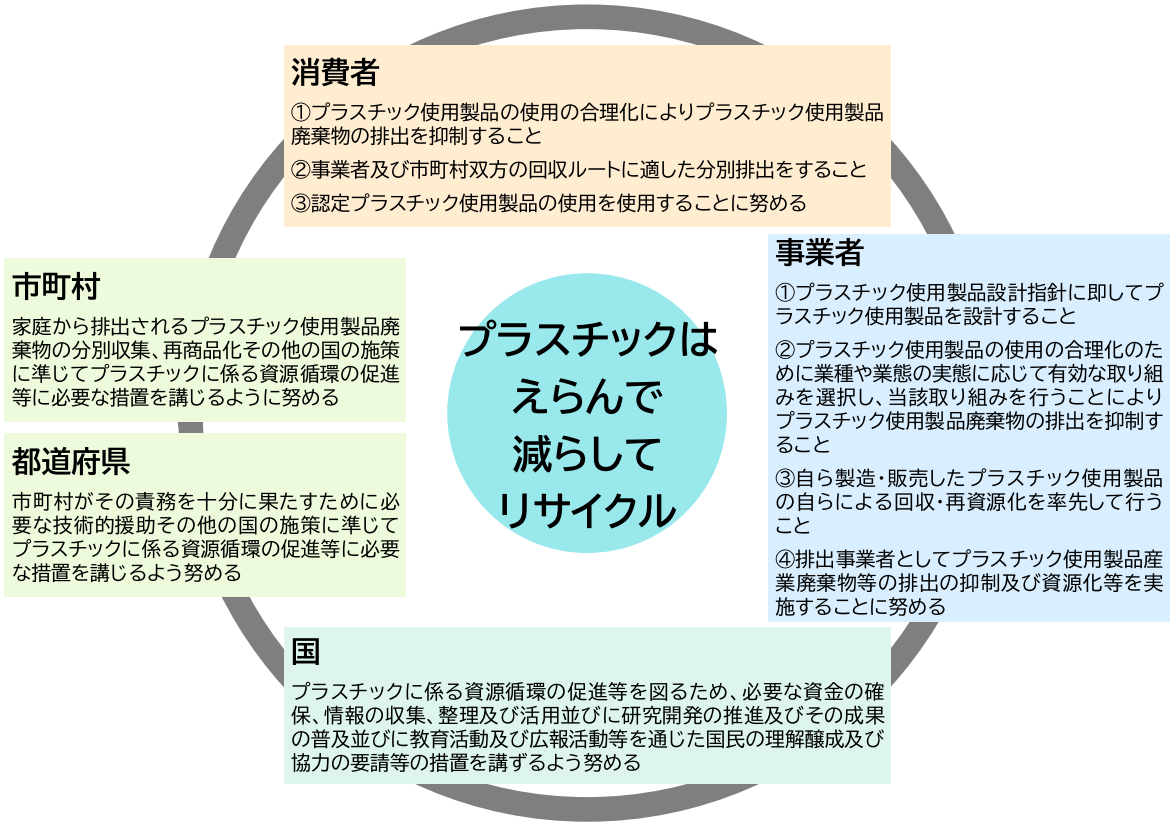

参考:「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ，環境省 HP

（２）資源化促進に関する仕組みの活用

㊨　施策 20　リサイクルプラザの有効活用

リサイクルプラザでは、ごみの減量及び資源化を啓発・促進するための取り組みを行っています。その他にも市民を対象とした廃棄物・環境問題等についての研修・情報提供などを行うための研修室や情報コーナー、工房室を配置しています。リサイクルプラザはごみの処理などについて見て、聞いて、体験することができる施設であるため、今後も、施設を積極的に利用し、市民のリサイクル意識向上を図っていきます。

重点施策

●市民による２Ｒ（リデュース・リユース）への取り組み、リサイクルプラザの活用をより一層推進するため、市民団体や事業者等との連携・協力について検討します。

㊨　施策 21　グリーン購入の促進

リサイクルを推進していくためには、再生品等の供給面の取り組みに加えて需要面からの支援が重要であることから、本市が率先して再生品等の環境物品の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の掘り起こしを図ります。

（３）事業者との協力

㊨　施策 22　店頭回収等の促進

食品トレイ・紙パック・インクカートリッジ・充電式電池などの資源化に向けては、店舗や事業所の空きスペースを活用した店頭回収等の実施があげられます。

本市では、これら事業者による民間リサイクルルートが市民に積極的に活用されるよう、さまざまな媒体による情報提供等の支援を行います。

小型充電式電池・
ボタン電池回収 BOX▼

環境保全課・玉野市東清掃センター・
リサイクル協力店に設置されています。

㊨　施策 23　事業者による資源回収の促進

製品や容器等の製造や販売などを行う事業者には、拡大生産者責任に基づく役割として、製品などが使用されたあとのものを自ら引き取るという責務があるため、事業者による自主回収を促進するための情報提供に努めます。

（4）マテリアルリサイクルの推進

㊩ 施策 24　廃食用油のリサイクル及び BDF の活用

本市では、給食センターなどから回収した廃食用油を民間事業者に売却し、そこでバイオディーゼル燃料（BDF）として製造されたものを購入して、ごみ収集車の燃料として使用しています。資源の有効利用ができるだけでなく、BDF は軽油と比較して硫黄酸化物や黒煙の排出が少ないため大気汚染の防止につながることから、この取り組みについて今後も継続して実施ができるよう努めます。

㊩ 施策 25　使用済小型家電のリサイクル

小型家電の部品には、鉄・アルミ・金・銀・銅・レアメタルなど貴重な資源が含まれています。本市では、不燃物 B からのピックアップ回収の他、平成 28 年 4 月から市庁舎や各市民センターなど市内 15 ヵ所に回収ボックスを設置し、使用済小型家電の拠点回収を行っています。

重点施策

●市民の排出・リサイクル機会の増大を図るため、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなど事業者の協力・連携をもとに、市内における回収拠点の増設について検討します。

●常時開設型の回収拠点（常設保管倉庫等）、ごみステーションに排出されるごみ・資源物の在り方についても併せて検討し、より効率的かつ効果的な回収･リサイクルシステムの構築を図ります。

玉野市 HP　小型家電をリサイクルしましょう▲

回収ボックス対象品

・家庭で使われなくなった小型家電で回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に入るもの

通信機器･パソコン及びパソコン周辺機器：
携帯電話・タブレット・USB メモリ・ファクシミリ・BS/CS 等の無線通信機器・パソコン・プリンター・キーボード・液晶モニター・スキャナー・プロジェクター・電子辞書等

音楽映像関連機器類･ゲーム機：
ビデオテープレコーダー・ラジカセ・デジタルカメラ・携帯用ゲーム機・オーディオプレイヤー類・レコーダー類・カメラ類・ビデオカメラ・ヘッドホン・据置型ゲーム機・携帯型ゲーム機等

調理用･衛生用･美容用電気機器類：
電気カミソリ・電気バリカン・電動歯ブラシ・ヘアドライヤー・ジューサーミキサー・コーヒーメーカー・トースター・電気アイロン・扇風機・電気ストーブ・加湿器・電気掃除機・空気清浄機等

車載電子機器類：カーテレビ・カーステレオ・カーラジオ・ETC 車載ユニット・カーナビ等

その他家電製品：リモコン・AC アダプタ・ケーブル・懐中電灯・時計・電卓・アイロン・家庭用ミシン・ラジコン・電気工具等

㊨ 施策 26　焼却残渣等の資源化

焼却処理に伴い発生する焼却残渣については、その全量を埋立処分していますが、今後は金属類等の有価物の回収やセメント原料化等の資源化について、処理コスト等も含めて検討を行います。

㊨ 施策 27　生ごみ処理容器の普及啓発

ごみ組成調査の結果によると、本市で排出されている収集される生活系燃やせるごみの中には、調理くずが 22.80%、手つかず食品及び食べ残しが 10.79%排出されており、燃やせるごみのうち合計 33.59%は厨芥類が占めていることになります。

本市では、生ごみの減量・たい肥化を促進するため、生ごみ処理容器購入費の補助制度を整備しています。生ごみの堆肥化やコンポスト、生ごみ処理容器購入費の補助制度に関する情報提供に努めることで市民・事業者に対し広く普及啓発を行い、多くの市民に実践してもらえるよう、情報発信を行います。

重点施策

●生ごみの減量やたい肥化による資源化は様々なメリットがあり、これらを市民に対して広報することで、より多くの市民にコンポストや生ごみ処理容器を導入してもらえるよう、情報発信を行います。

生ごみ処理容器購入費の補助制度

1. 補助申請ができる人
   - ① 市内に住所があり居住している
   - ② 市内に容器を設置し適切な管理ができる
   - ③市税の滞納がない
   - ④過去５年で当該補助を受けていない
2. 補助金の対象になる機器
   生ごみをたい肥化する容器（容器式及び電気式）※単に生ごみを破砕するだけの容器は対象外
3. 補助金の内容※送料は補助対象額に含まない
   容器式（１世帯当たり２基）：補助率 1/2　上限額 3,000 円（100 円未満切り捨て）
   電気式（１世帯当たり１基）：補助率 1/2　上限額 30,000 円（100 円未満切り捨て）
4. 補助申請から交付の流れ
   - ① 任意のコンポスト容器を購入
   - ② 環境保全課へ申請
   - ③ 市から指定の口座へ入金

玉野市 HP 生ごみ処理容器購入費の補助▲についてもっと詳しく知りたい方はこちら

3.12 施策の柱4「適正処理」

ごみは、ごみ排出者により適切に排出され、収集・運搬許可業者により適切に収集・運搬されることではじめて処理・処分・資源化されることから、排出・収集・運搬が適切に行われることは、本市におけるごみ処理において大変重要な段階です。

よって本市では、**施策の柱4「適正処理」**において、ごみの適正処理に資する様々な取り組みをより一層推進することを目的に、**(1)適正な管理の推進、(2)収集サービスの効率化及び最適化、(3)手数料等の見直し、**の３つを中心に施策を策定し、取り組んでいくものとします。

●図表 3-55 施策の柱4「適正処理」の施策内容

施策		施策内容		
施策の柱４				
適正処理	(1) 適正な管理の推進	施策28	ごみステーションの管理の徹底	継続
	(2) 収集サービスの効率化及び最適化	施策29	分別･排出困難者に対する戸別収集等の実施	重点施策
		施策30	適切なごみ収集･運搬業の指導	継続
	(3)手数料等の見直し	施策31	廃棄物処理手数料等の見直し	新規施策

（１）適正な管理の推進

㊩　施策 28　ごみステーションの管理の徹底

ごみの収集時間外や収集日以外のごみ出し、生ごみの水切りが不十分で排出場所が汚損されている、ごみからの資源物の抜き去り、事業系ごみの混在など、ごみ出しのマナー違反や法律・条令違反が見受けられます。市民意識調査では、ごみ出しのマナー違反について日ごろ困っている、気にかかっていると答えた人の割合が最も多く、資源化物の抜き取りや事業系ごみの混在などの違反行為に対する関心も認められました。

本市では、地域の財産であるごみステーションにおいて、違反防止を図るため、ごみステーション掲示用の「家庭系ごみの分け方・出し方（日本語版・英語版）」を環境保全課窓口にて配布しているほか、ごみステーションを管理する町内会等への監視カメラの貸し出し、ごみステーション（環境衛生施設）の整備を促進することで地域の生活環境の向上を図ることを目的とした「環境衛生施設整備補助金」の交付など、市民によるごみステーションの適切な維持管理（清掃・点検・修繕等）実施のため、情報提供や補助制度の充実や継続に努めていきます。

●図表 3-56　ごみ問題で日ごろ困っていることに関する市民意識調査結果

ごみ問題で、日ごろ困っていることや気にかかること（関心があること）はありますか。	回答数	回答割合
ごみのポイ捨て・不法投棄	188	26.0%
資源化物（古紙類，缶類等）の抜き去り	37	5.1%
家庭ごみと店舗（事業所）ごみの混在	15	2.1%
ごみ出しのマナー違反（分別・曜日等）	210	29.0%
高齢者や障がい者等のごみ出しが困難な世帯への対応	89	12.3%
食品ロス	84	11.6%
在宅医療廃棄物（点滴パック，注射針等）の処分	6	0.8%
野焼き（屋外やドラム缶類、基準を満たしていない焼却炉等による家庭ごみ・事業所ごみの焼却）	46	6.4%
その他	31	4.3%
無回答・無効回答	17	2.4%

玉野市 HP「家庭系ごみの分け方・出し方」（ごみステーション掲示用）の配布▼

玉野市 HP　ごみステーションを見守るための監視カメラを貸し出します▼

玉野市環境衛生施設整備補助金交付要綱▼

（２）収集サービスの効率化及び最適化

㊙　施策 29　分別・排出困難者に対する戸別収集等の実施

今後、人口減少・超高齢化社会の到来が予想される中、高齢者や障がいのある市民などのごみの分別・排出が困難な世帯が増加していくものと予想されています。また市民意識調査の結果からも、ごみ出しが困難な世帯への対応についての関心が高いことから、負担軽減の手法や支援手法について検討を進めていきます。

●図表 3-57　ごみ問題で日ごろ困っていることに関する市民意識調査結果

ごみ問題で、日ごろ困っていることや気にかかること（関心があること）はありますか。	回答数	回答割合
ごみのポイ捨て・不法投棄	188	26.0%
資源化物（古紙類，缶類等）の抜き去り	37	5.1%
家庭ごみと店舗（事業所）ごみの混在	15	2.1%
ごみ出しのマナー違反（分別・曜日等）	210	29.0%
高齢者や障がい者等のごみ出しが困難な世帯への対応	89	12.3%
食品ロス	84	11.6%
在宅医療廃棄物（点滴パック，注射針等）の処分	6	0.8%
野焼き（屋外やドラム缶類、基準を満たしていない焼却炉等による家庭ごみ・事業所ごみの焼却）	46	6.4%
その他	31	4.3%
無回答・無効回答	17	2.4%

重点施策

●ステーション収集方式では、自らごみを排出する必要があり、介護や生活支援が必要な高齢者や障がいのある市民にとっては負担が大きいため、住民福祉の向上の観点から、ごみの排出が困難な方の負担を軽減する戸別収集の実施に向けて、その手法を検討します。

●上記戸別収集においては、視覚障がい等の事情がある市民による資源物とごみの分別区分・ビンの色分け等を不要とする仕組みや粗大ごみの玄関先までの持出し支援など、現行の介護保険や生活支援制度等に該当しない取組について、他都市の先進事例を参考に、その手法の検討を進めます。

㊥　施策 30　適切なごみ収集・運搬業の指導

本市のごみ収集・運搬業務は、生活系ごみのステーション収集の一部について、収集効率の向上と経費節減等の観点から市が許可する民間の収集・運搬許可業者によって行っています。今後も収集・運搬許可業者に対し、適正な収集・運搬業務の徹底や収集車両の清掃などの指導を行います。

なお、現在の本市ごみ排出量は、これまでに本市が収集運搬を許可した事業者が保有する車両及び人員で十分に収集・運搬が可能であると判断していることから、原則として新たな許可は行わないものとします。

（３）手数料等の見直し

㊥　施策 31　廃棄物処理手数料等の見直し

廃棄物処理手数料は、人々の行動や意識改革を促すことができる経済的インセンティブ（動機付けの要因）であるだけでなく、廃棄物の排出量に応じた負担の公平性の維持にもつながり、排出者の責務としてのごみの排出抑制や資源化推進にもつながります。

本市においても廃棄物処理の有料化を導入しており、ごみの排出抑制や資源化推進への効果、周辺市町村における料金水準との均衡化、ごみ処理に要する費用等を勘案したうえで、定期的に制度の運用や対象品目、料金等の見直しを検討していくものとします。

3.13 ごみの適正処理のための計画

3.13.1 収集･運搬計画

① 収集運搬の基本方針

本市は、市民に対してごみの分別排出を徹底するよう周知を図ります。分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

② 収集･運搬計画

収集・運搬計画は以下に示すとおりです。

・ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、効率的で適切な収集及び運搬体制を構築することにより住民サービスの向上を図ります。
・粗大ごみを除く家庭ごみの収集・運搬は、ステーション収集方式を基本としますが、資源物（資源ごみ）については、より効率的かつ効果的な収集・回収方法（集団回収・店頭・拠点回収等）について検討します。
・感染性廃棄物等の特別管理一般廃棄物については、排出者の責任において処理専門業者に委託し、適正処理を行います。
・容器包装リサイクル法等の各種関連法に基づいた分別収集計画を策定し、計画的に拡大することを検討します。

3.13.2 中間処理計画

令和５年度現在、本市では東清掃センター（焼却施設）、粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザにおいて中間処理を行っています。これらの各施設において、不燃物Ｂ・粗大ごみについては破砕・選別処理後、可燃性や不燃性のごみに分別をしています。可燃性のごみは焼却処理し、不燃性のごみは資源物と埋立ごみに分別し、埋立ごみは最終処分場で埋立処分を行います。選別された資源物は種類に応じて圧縮・梱包し、資源化業者に引き渡しを行っています。

3.13.3 最終処分計画

最終処分については、ごみの排出抑制や資源化、中間処理による減量化量等を把握することで、埋立処分量などを予測し、計画的に最終処分できるよう努めていきます。最終処分に際しては、今後も玉野市一般廃棄物最終処分場において埋立処分を行うものとしますが、環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持します。

本市では現在、最終処分場において、東清掃センターでの焼却処理により生じた焼却残渣と、粗大ごみ処理施設に搬入されたごみを選別処理した際の不燃性残渣を埋立処分しており、不燃物 A（せともの・陶器類・ペットの砂・コップ・耐熱ガラス製品・汚れたびん・汚れた缶類・鏡・窓ガラス等）については、最終処分場に直接持ち込んでの直接最終処分（埋立処分）を可能としています。

しかし、最終処分場に搬入されたごみの中には、容器包装プラスチックや製品プラスチック、紙類等の直接最終処分対象外のごみが多く見受けられます。この要因の１つとして考えられるのは、生活系ごみを直接搬入した際の手数料が不燃物 A については 44 円/10 キログラムであり、他の分別区分と比較して 110 円安く設定をしていることが挙げられます。

さらに、事業系ごみ処理手数料が周辺自治体と比較して安く、本市の処理対象区域（本市行政区域内）以外からのごみの流入が懸念されています。

以上のことから、直接最終処分によるごみ処理手数料について、ごみの適切な分別を促進し、かつ事業系一般廃棄物については排出者責任の原則のもとでごみの排出・処理・処分を促すことのできる料金設定を検討します。

●図表 3-58 生活系ごみ処理手数料(本市)

（税込み）

分別区分		処理施設への持ち込み
燃やせるごみ		10kg 154円
不燃物A		10kg 44円
不燃物B		10kg 154円
資源ごみ	古紙類	10kg 154円
	その他プラスチック製容器包装	10kg 154円
	ペットボトル	10kg 154円
	びん類	10kg 154円
	缶類	10kg 154円
	古布	無料
	廃食用油	無料
	剪定枝、落ち葉、雑草	無料
危険性の物		10kg 44円
粗大ごみ		品目による(有料)

●図表 3-59 事業系ごみ処理手数料 （税込み）

玉野市	事業系一般廃棄物		10kg 154円
倉敷市	事業系一般廃棄物	令和5年4月まで	10kg 153円
		令和7年4月から	10kg 170円
岡山市	事業系一般廃棄物	令和3年4月まで	10kg 150円
		令和5年4月から	10kg 180円
総社市	事業系一般廃棄物	令和4年4月まで	10kg 120円
		令和6年4月から	10kg 140円

本市の最終処分場に実際に搬入されたごみ▼

3.13.4 ごみ処理施設整備

本市のごみ処理施設は、東清掃センター（焼却施設）が供用開始後、45 年が経過しており、同様に粗大ごみ処理施設の供用開始から 30 年、リサイクルプラザが供用開始から 20 年が経過しています。一般的に、一般廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理にとどまらず、廃棄物の発生抑制、循環資源の再使用、再生利用、熱回収の促進を図り、循環型社会の形成に寄与するとともに、地球温暖化対策の一翼を担う都市施設と位置付けられています。しかし、これらごみ処理施設は他の都市施設と比較すると施設全体として耐用年数がやや短くなる傾向があり、可燃ごみ焼却処理施設では、供用年数がおおむね 20～25 年程度で廃止を迎える施設が多くなっています。

本市の燃やせるごみ等の可燃性のごみは、令和８年度末から岡山市と久米南町と本市の２市１町（以下、「岡山ブロック」という。）で行う広域処理への移行に伴い、岡山市の現岡南環境センターに広域処理施設を建設し、処理を行うこととなっており、平成 29 年度にはごみ処理広域化に伴う本市から岡山市への事務委託の規約、協定書を締結しました。また、本市内で発生したごみを適正かつ迅速に処理するため、東清掃センター敷地内に中継施設を整備し運用することとしており、引き続き令和８年度末の施設稼働を目指しつつ、今後は中期的な計画の策定を検討していきます。

また、粗大ごみ処理施設やリサイクルプラザにおいても、ごみ処理と資源回収の効果を考慮しながら、効率的な施設整備を検討します。施設更新までの期間については、中間処理施設及び最終処分施設において、現在と同様に、効率的かつ経済的なごみ処理が実施できるよう施設の維持管理に努めるものとします。

3.13.5 その他ごみ処理関連事項

（１）適正処理困難物及び排出禁止物の対応

玉野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 26 条に規定する消火器、農業用器具、ピアノ、農薬などの適正処理困難物や、同第 27 条に規定する著しく悪臭を発する物、容積又は重量の著しく大きい物、特別管理一般廃棄物（感染性一般廃棄物、PCB 使用製品等）など、本市の施設では処理が困難なごみについては、引き続き排出者が自らメーカーや販売店、専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

なお、水銀体温計や温度計等の「水銀使用廃製品」については、現在「危険性の物」に区分し収集していますが、「水銀に関する水俣条約（平成 25 年 10 月）」を踏まえて、平成 27 年６月に「水銀による環境の汚染防止に関する法律」が制定され、「水銀使用廃製品から回収された廃水銀」が特別管理一般廃棄物に指定されたことから、今後、より適正な回収方法や処理のあり方について検討します。

（２）在宅医療廃棄物の対応

高齢化の進行など在宅医療の分野においても、医療系廃棄物の増加が予想されています。使用済みの注射器、脱脂綿・ガーゼ等の感染性廃棄物については、適正な回収・処理を行えるように医療機関等と協議し、効率的な回収・処理方法について検討します。

（３）災害廃棄物の対応

本市では、令和５年３月、大規模地震や風水害等の自然災害の際に一時的に多量に発生する災害廃棄物の処理を迅速かつ円滑に実施するために、災害廃棄物に関して予想される事態への対応策や廃棄物処理手順をあらかじめ定めるとともに、災害発生に備えて日ごろから取り組むべき事項を整理した「玉野市災害廃棄物処理計画」を策定しました。この計画に基づき、災害発生時には適切かつ迅速に対応をしていくこととします。

（４）不法投棄対策の強化

玉野市環境衛生協議会では、ポイ捨て・不法投棄パトロールを実施しており、不法投棄されたごみの撤去やポイ捨て・不法投棄防止啓発活動を実施しています。今後もポイ捨てや不法投棄を防止するため、監視カメラの設置や不法投棄防止パトロール、不法投棄防止キャンペーンを実施するとともに、市民一人ひとりの環境保全に対するモラル向上のため、市民や事業者へ不法投棄などの未然防止に向けた普及啓発を行うなど、不法投棄等の防止を図っていきます。

（５）温暖化防止対策

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条の規定に基づき、平成 29 年 1 月に「玉野市地球温暖化対策推進計画～玉野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～」を策定し、令和５年度に新たな「玉野市地球温暖化対策推進計画～玉野市地球温暖化対策実行計画～」の策定中であり、行政の事務及び事業により排出される温室効果ガスの把握及び排出抑制を目的として、今後も取組方針に基づく総合的な地球温暖化対策を推進します。

また、令和３年２月に、本市を含めた 13 市町で構成する「岡山連携中枢都市圏」で、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す取り組みを共同で行うことを宣言しました。今後、13 市町で連携して一斉ライトダウンキャンペーンを始めとする啓発事業や取り組み事例の共有、再生可能エネルギー推進の検討などを行うとともに、本市においても取り組みを進めていきます。

（６）生ごみの資源化の検討

生ごみの資源化については、これまで燃やせるごみとして焼却処理していたものを資源

物として分別することにより、資源化に関する啓発・教育効果が期待できるとともに、資源化の促進や焼却処理施設の負担軽減などの効果が期待されます。生ごみの資源化として最も取り組まれているのが堆肥化ですが、処理コストが焼却処理に比べてやや高くなることや、ごみとして搬入される生ごみは品質が安定し難く、生成堆肥の質が不安定となること、専用の施設を整備して処理すると季節による搬入量の変動から年間稼働率が低くなること、生成堆肥の利用先の確保の困難性など多くの課題があげられていることから、民間リサイクル業者の活用等も視野に入れ、引き続き検討を行います。

（７）海ごみの対応

瀬戸内海の海ごみ（漂着ごみ・漂流ごみ・海底ごみ）については、その多くが日常生活から出たごみやポイ捨てごみ・不法投棄等が河川や水路を通じて流出したものであることから、海ごみの発生抑制を図るためには、発生源となるごみのポイ捨てや不法投棄対策等に取り組んでいくことが重要です。今後も、ごみの減量化・資源化や、ごみのポイ捨て・不法投棄対策等を推進するとともに、海岸や河川の管理者・国・県等が実施する海ごみ対策に協力していくこととします。

（８）関係法令・関連計画の動向

本計画は、国の法律や計画、本市の上位計画と整合するものとします。また本計画の上位計画には、本市の計画である「玉野市総合計画」や「新玉野市環境基本計画」等だけでなく、岡山県の計画や周辺自治体との広域化に関連する計画等も位置付けられます。いずれも本市におけるごみ処理の方向性に関連するものであることから、これらの諸計画の動向を考慮しつつ、本計画の見直しを行っていくものとします。

（９）感染症発生時における対応について

国では、新型インフルエンザについては「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を平成 21 年 3 月に策定し、感染症の流行時においても安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、一般廃棄物の処理責任を有する市町村や産業廃棄物の処理を担う産業廃棄物処理業者等の廃棄物処理の関係者が取るべき措置等について取りまとめを行っています。新型コロナウイルス感染症については、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を令和２年９月に策定、令和５年３月に改訂し、廃棄物処理業者だけでなく、排出者、地方公共団体等の関係主体を対象に、排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめを行っています。本市では、これらのガイドラインに沿った感染症発生時における廃棄物処理に関する対策や措置を講じるよう努めるほか、市民に対しても適切なごみの排出方法を広く周知を行います。

第4章　食品ロス削減推進計画

4.1　基本的事項

国において、令和元年 10 月 1 日に「食品ロス削減推進法」が施行されました。当法律は食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

当法律第 13 条第 1 項で、市町村は「食品ロス削減推進計画」を定めるように努めなければならないとされており、この規定に基づき本計画において本市における「食品ロス削減推進計画」を策定するものとします。

4.1.1　食品ロスとは

「食品ロス」とは、本来食べられるのに廃棄される食品のことです。平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」においてもターゲットとして言及をされており、世界的な重要課題として認識をされています。また、世界の 10 人に 1 人が栄養不足であることに加え、世界人口は今後増加する見込みであることからも、深刻な食糧問題が顕在化している現状にあります。そんななか、日本においては、摂取カロリーからみた食料自給率が令和 3 年度実績で 38%であり先進国では最低水準であるにも関わらず、年間およそ 523 万トンという大量の食品ロスが廃棄されている現状にあります。

食品ロスは、食糧生産において使用された大量のエネルギーの廃棄と同義であり、また廃棄された食品ロスの運搬・処理・処分においてもエネルギーが必要で、余分な CO_2 の排出にも繋がっています。

4.1.2　関連する法制度－食品リサイクル法の概要－

国においては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）（以下、「食品リサイクル法」という。）を平成 19 年 12 月に改正しています。この法律の趣旨としては、食品の売れ残りや食べ残し、または食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、「①発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させること」、「②飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用をすること」についての基本方針を定め、食品関連事業者による取り組みを促進するものとしています。

4.2　本市における食品ロスの現状と課題

本市における食品ロスの排出量実績について、収集される生活系燃やせるごみのごみ組成調査を実施した結果、収集される生活系燃やせるごみ中には手つかず食品が 4.21%、食べ残しが 6.58%、合計 10.79%と高い割合で排出されている現状にあります。

ごみ組成調査では、袋が開けられることなく捨てられてしまった食品や、一部分のみしか食べずに大部分が捨てられてしまった食品などが多く見受けられ、多くの食料や資源、エネルギーが無駄になっていることがわかります。よってこれらの食品ロスに対して、削減目標を設定することとします。

●図表 4-1　収集される生活系燃やせるごみ組成調査結果

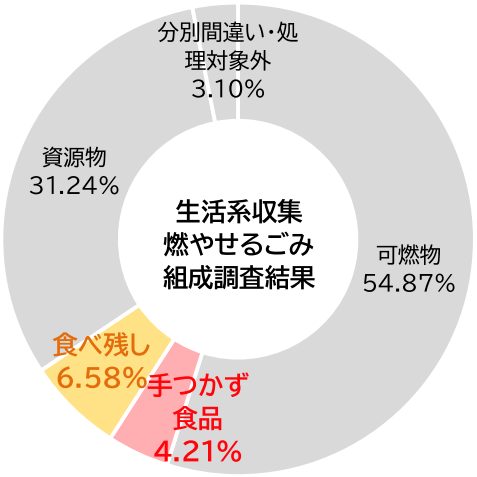

●図表 4-2　実際に収集される生活系燃やせるごみに排出された食品ロス（ごみ組成調査より）

4.3 基本的な方向と削減目標

食品ロス削減推進計画の削減目標は、本計画におけるごみ処理基本計画で設定した手つかず食品・食べ残しの削減目標と整合させるものとします。

目標① 削減目標（※第3章 3.6 本市における目標値の設定 再掲）

ごみ組成調査の結果から、収集される生活系燃やせるごみの中には「手つかず食品・食べ残し」が 10.79%含まれており、１人１日当たり排出量では 49.2 グラムが含まれていると算出されました。

市民意識調査において、「食品ロスが出ないようにしている」という取り組みの日ごろの実践度合いを調査したところ、「今後もっと実践したい」と回答した市民は 36.2%でした。食品ロス削減に関する施策に取り組むことで、この回答割合のうちおよそ７割の 25%の市民が「いつもしっかり実践する」ようになることを見込み、協力度として設定します。

よって、収集される生活系燃やせるごみとして排出されている手つかず食品・食べ残しについて、削減対策等の実施度合いが現状のままであった場合の令和 10 年度の将来見込値（単純推計）から、１人１日当たり排出量 12.3 グラムの削減を目指します。

●図表 4-3 食品ロスに関する市民意識調査結果

以下の取り組みについて、日ごろどの程度実践していますか。「食品ロスが出ないようにしている」	回答割合
いつもしっかり実践している	51.2%
時々実践しており、今後もっと実践したい	31.5%
時々実践している。実践度合いは変えない	9.3%
日ごろ実践していないが、今後はもっと実践したい	4.7%
日ごろ実践しておらず、今後も実践しない	1.4%
無回答・無効回答	1.9%

●図表 4-4 収集される生活系燃やせるごみの削減目標

ごみ組成調査結果【燃やせるごみ】		排出割合	1人1日当たり排出量	令和10年度目標		
				1人1日当たり排出量	協力度	単純推計からの削減量
削減可能	手つかず食品・食べ残し	10.79%	49.2g/人・日	49.2 ×	25% =	12.3g/人・日 削減

※1 人１日当たり排出量＝ごみ組成調査結果での排出割合×令和４年度１人１日当たり収集される生活系燃やせるごみ排出量
※端数処理のため若干の誤差を含む。

4.4 食品ロス削減に関する施策

食品ロスの削減は資源保全に資するだけでなく、ごみとして排出されることによる運搬収集・処理・処分の各工程での資源消費や費用の節減、CO_2 排出量の削減へつながります。

よって本市では、本市において発生する食品ロスの削減によるごみ排出量の削減、資源・エネルギーの保全を目指し、(1)あらゆる主体での食品ロス削減について施策を策定し、取り組んでいくものとします。

●図表 4-5 「食品ロス削減」に関する施策内容

施策		施策内容		
食品ロス削減	(1)あらゆる主体での食品ロス削減	施策1	情報発信による普及啓発	新規施策
		施策2	家庭における食品ロス削減の推進	新規施策
		施策3	外食時における食品ロス削減の推進	新規施策
		施策4	事業者における食品ロス削減の推進	新規施策
		施策5	食品リサイクル法の普及啓発	継続

（１）あらゆる主体での食品ロス削減

㊨ 施策１　情報発信による普及啓発

玉野市 HP 食品ロスを減らしましょう！▲

食品ロスの削減には、市民・事業者一人ひとりの食品ロスに対する意識の醸成が必要不可欠です。本市では、食品ロス削減の普及啓発に向け、食品ロスの削減に効果的な取り組みや優良事例、本市や県、国における食品ロスの現状、食品ロスの問題点、食品ロス削減月間等について、様々な媒体で情報発信を行います。

重点施策

●広報紙「広報たまの」や出前講座、各種イベント、玉野市ホームページ、玉野市公式 YouTube、玉野市公式 facebook、玉野市公式 Instagram 等の、市民に身近なあらゆる媒体・手法・機会を通じて広く情報発信をし、市民・事業者の意識の醸成を図ります。

㊨ 施策２　家庭における食品ロス削減の推進

本市では、収集される生活系燃やせるごみのうち１割は、封を開けられることなく廃棄された手つかず食品や、一部のみを食べて残りの大部分が廃棄された食べ残しなどの食品ロスであり、多くの食品がごみとして排出されている現状にあります。市民意識調査において、食品ロスに関する取り組みの日ごろの実践状況を問う設問を設けました。「いつもしっかり実践している」「時々実践している。今後もっと実践したい」「実践していない。今後もっと実践したい」の回答率の合計が 90%を下回る取り組みが５つあり、この５つを普及啓発の重点施策として設定します。

●図表 4-6　食品ロスに関する取り組みの実践度についての市民意識調査結果

食品ロスに関する以下の取り組みについて、あなたは日ごろどの程度実践していますか	いつもしっかり実践している	時々実践している		実践していない		無効回答	小計
		今後もっと実践したい	実践度合いは変えない	今後もっと実践したい	今後も実践しない		
長持ちさせるため、食品・食材に合わせた保存方法にする（例：冷凍、冷蔵、冷暗所保存等）	69.6%	20.6%	4.4%	1.2%	0.9%	3.3%	91.4%
料理の残り物や余った食材の保存状態・量を確認し、食べられなくなる前に消費する	64.0%	24.3%	5.1%	3.3%	0.5%	2.8%	91.6%
料理は捨てることなく食べきれる量を作る	59.6%	27.6%	5.6%	3.3%	0.7%	3.3%	90.4%
料理は残さず食べきる。もしくは、食べ残しても捨てずに複数回に分けて食べきる	68.0%	20.1%	4.9%	3.3%	0.7%	3.0%	91.4%
食品・食材はきちんと消費する。もしくは、傷んでも傷んだ部分を除去するなどして消費する	58.9%	24.8%	6.8%	4.7%	1.9%	3.0%	88.3%
賞味期限が切れたものも、食べられるかを自己判断し消費する	66.1%	15.9%	9.1%	3.5%	2.6%	2.8%	85.5%
調理時に、皮を分厚くむきすぎないようにする	50.7%	22.9%	11.9%	7.0%	4.7%	2.8%	80.6%
食べられるものは捨てずに食べる（例：にんじんやじゃがいもの皮、焼き魚の皮、大根の葉等）	28.3%	28.5%	18.0%	9.8%	12.6%	2.8%	66.6%
消費できない量は購入しない（例：食品・食材の在庫を把握して買い物をする、買うものを決めて買い物をする、多く購入しても工夫して消費する等）	59.1%	27.6%	5.4%	3.7%	0.7%	3.5%	90.4%
「てまえどり」をしている	24.1%	30.1%	14.0%	10.3%	15.0%	6.5%	64.5%

重点施策

●家庭で実践可能な以下の食品ロス削減対策について、幅広い年齢層の市民が実践できるよう普及啓発を行い、日ごろの習慣づけを図ります。

①食品・食材はきちんと消費する。もしくは、傷んでも傷んだ部分を除去するなどして消費する

②賞味期限が切れたものも、食べられるかを自己判断し消費する※1

③調理時に、皮を分厚くむきすぎないようにする

④食べられるものは捨てずに食べる
（例：にんじんやじゃがいもの皮、焼き魚の皮、大根の葉等）

⑤「てまえどり」※2 をする

※1「賞味期限」とはおいしく食べられる期限であり、食べられなくなる期限ではありません。期限を過ぎたら食べない方がよい「消費期限」とは異なります。ただし、これらはいずれも定められた方法により保存した場合で、未開封の状態のものの期限です。（食品ロス削減ガイドブック令和5年度版/消費者庁 HP）

※2てまえどり：買い物をする際、すぐに消費するものは手前に陳列された賞味期限が近い商品を選んで購入すること。

消費期限と賞味期限について正しく知って実践しよう！

消費期限	賞味期限
安全に食べられる期限	品質が変わらずに美味しく食べられる期限
（お弁当やケーキ等傷みやすい食品に表示）	（菓子やカップ麺等傷みにくい食品に表示）
期限を過ぎたら食べない方がよい期限です 期限が来る前に食べきりましょう！	期限を過ぎたら直ちに食べられなくなる期限ではありません。 すぐに捨てるのではなく、食べられるかどうか確認する習慣をつけましょう！

ただし、これらはいずれも定められた方法により保存した場合で、未開封の状態のものの期限です。
一度開けてしまった食品は、期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。

食品ロス削減のために

出来ることから実践!!

ご家庭で	お買い物で
・食材の特性に合った保存をする ⇒乾燥を防ぐ/冷暗所/冷凍/冷蔵…等　食材にあった方法で！	・家にある食材と期限をチェックして買い物へ ⇒確認に時間をかけられない場合は、スマートフォンで冷蔵庫内を撮影し、買い物時に確認するのも効果的！
・作りすぎない ⇒外出の予定や体調を把握して作る量を調整しよう！	・不要なまとめ買いを避け必要な量を買う ⇒食べる予定の無い「まとめ売り商品」や特売品の衝動買いはやめ、消費しできる量を買おう！
・切り方を工夫して野菜を無駄なく使う ⇒野菜の特性を知って食べれば栄養面でも家計でもお得！	・期限表示を知って賢くお買い物 ⇒すぐに食べるものは、商品棚の手前に置かれた期限の近いものから購入する習慣をつけよう！
・食べ残さない。残った料理も食べきる ⇒残った料理はリメイクすれば飽きずに食べられます。 食材を無駄にしない料理を作ってみましょう！	

㊦ 施策３　外食時における食品ロス削減の推進

市民意識調査において、外食時の食品ロスに関する取り組みの実践度合いを問う設問を設けました。「いつもしっかり実践している」の回答率は 68.2%と、図表 4-7 に示す他の取り組みと比較して高水準な結果となりましたが、「実践していない。今後も実践しない」と回答した市民も 2.3%程度確認できました。本市では「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加しており、3010【サンマル・イチマル】運動（食べ残しをなくすため、宴会の開始 30 分と閉宴 10 分前には席に戻って食事を楽しむこと）を推進しています。引き続き 3010 運動の周知を図り、推進をしていくとともに、市内の飲食店等との協力・連携のもと、各種の食品ロス削減キャンペーンの実施を検討していきます。

●図表 4-7　外食時の食品ロスに関する取り組みの実践度についての市民意識調査結果

食品ロスに関する以下の取り組みについて、あなたは日ごろどの程度実践していますか	いつもしっかり実践している	時々実践している		実践していない		無効回答
		今後もっと実践したい	実践度合いは変えない	今後もっと実践したい	今後も実践しない	
外食時は食べきれる量を注文し、残さず食べきる。もしくは、食べ残しても持ち帰って食べきる	68.2%	17.1%	5.1%	2.8%	2.3%	4.4%

※端数処理のため若干の誤差を含む。

㊦ 施策４　事業者における食品ロス削減の推進

食品ロスの削減には、食材や食品の購入場所であるスーパーやコンビニ等の小売店の店頭にて、食品ロス削減に関する啓発資料の掲示・設置が有効であり、事業者にとっても従業員の意識の向上や、店舗における廃棄率の減少につながります。本市では店舗で実施できる食品ロス削減対策として、事業者に対し食品ロス削減に資する様々な啓発資材の情報提供を行うことで、事業者だけでなく消費者に対しても食品ロスに対する意識の醸成を図ります。

食品ロス削減に資する小売店頭用啓発資材▲
（農林水産省 HP）

㊦ 施策５　食品リサイクル法の普及啓発

食品リサイクル法により、食品関連事業者（年間の食品廃棄物発生量：100 トン以上）によるリサイクルが進められています。事業者への食品リサイクル法の普及啓発に向け、積極的に情報提供や啓発を行うとともに、保健所や食品関連団体等と連携した広報活動に努めます。また、法対象外の事業者によるリサイクル活動を促進するため、支援策（「玉野市ごみ減量化・資源化協力認定店舗」の登録）等について検討します。

第5章　生活排水処理基本計画

5.1　公共用水域の概況

本市の河川は、古くからかんがい用水として利用されてきた流量の少ない小河川が多く、上流部には、人口の湖沼も多く整備されています。汚水の公共用水域への流出は水質汚濁に大きく影響を及ぼすことから、水質汚濁の防止を図ることが必要です。

本市では、市内 12 河川において一般項目、特殊項目及び健康項目に関する水質測定を行っています。そのうち、河川における水質汚濁の代表的な指標である BOD の測定結果では、令和３年度に長谷川で最も高い値が検出されています。

また、市内 14 池沼において一般項目に関する水質測定を行っています。そのうち、海や湖における水質汚濁の代表的な指標である COD の測定結果では、山田大池・蛭池・丹後池で高い値が検出されています。

●図表 5-1　公共用水域の水質状況

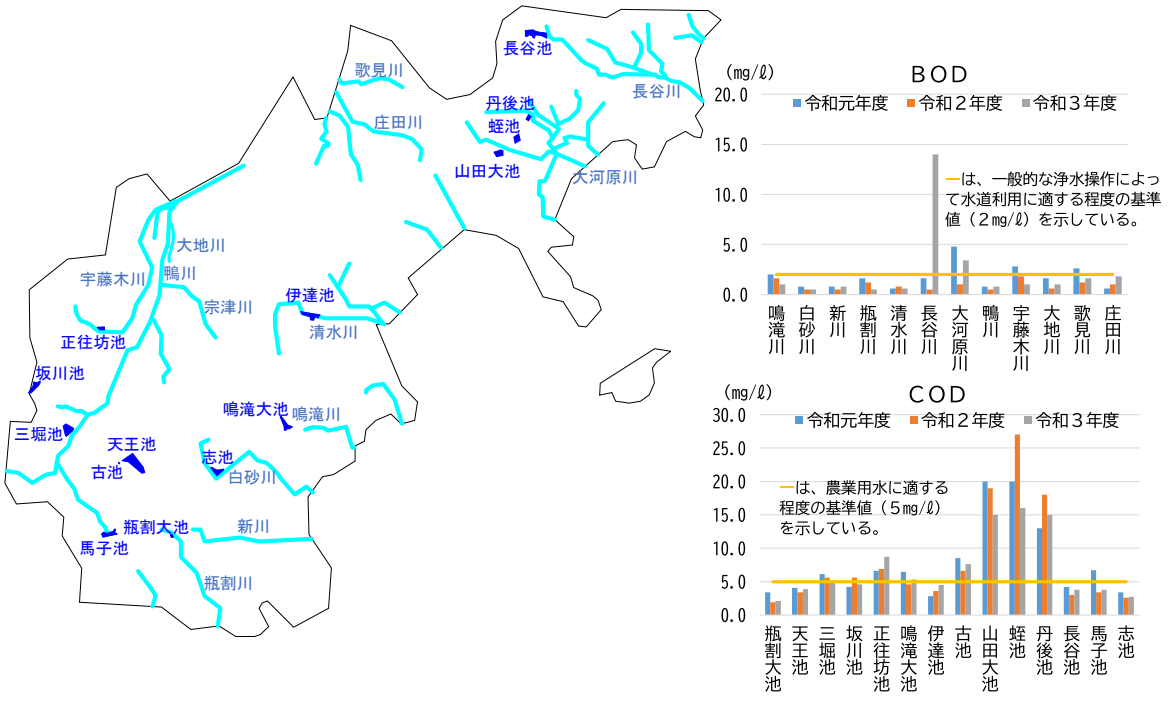

生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）

- 河川水などの有機物質などが酸化・分解される際に消費される酸素量のことで、数値が大きくなるほど汚濁している（汚れている）ことを示しています。
- 河川では BOD が、湖沼等では COD が対象となります。

参考：令和4年度 環境大気 水質測定結果，玉野市市民生活部環境保全課，令和4年

5.2 生活排水処理の現状

5.2.1 生活排水処理の体制

本市の生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理主体は、以下のとおりです。
し尿及び浄化槽汚泥については、西清掃センターで処理されています。

●図表 5-2 生活排水の処理体制

種　類	処理施設の種類	処理主体
し尿及び生活雑排水	流域下水道	岡山県
	公共下水道	玉野市
	浄化槽	市民・事業者等
し尿	汲み取り・みなし浄化槽	
し尿及び浄化汚泥	西清掃センター （し尿処理施設）	玉野市

5.2.2 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬状況

本市では、市内全域を対象に許可業者によるし尿及び浄化槽汚泥の戸別収集を行っており、その収集・運搬状況については、以下に示すとおりです。

●図表 5-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬状況

項　目	収集・運搬			搬入先
	回　数	方　式	形　態	
し尿	定期、臨時	戸別収集	許可	西清掃センター
浄化槽汚泥	依頼			

●図表 5-4 収集・運搬車両の状況

項　目	収集・運搬		台数
	許可業者数	収集車両	
し尿	２業者	バキューム車	8
浄化槽汚泥	１業者	バキューム車	4

5.2.3 生活排水処理フロー

本市における生活排水処理の流れ（生活排水処理フロー）は、以下に示すとおりです

●図表 5-5 生活排水処理フロー

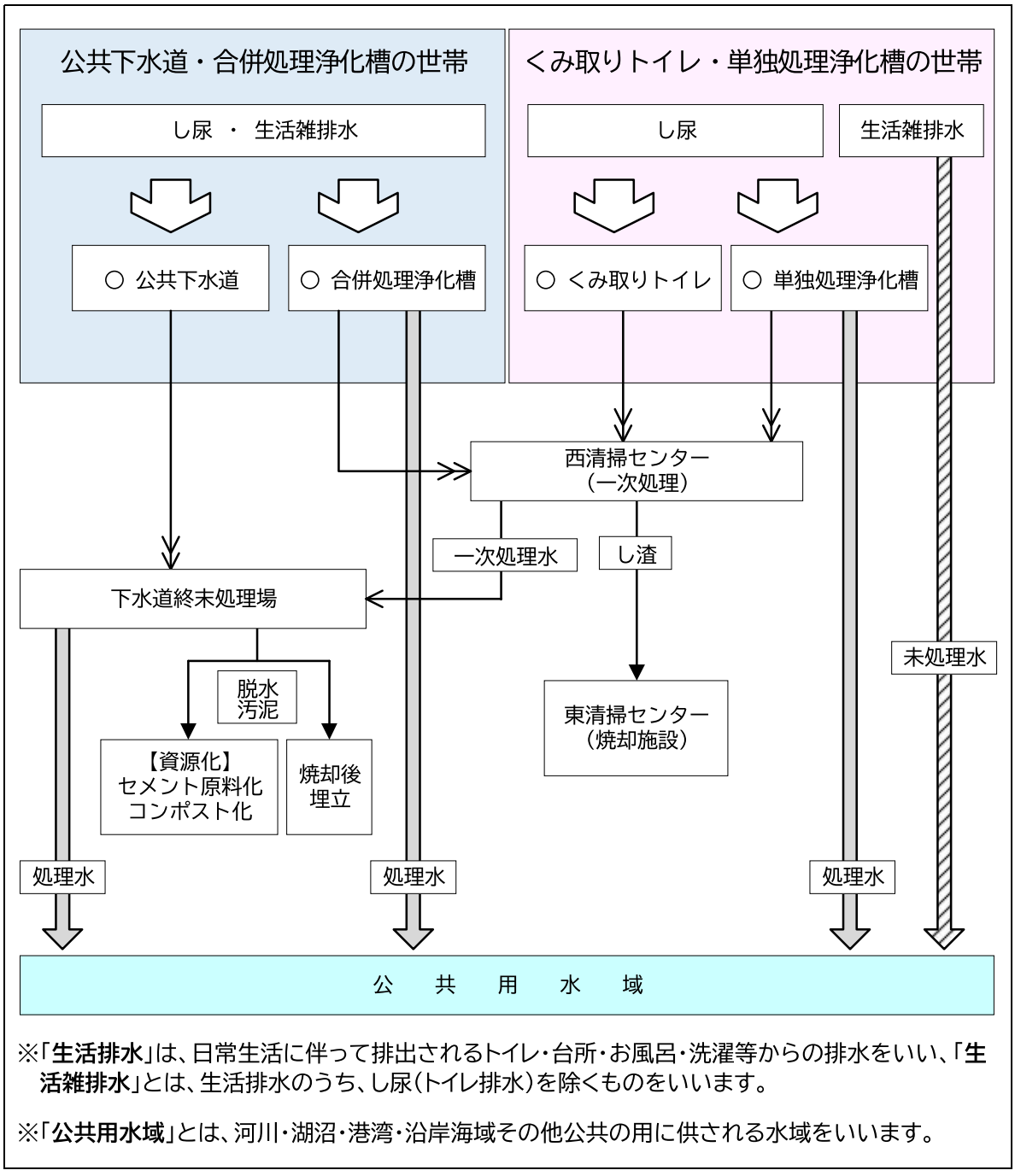

※「**生活排水**」は、日常生活に伴って排出されるトイレ・台所・お風呂・洗濯等からの排水をいい、「**生活雑排水**」とは、生活排水のうち、し尿（トイレ排水）を除くものをいいます。

※「**公共用水域**」とは、河川・湖沼・港湾・沿岸海域その他公共の用に供される水域をいいます。

5.2.4 生活排水処理形態別人口の実績

本市の過去５年間における生活排水処理形態別人口の実績は、以下に示すとおりです。令和４年度の計画処理区域内人口は 55,486 人となっています。

処理形態別人口は、平成 30 年度から令和４年度にかけて、生活雑排水処理人口のうち公共下水道人口では 1,886 人（▲3.6%）、合併処理浄化槽人口では 861 人（▲35.5%）の減少、また、生活雑排水未処理人口のうち、計画収集人口では 650 人（▲22.2%）、単独浄化槽人口では 445 人（▲32.9%）減少しました。

一方、生活雑排水処理率でみると、いずれの処理形態も人口が減少しているなか、公共下水道人口の減少幅が特に小さかったことから、令和４年度は 94.3%と、平成 30 年度（92.8%）より 1.5 ポイントの増加となっています。

●図表 5-6 生活排水処理形態別人口の実績

区分	単位	実績値				
		H30	R1	R2	R3	R4
計画処理区域内人口	人	59,328	58,558	57,579	56,485	55,486
生活雑排水未処理人口	人	4,279	3,952	3,749	3,400	3,184
計画収集人口	人	2,925	2,696	2,600	2,401	2,275
単独処理浄化槽人口	人	1,354	1,256	1,149	999	909
生活雑排水処理人口	人	55,049	54,606	53,830	53,085	52,302
公共下水道人口	人	52,627	52,361	51,775	51,297	50,741
合併処理浄化槽人口	人	2,422	2,245	2,055	1,788	1,561
生活雑排水処理率	%	92.8	93.3	93.5	94.0	94.3

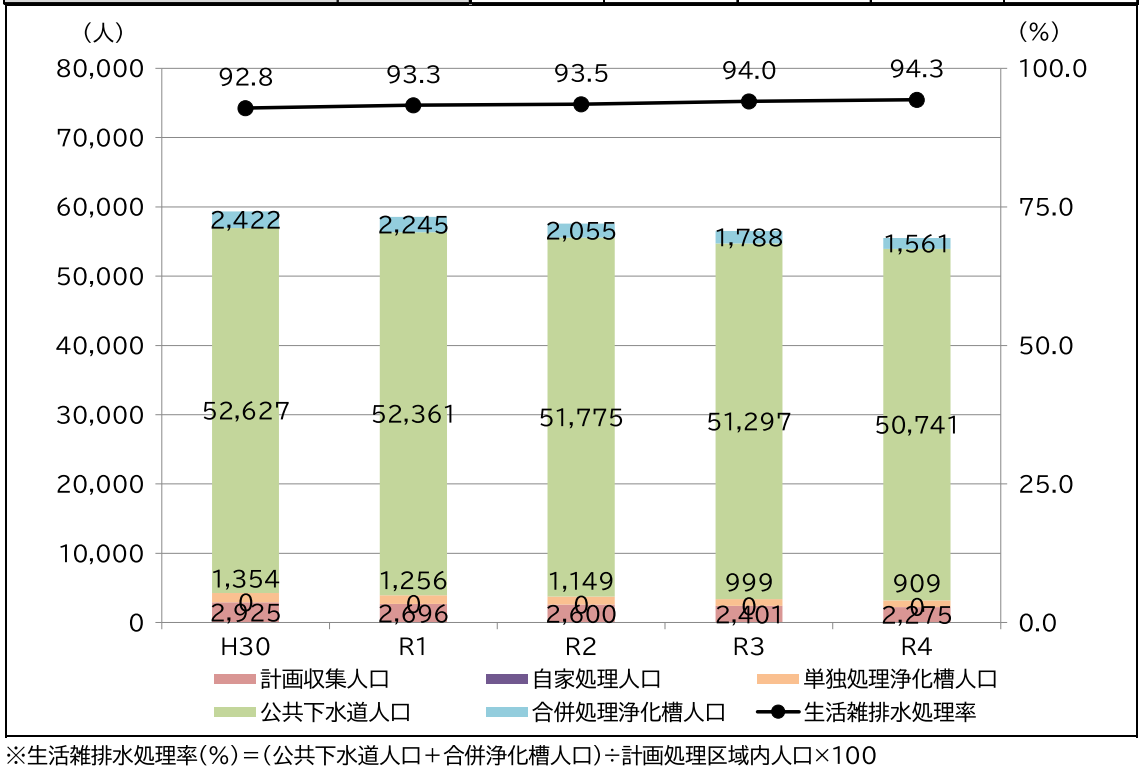

※生活雑排水処理率(%)＝(公共下水道人口＋合併浄化槽人口)÷計画処理区域内人口×100

5.2.5 し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績

本市の過去５年間におけるし尿及び浄化槽汚泥排出量の実績は、以下に示すとおりです。

令和４年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は合計で 7,004 キロリットルであり、平成 30 年度（8,577kℓ）以降、減少する傾向にあります。この間の減少量は、1,573 キロリットル（▲18.3%）となっており、主に公共下水道による水洗化率の向上に伴うし尿等収集人口の減少によるものと考えられます。

また、これを種類別にみると、し尿では 853 キロリットル（▲24.9%）の減少、浄化槽汚泥では 720 キロリットル（▲14.0%）の減少となっており、合併処理浄化槽の普及によって年々浄化槽汚泥の割合が高くなっています。

一方で、し尿及び浄化槽汚泥の１人１日当たり排出量は増加傾向となっています。

●図表 5-7 し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績

項目		単位	実績値				
			H30	R1	R2	R3	R4
し尿	年間排出量	kℓ/年	3,426	2,948	3,055	2,883	2,573
	1日排出量	kℓ/日	9.39	8.09	8.37	7.90	7.05
	原単位	ℓ/人･日	3.21	3.00	3.22	3.29	3.10
浄化槽汚泥	年間排出量	kℓ/年	5,151	5,245	4,743	4,616	4,431
	1日排出量	kℓ/日	14.12	14.35	13.01	12.65	12.13
	原単位	ℓ/人･日	3.74	4.10	4.06	4.54	4.91
合計	年間排出量	kℓ/年	8,577	8,193	7,798	7,499	7,004
	1日排出量	kℓ/日	23.51	22.44	21.38	20.55	19.18
	原単位	ℓ/人･日	3.51	3.62	3.68	3.96	4.04
割 合（1日量）	し尿	%	39.9	36.1	39.1	38.4	36.8
	浄化槽汚泥	%	60.1	63.9	60.9	61.6	63.2
し尿排出に対する対象人口		人	2,925	2,696	2,600	2,401	2,275
浄化槽汚泥排出に対する対象人口		人	3,776	3,501	3,204	2,787	2,470
対象人口(合計)		人	6,701	6,197	5,804	5,188	4,745

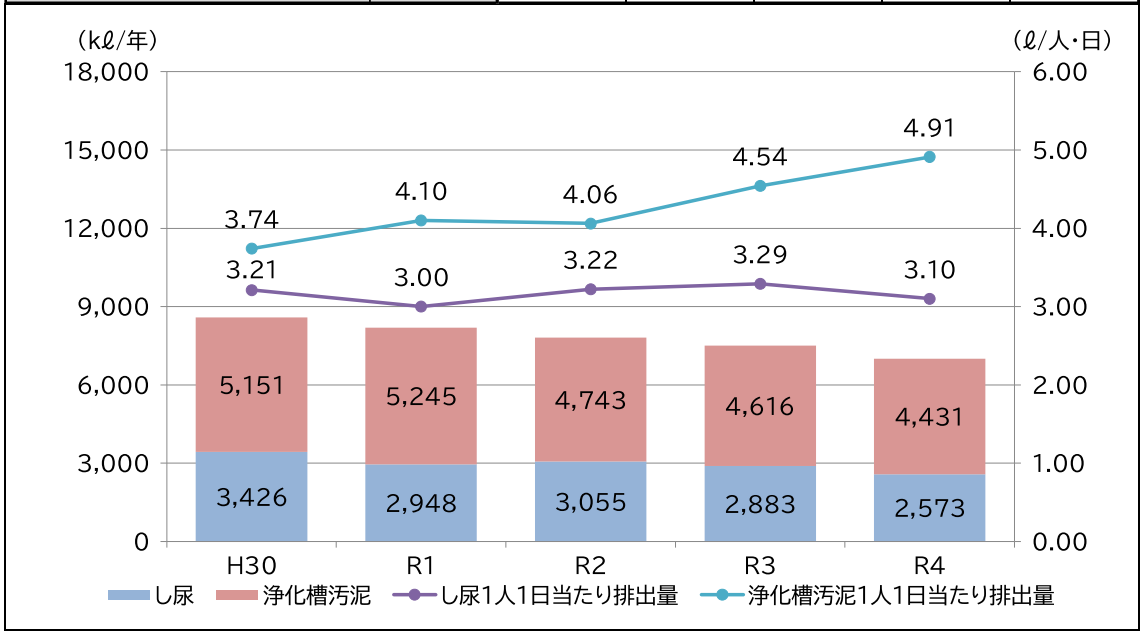

5.2.6 し尿及び浄化槽汚泥処理の状況

本市のし尿・浄化槽汚泥を処理する西清掃センター（し尿処理施設）の概要は、以下に示すとおりです。

本施設は、昭和 50 年に従来の嫌気性処理方式から、当時としては最新鋭の高度処理である三次処理システムを備えた好気性処理方式に改造し、平成６年度末まで使用しました。平成７年度からは、し尿、下水処理施設の一元化を図り、前処理及び一次処理を行ったものを下水道管へ直接放流しています。また、発生するし渣は、東清掃センター（焼却施設）に持込み焼却処理しています。

なお西清掃センターにおける処理量は、前項に示すし尿及び浄化槽汚泥排出量と同値です。

●図表 5-8 し尿処理施設の概要

施設名称	玉野市西清掃センター
所 在 地	玉野市深井町9番地の18
敷地面積	4,990 m^2
竣工年月	昭和50年(1975年)6月(現設備下水放流:平成7年(1995年)3月)
処理能力	100 kℓ/日
処理方式	一次処理後、第1沈澱池越流水を下水道管へ直接放流
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
管理形態	運転業務委託
放流水質	SS　:600 mg/L 以下
	BOD:600 mg/L 以下

5.2.7 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の推移

本市の過去５年間のし尿処理経費の推移は、以下に示すとおりです。

令和４年度のし尿処理経費は、総額 8,160 万円で、その内訳をみると、収集費が 1,632 万円（20.0%）、処理費が 6,528 万円（80.0%）となっています。

●図表 5-9 し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績

項目	単位	実績値				
		H30	R1	R2	R3	R4
収集費	千円	18,332	16,888	17,457	17,261	16,324
処理費	千円	46,391	43,718	48,048	97,096	65,277
計	千円	64,723	60,606	65,505	114,357	81,601

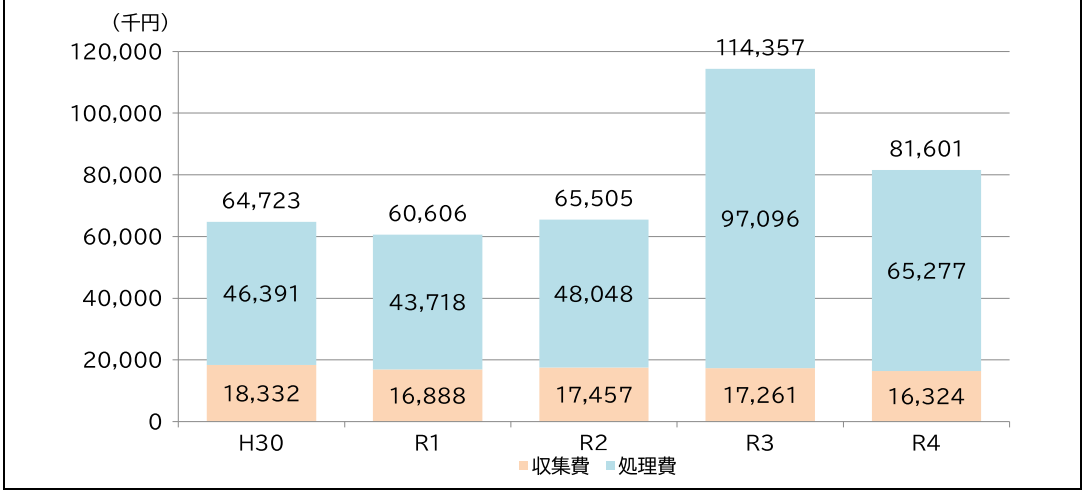

※令和3年度は、西清掃センター施設除却事業費を含む。

5.2.8 生活排水処理に関する課題

水質汚濁は、し尿汲み取り世帯やみなし浄化槽世帯において、台所・洗濯・風呂などから排出される生活雑排水が未処理のまま近くの公共用水域に放流されることが原因の一つとなっており、公共下水道や合併浄化槽等への転換による発生源対策が求められています。

既定計画目標値の達成状況は図表 5-10 のとおりです。既定計画の令和５年度数値目標に対しては、令和４年度において達成しています。

●図表 5-10 既定計画目標値の達成状況

区分	基準年度	現状	目標値	評価	
	平成 28 年度	令和4年度	令和5年度		
（公共下水道人口+浄化槽人口※）÷計画処理区域内人口	94.0%	95.8%	95.0%	○	達成

※浄化槽人口には、生活雑排水を未処理のまま放流する「単独処理浄化槽人口」も含む

本市の生活雑排水処理率は、県内でも上位に位置しています。しかし、岡山市・倉敷市・早島町・本市を流域とする児島湖は高度経済成長期の水質悪化から、改善に向けての取組が行われているものの、依然として農業用水に適する基準とされている COD ５mg/ℓ以下を達成していません。

児島湖のみならず、本市ではし尿汲み取り（計画収集）世帯やみなし浄化槽（単独浄化槽）世帯において、台所・洗濯・風呂などから排出される生活雑排水が未処理のまま近くの公共用水域に放流されることが、COD や BOD が高い値で検出される原因の一つとなっており、公共下水道や浄化槽等への転換による発生源対策が求められています。

●図表 5-11 県内市町村の生活雑排水処理率

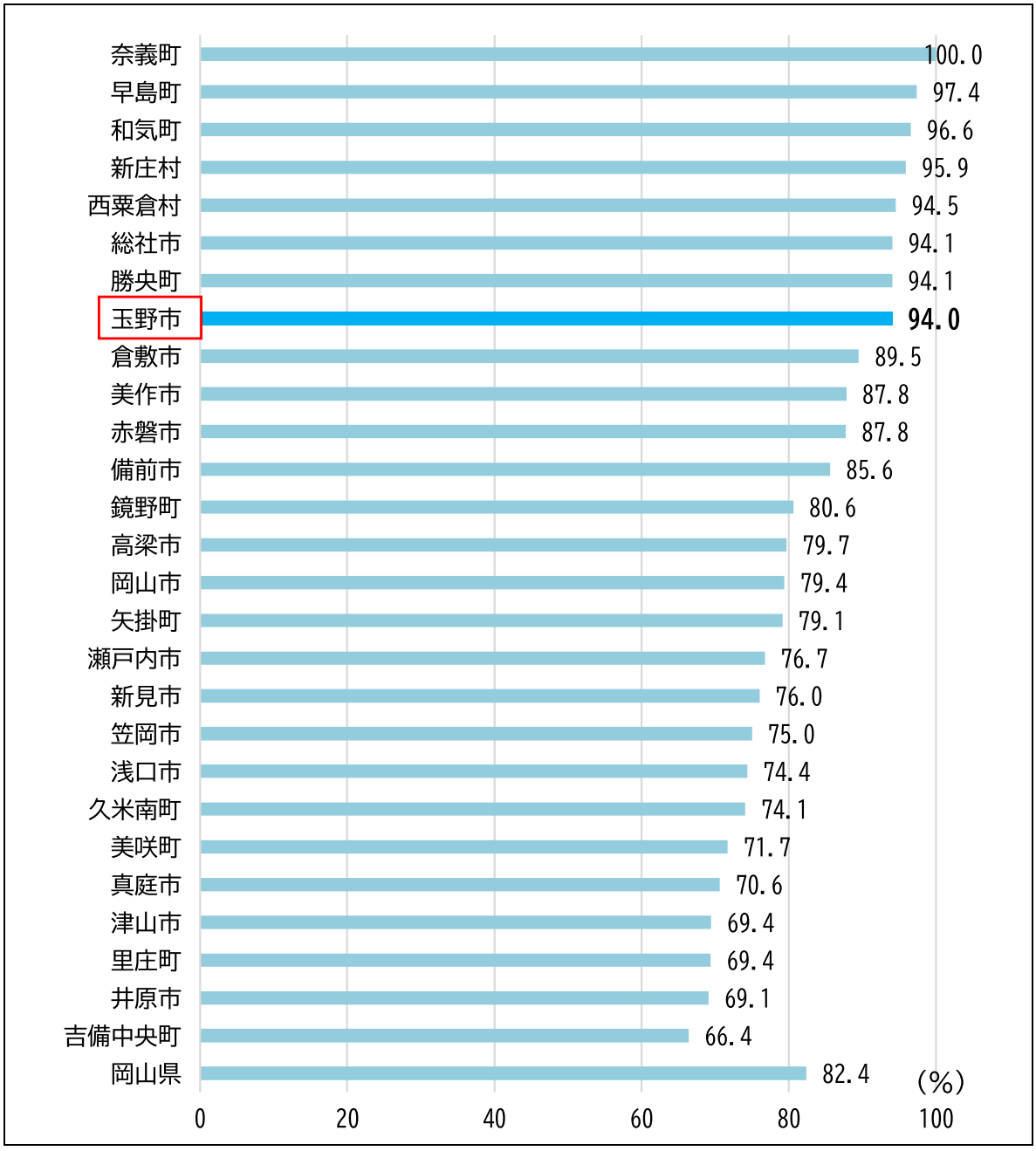

参考：一般廃棄物処理実態調査実績，環境省，令和4年4月

5.3 生活排水処理の目標

5.3.1 処理形態別人口の推計

本市では、令和５年４月に策定した玉野市総合計画において、下水道整備に関する目標値を示しています。

本計画においては、上位計画である玉野市総合計画の目標値を達成しつつ「美しい自然と快適な都市機能を未来につなぐまち」、「健全で持続可能な下水道の実現」を目指します。

●図表 5-12 玉野市総合計画における目標値

指 標		令和8年度目標値
1	公共下水道の普及率[%]	99.0%
2	水洗化率[%]	93.8%

1:全市民のうち、下水道を利用できる地区に住んでいる人の割合処理区域内人口／総人口×100
2:下水道を利用できる地区に住んでいる人のうち実際に下水道に接続している人の割合 水洗化人口/処理区域内人口×100

●図表 5-13 本計画における処理形態別人口の推計

項目	単位	実績値	推計値						
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	数値目標年度 R10	長期目標年度 R15
計画処理区域内人口	人	55,486	54,679	53,872	53,066	52,259	51,452	50,645	46,610
生活雑排水未処理人口	人	3,184	2,997	2,806	2,615	2,426	2,233	2,044	1,131
計画収集人口	人	2,275	2,141	2,005	1,868	1,733	1,596	1,460	808
単独処理浄化槽人口	人	909	856	801	747	693	637	584	323
生活雑排水処理人口	人	52,302	51,682	51,066	50,451	49,833	49,219	48,601	45,479
公共下水道人口	人	50,741	50,194	49,644	49,090	48,529	47,967	47,399	44,485
合併処理浄化槽人口	人	1,561	1,488	1,422	1,361	1,304	1,252	1,202	994
生活雑排水処理率	%	94.3	94.5	94.8	95.1	95.4	95.7	96.0	97.6

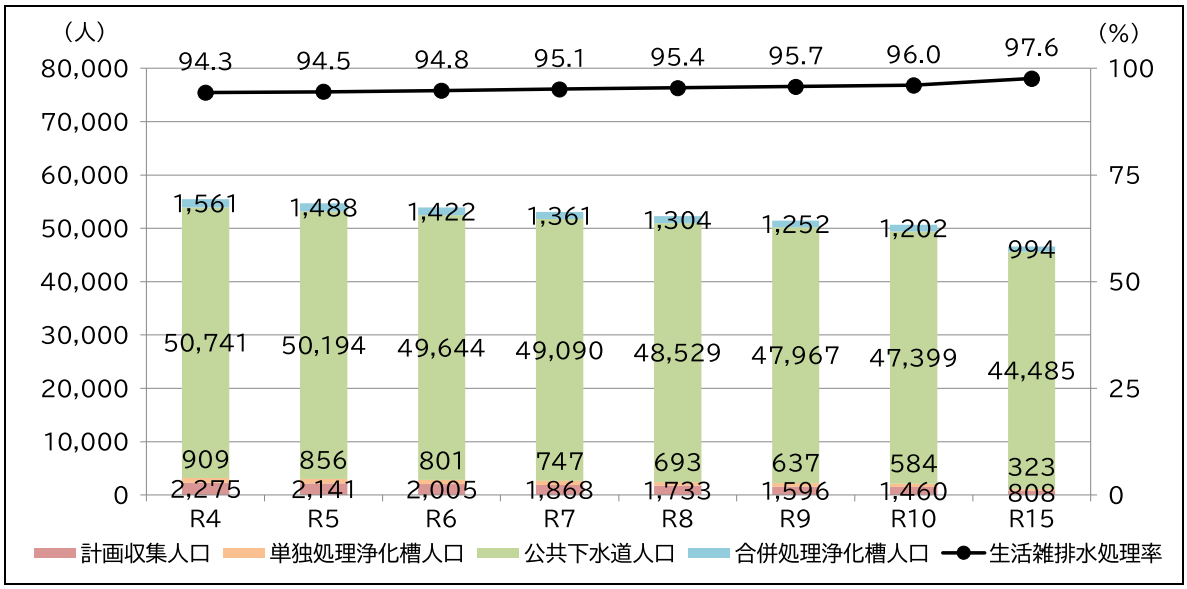

※令和8年度公共下水道人口(48,529 人)＝計画収集人口(52,259 人)×0.99×0.938

5.3.2 数値目標

数値目標年度である令和 10 年度に生活雑排水処理率 96.0%を達成し、計画目標年度の令和 15 年度に生活雑排水処理率 97.6%の達成を目指します。

●図表 5-14 本計画における目標値

区分	基準年度	数値目標年度	計画目標年度
	令和4年度	令和 10 年度	令和 15 年度
生活雑排水処理率	94.3%	96.0%	97.6%

※生活雑排水処理率(%)＝(公共下水道人口＋合併浄化槽人口)÷計画処理区域内人口×100

5.3.3 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推計

人口の減少と公共下水道の整備に伴ってし尿、浄化槽汚泥ともに減少が見込まれます。一方、1 人 1 日当たり排出量は増加することが予想されます。

●図表 5-15 本計画におけるし尿及び浄化槽汚泥排出量の推計

項目		単位	実績値	推計値						
			R4	R5	R6	R7	R8	R9	数値目標年度 R10	長期目標年度 R15
し尿	年間排出量	kℓ/年	2,573	2,438	2,292	2,143	1,993	1,840	1,690	945
	1日排出量	kℓ/日	7.05	6.68	6.28	5.87	5.46	5.04	4.63	2.59
	原単位	ℓ/人･日	3.10	3.12	3.13	3.14	3.15	3.16	3.17	3.21
浄化槽汚泥	年間排出量	kℓ/年	4,431	4,245	4,066	3,887	3,708	3,537	3,365	2,551
	1日排出量	kℓ/日	12.13	11.63	11.14	10.65	10.16	9.69	9.22	6.99
	原単位	ℓ/人･日	4.91	4.96	5.01	5.05	5.09	5.13	5.16	5.31
合計	年間排出量	kℓ/年	7,004	6,683	6,358	6,030	5,701	5,377	5,055	3,496
	1日排出量	kℓ/日	19.18	18.31	17.42	16.52	15.62	14.73	13.85	9.58
	原単位	ℓ/人･日	4.04	4.08	4.12	4.15	4.19	4.23	4.27	4.51
割 合 (1日量)	し尿	%	36.8	36.5	36.1	35.5	35.0	34.2	33.4	27.0
	浄化槽汚泥	%	63.2	63.5	63.9	64.5	65.0	65.8	66.6	73.0
し尿排出に対する対象人口		人	2,275	2,141	2,005	1,868	1,733	1,596	1,460	808
浄化槽汚泥排出に対する対象人口		人	2,470	2,344	2,223	2,108	1,997	1,889	1,786	1,317
対象人口(合計)		人	4,745	4,485	4,228	3,976	3,730	3,485	3,246	2,125

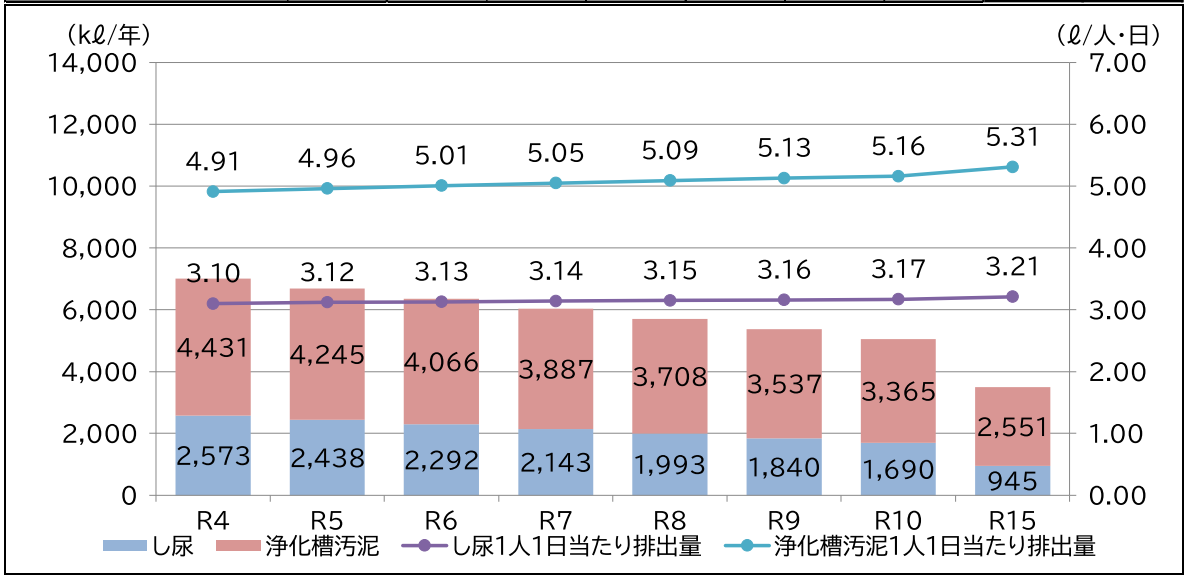

5.4 目標達成のための施策

本市において、生活排水の適正処理を推進し河川や湖沼、海域への汚水の流出を抑制することは、将来に向けて本市を取り巻く水環境の保全において大変重要です。

よって本市では、本市を取り巻く水環境の保全に資する、(1)生活排水処理施設整備、(2)意識向上のための啓発、の２つを中心に施策を策定し、取り組んでいくものとします。

●図表 5-16 施策の体系

施策		施策内容		
水環境の保全	(1) 生活排水処理施設整備	施策1	公共下水道事業	継続
		施策2	浄化槽設置	継続
		施策3	し尿及び浄化槽汚泥処理施設	継続
	(2) 意識向上のための啓発	施策4	情報提供の充実	継続
		施策5	発生源対策の促進	継続
		施策6	水質浄化に対する意識向上	継続
		施策7	生活排水処理施設への接続と浄化槽管理方法の周知	新規施策
		施策8	浄化槽清掃事業者と収集・運搬許可業者への指導	継続
		施策9	生活排水の適正処理	継続
		施策10	その他の事項	継続

（１）生活排水処理施設整備

㊨ 施策１　公共下水道事業

下水道の汚水を適正に処理するため、管渠の清掃や補修を行うとともに、処理施設の安定した処理能力を維持させるために施設の改築・更新を実施します。

㊨ 施策２　浄化槽設置

公共下水道事業計画の予定処理区域以外の区域については、合併処理浄化槽の普及を促進するため、一般家庭に対する補助を継続していきます。

㊨ 施策３　し尿及び浄化槽汚泥処理施設

本市では、平成７年度から、し尿処理施設と下水処理施設の一元化を図るため、西清掃センター（し尿処理施設）で、し尿と浄化槽汚泥を混合して処理しており、前処理、好気性酸化処理及び汚泥処理（一次処理）段階まで行い、その後は下水道管に放流しています。今後も適切な処理が維持できるよう現状の処理体制を維持します。

また、施設の老朽化が懸念される西清掃センター（し尿処理施設）の適正処理のため、運転管理の委託を継続するとともに、施設の更新や広域化、共同化についても検討します。

●図表 5-17　玉野市公共下水道計画図(汚水)

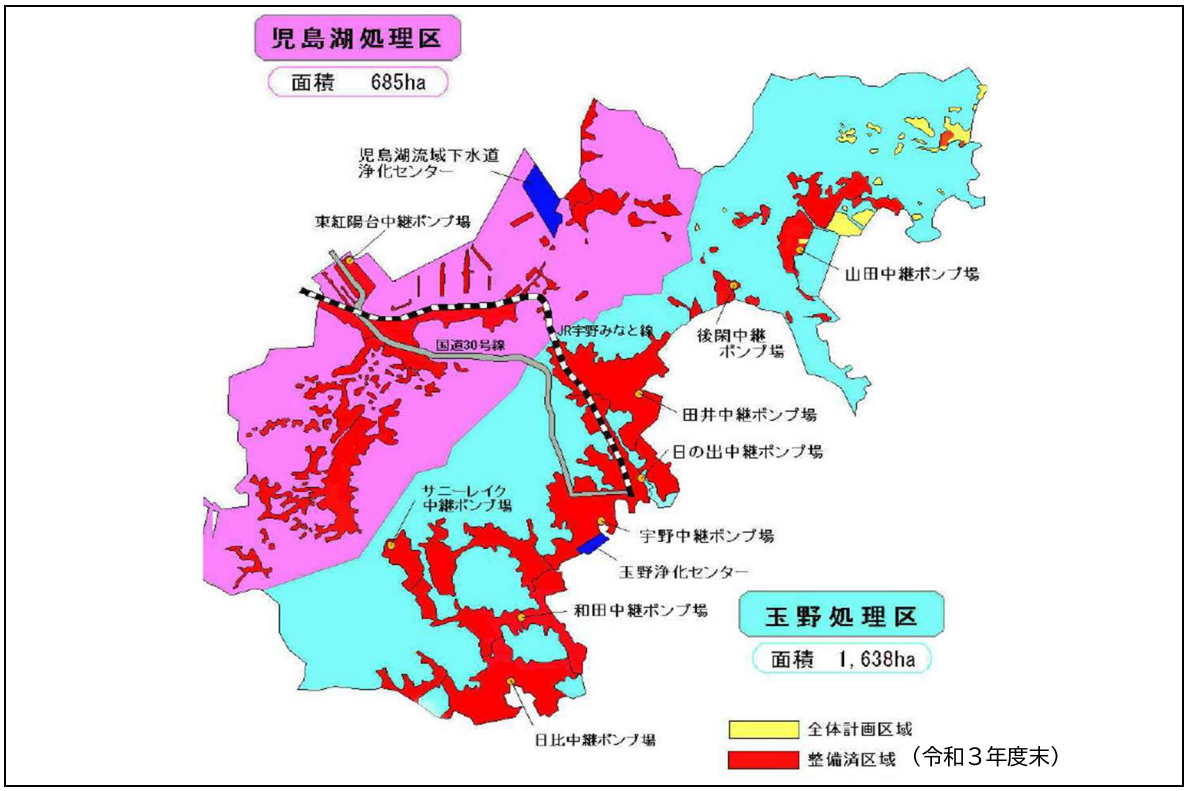

（２）意識向上のための啓発

㊨ 施策４　情報提供の充実

本市では、広報・啓発用のチラシ配布やホームページなどによって、生活排水対策の必要性や下水道及び合併処理浄化槽の利用促進について継続的に情報を発信していきます。

㊨ 施策５　発生源対策の促進

水切りネットやキッチンストレーナー、キッチンペーパー等の使用、風呂の残り湯の再利用、浄化槽の適正管理などの情報提供を行い、家庭での生活排水対策の促進を図ります。

また、市内の主要工場等への立入検査・報告頻度の見直し等の監視・指導を強化し、事業所においても生活排水対策の促進を図ります。

㊨ 施策６　水質浄化に対する意識向上

処理されずに排出される生活雑排水は、身近な水路や側溝等の水質汚濁の要因となっているため、水質浄化のための「生活排水対策」の必要性について啓発し、市民の意識向上を図ります。

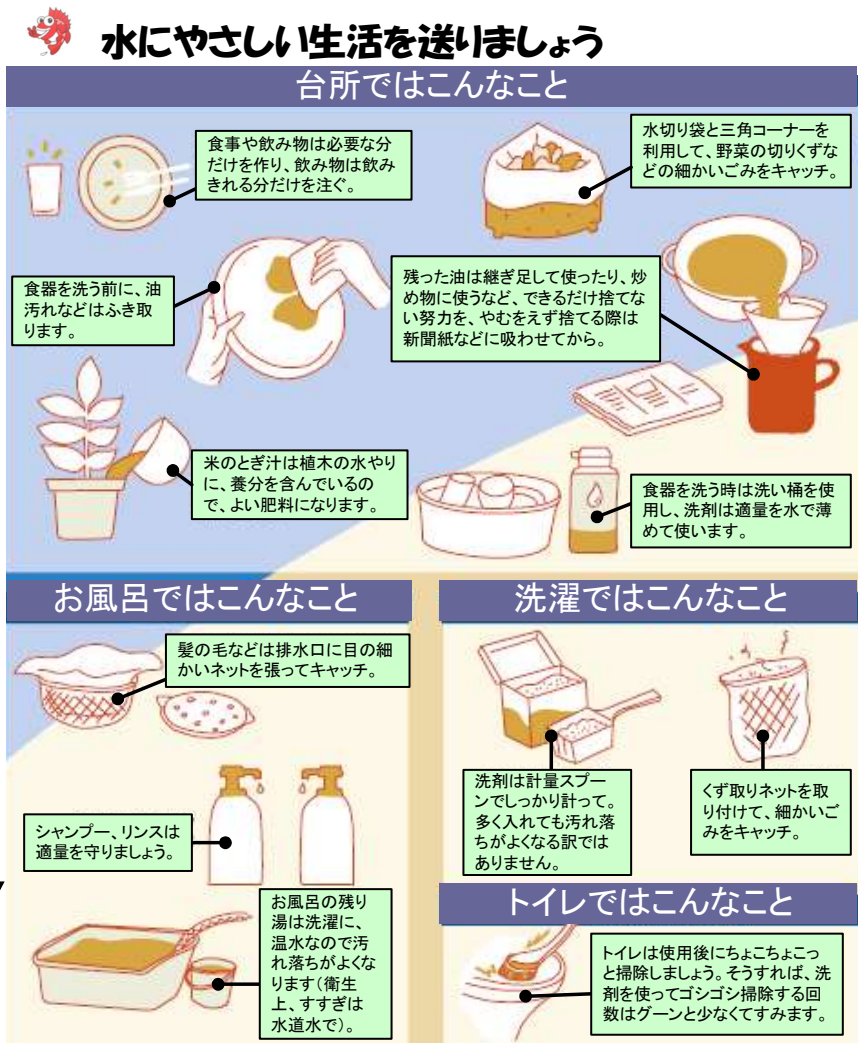

生活排水読本▼

参考：生活排水読本，環境省

㉑ 施策７　生活排水処理施設への接続と浄化槽管理方法の周知

市民・事業者は、生活排水の排出者であることを認識し、水環境保全の中心的役割を担っていく必要があります。

特に、し尿汲み取り（計画収集）及びみなし浄化槽（単独浄化槽）の利用者は、生活雑排水を衛生的に処理するように、地域の下水道整備状況等に合わせ、公共下水道への早期接続や合併処理浄化槽への転換等によって適正な処理を行っていくことが重要です。

行政は、下水道整備を進め、下水道普及率の向上を図るとともに、下水道への接続を推進します。

公共用水域の保全を図るため、浄化槽及びみなし浄化槽の設置者に対して、浄化槽の法定検査や定期的な保守点検・清掃などの必要性について周知徹底を図っていきます。

単独浄化槽の転換の推進（合併処理浄化槽への転換）

- トイレのし尿のみを処理する単独処理浄化槽は、台所やお風呂の排水を処理しません。
  これらの排水も一緒に処理する合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽を設置する家庭に対し、汚れを 1/8 に減らすことができます。
- 台所やお風呂の汚水も一緒に処理する合併処理浄化槽に付け替えましょう。
  市では付け替えに補助金を交付（公共下水道事業計画区域を除く。）しています。

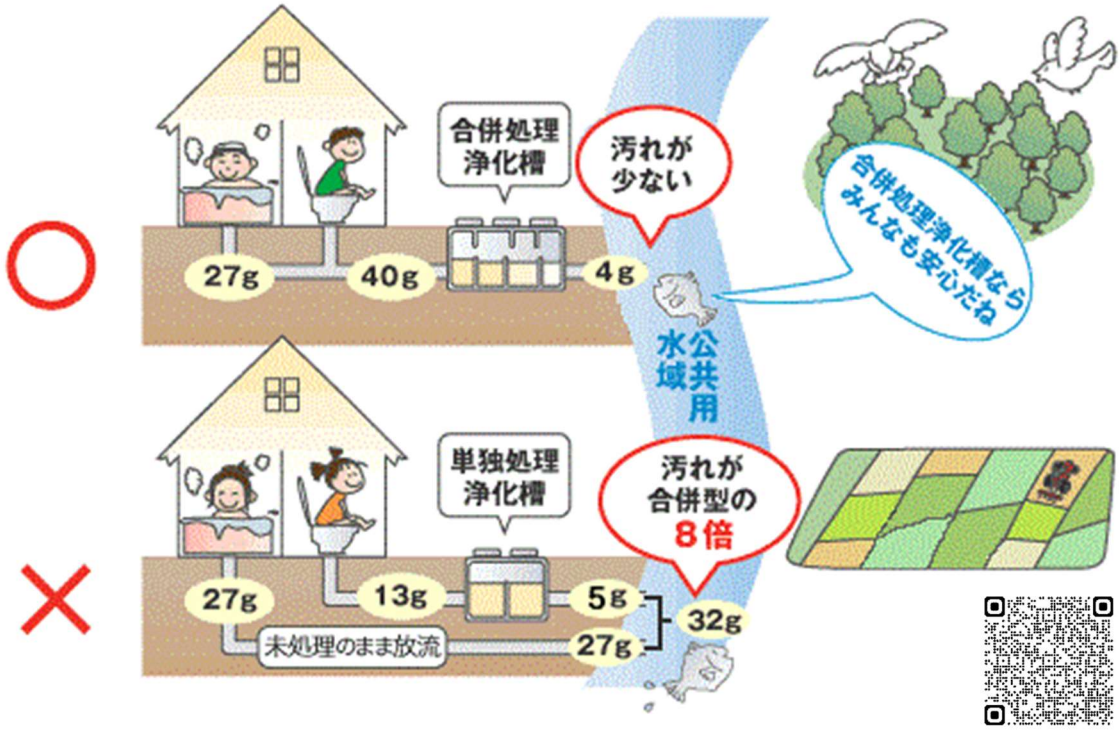

資料：これからの浄化槽について，環境省，令和5年1月

浄化槽は微生物を利用してトイレ排水や生活雑排水をきれいにしています
～水環境保全のため**正しい維持管理(検査・点検等)**を行いましょう～

◆保守点検

内容

装置や機械類が正常に動いているか
全体の運転状況や放流水の状況
配管やろ材の目詰まり
汚泥の溜まり具合　などを調べます。
また、消毒剤の補給などを行います。

回数

一般的に年3～4回以上
浄化槽の種類や大きさによって回数が定められています。
(作動状況点検や消毒剤補給は月１回必要)

※保守点検は岡山県の登録業者に委託して下さい。

◆清　掃

内容

浄化槽は水処理で汚泥が発生します。
汚泥が溜まりすぎると、不十分な処理や悪臭の原因になるため、汚泥の引き抜きや装置・機械類の掃除が必要になります。

回数

年1回以上
(種類によっては6ヶ月に1回以上)

※清掃は本市の許可を受けた清掃業者に委託して下さい。

◆法定検査

内容

浄化槽の機能が正常に保たれているかを確認するため、保守点検、清掃とは別に法定検査の受検が必要です。
「設置後検査」と「定期検査」の2種類があります。
検査では「外観検査」「書類検査」「水質検査」が行われます。

回数

【設置後検査】
使い始めて3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に1回

【定期検査】
年1回

※法定検査は岡山県の指定検査機関が実施します。

使い始めて3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に1回	毎年3～4回以上	毎年1回以上	毎年1回
浄化槽法第7条検査［設置後検査］	保守点検［点検・調整・修理］	清掃［汚泥の引き抜き］	浄化槽法第11条検査［定期検査］
浄化槽の設置工事が適正に実施され、本来の機能を発揮しているかを確認	浄化槽の状況確認	浄化槽の機能維持	保守点検や清掃が適正に実施され、本来の機能を発揮しているかを確認
【県の指定機関が実施】	【県の登録業者に委託】	【市の許可業者に委託】	【県の指定機関が実施】
・外観検査 ・書類検査 ・水質検査	・装置/機器の点検 ・運転状況/放流状況 ・配管/ろ材の目詰まり ・汚泥の溜まり具合 ・消毒剤の補充　など	・装置の洗浄 ・汚泥の引き抜き	・外観検査 ・書類検査 ・水質検査

保守点検及び清掃の記録は3年間保管する義務があります。

㊨ 施策８　浄化槽清掃事業者と収集・運搬許可業者への指導

浄化槽清掃業者については、浄化槽法第４条第８項の規定による浄化槽の清掃、適正な汚泥の引き抜きを行うよう指導します。

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市が許可する収集・運搬許可業者が市民からの依頼により行っています。し尿及び浄化槽汚泥は公共下水道の整備・普及に伴い今後も引き続き減少が見込まれることから、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業に関する許可は原則として現状を維持します。

また、し尿処理施設での処理において、し尿と浄化槽汚泥のバランスの変動が大きいと、施設の運転が難しくなります。よって、し尿処理施設の安定稼働のため、浄化槽汚泥の清掃、収集・運搬から搬入に至る運行計画について、業者指導をしていくものとします。

㊨ 施策９　生活排水の適正処理

１．収集・運搬計画

本土部のし尿及び浄化槽汚泥は、許可業者が収集を担当しており、島しょ部では、許可業者へ業務委託して収集しています。収集・運搬については、今後も安定かつ効率的な収集・運搬体制を構築できるように検討していきます。

２．中間処理計画

本市では、下水道とし尿及び浄化槽汚泥の処理の一元化を図っていることから、今後も適切な処理が維持できるように、施設の適切な運転管理を実施していきます。

３．資源化・最終処分計画

本市では、昭和 56 年度から民間業者に委託して、し尿等の処理過程で生ずる汚泥のコンポスト化を図っています。今後も汚泥の資源化を図るため、コンポスト化を民間業者に委託し、前処理設備より生じるし渣は、東清掃センター（焼却施設）において焼却処理を行うことにより、適正な処理・処分に努めていくものとします。

㉑ 施策 10　その他の事項

１．災害廃棄物対策

本市では、災害発生時に対応するため「玉野市災害廃棄物処理計画（R5.3)」を策定しています。災害時に避難場所等で発生するし尿等は、衛生面からも早急に収集を行う必要がありますが、大規模な災害時は収集ルートの分断や、処理施設が稼働できないなど、本市のみでは対応できない場合も想定されます。必要に応じて、岡山県、(公社)全国都市清掃会議及び関係業界団体、近隣市町や関係業者などの関係機関との連携を図りながら速やかな回収及び適正処理を行います。

２．諸計画との連携

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、下水道計画と連動するため、下水道事業に変更が生じた場合は、本計画への影響等を整理・検討し、必要な計画見直し・対策等を講じていきます。また、国の施策あるいは県の計画・条例等の改定などがある場合も、同様に必要な見直し・対策等を講じます。

３．し尿処理手数料の見直し

本市では、し尿処理手数料について玉野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例において設定をしています。このし尿処理手数料について、し尿処理に係る費用に対する排出者の負担割合の適正化を図るなど、見直しを検討していくものとします。

資　料　編

目　　次

第1章　ごみ排出量等の将来見込み
1.1 将来推計の手順 資料編-1
1.2 行政区域内人口の将来推計 資料編-3
1.3 目標値の設定と目標を達成した場合の将来見込み 資料編-7

第2章　生活排水処理形態別人口等の将来見込み
2.1 将来推計の手順及び将来見込み 資料編-10

第3章　市民・事業者意識調査
3.1 市民・事業者意識調査設問及び意識調査結果 資料編-12

第4章　ごみ組成調査
4.1 ごみ組成調査状況写真及び内容物写真 資料編-32

第１章　ごみ排出量等の将来見込み

1.1　将来推計の手順

本計画における行政区域内人口及びごみ排出量の将来見込みは、図表 1-1 の手順で算出しました。なお、採用する推計方法は図表 1-2 に示すとおりであり、過去の実績値の推移等を勘案したうえで採用をしました。

削減・資源化対策等の実施度合いが現状のまま推移した（維持された）場合のごみ排出量の将来見込みとその内訳を、図表 1-5 及び図表 1-6 に示します。なお、それぞれ採用した推計式とその推計結果は、図表 1-7～図表 1-9 に示すとおりです。

●図表 1-1　行政区域内人口及びごみ排出量の将来推計の手順

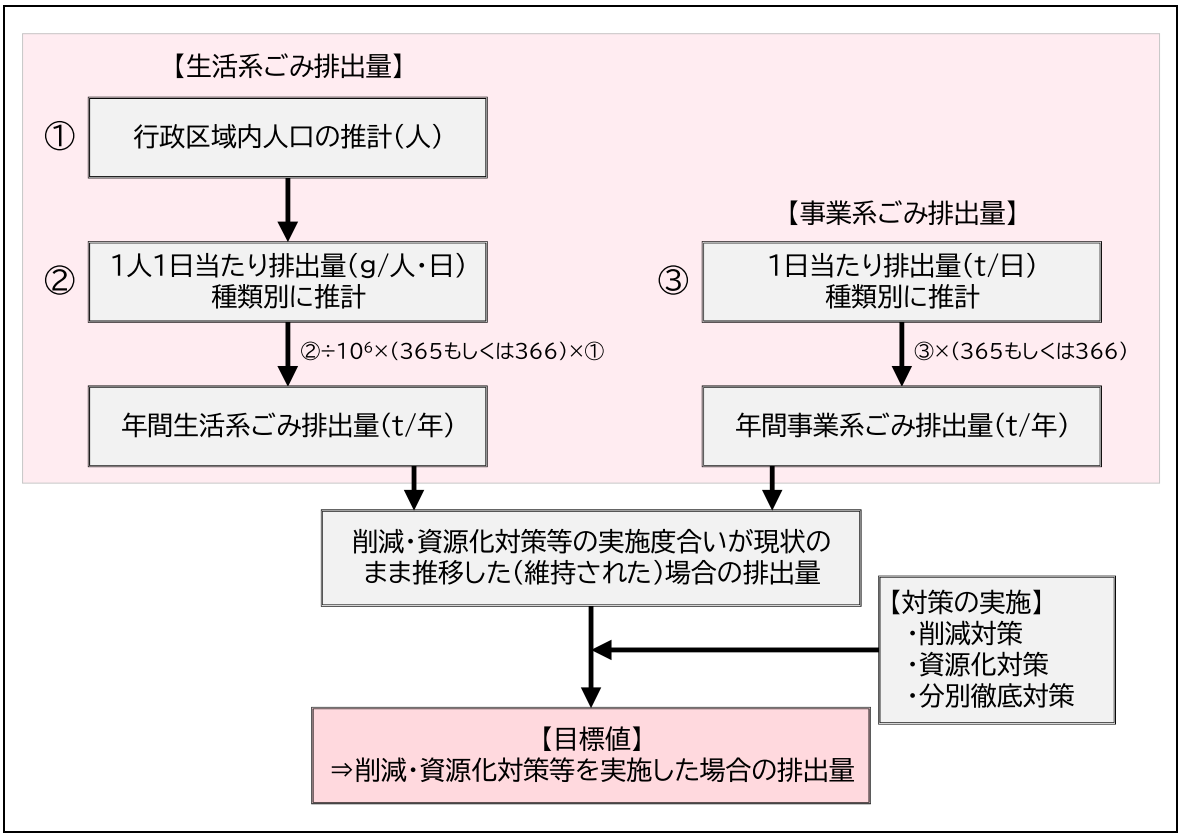

●図表 1-2 採用する推計方法の考え方

推計方法	考え方
最小二乗法 等差級数法 等比級数法	❍ 増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用します。 ❍ 過大過小とならないよう、3方法の中位を採用します。 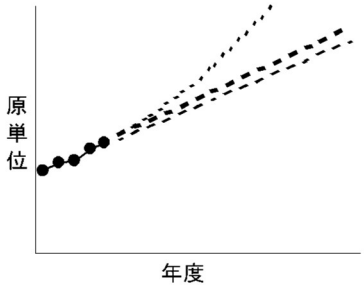
対数回帰法	❍ 増加や減少傾向が徐々に緩和される傾向を示し、今後もこの傾向が続くと判断できる場合に採用します。 ❍ 前出の推計は直線的に増減するため、長期的にみると過大となったり減少傾向の場合にゼロとなったりする場合がありますが、こうしたことは起こり得ないと判断できる場合等に採用します。 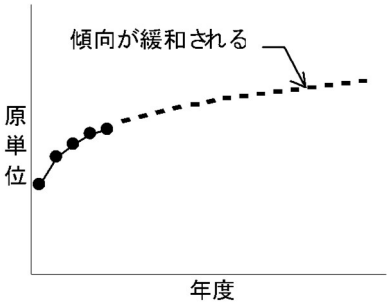
平均	❍ 長期的には横ばい傾向で、各年では増減を繰り返しているような場合で、最小二乗法では実績値を反映した推計が困難と判断される場合に採用します。 ❍ 最新年のデータが増加している場合に増加傾向を示す推計となり、長期的に不合理となる場合があります。 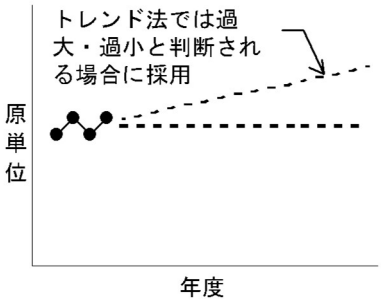
指定年	❍ 過去の実績値がない、あるいは分別区分の変更等により、将来推計を行ううえで参考とならないと判断される場合に最新年の実績や妥当な値と判断できる実績値をもって将来推計値とする場合等に採用します。 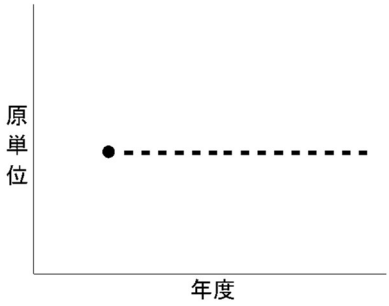

1.2 行政区域内人口の将来推計

1.2.1 既定計画における将来推計人口と実績値の比較

既定計画において採用した将来推計人口は、「玉野市総合計画（平成 31 年４月）」の人口でした。既定計画策定以降人口は減少傾向にあり、既定計画策定時に設定した将来推計人口と令和４年度時点の実績を比較すると、1,713 人の差があります。

●図表 1-3 既定計画における推計値と実績値の比較

	令和4年度
既定計画での推計値	57,700 人
実績値	55,987 人
差	1,713 人

1.2.2 本計画において採用した行政区域内人口

本計画においては、既定計画策定時に設定した将来推計人口の値をそのまま採用するのではなく、本計画における上位計画との整合を図りつつも、実態に即した人口を採用する必要があります。よって、本計画における将来推計人口は住民基本台帳人口（10/1 付人口）を基にトレンド法を用いて推計を行い、「国立社会保障・人口問題研究所」における人口と、本計画の上位計画の「玉野市総合計画」における人口の間の数値を採用することとしました。

●住民基本台帳人口（10/1 付人口）

⇒環境省が毎年全国の市町村に対して実施する「一般廃棄物処理実態調査」において採用されている人口です。よって、これをベースとした人口を採用することで、他市町村との１人１日当たりごみ排出量等の比較検討においてより正確な比較が可能となります。

●国立社会保障・人口問題研究所の人口（10/1 付人口）

⇒社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うことを通じて、国民の福祉向上に貢献することを目的とし、平成８年 12 月、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合により設立された研究機関です。本計画においては出生、死亡、人口移動の影響を加味した推計値を採用しました。

●図表 1-4　各種計画における人口推計と本計画における人口推計

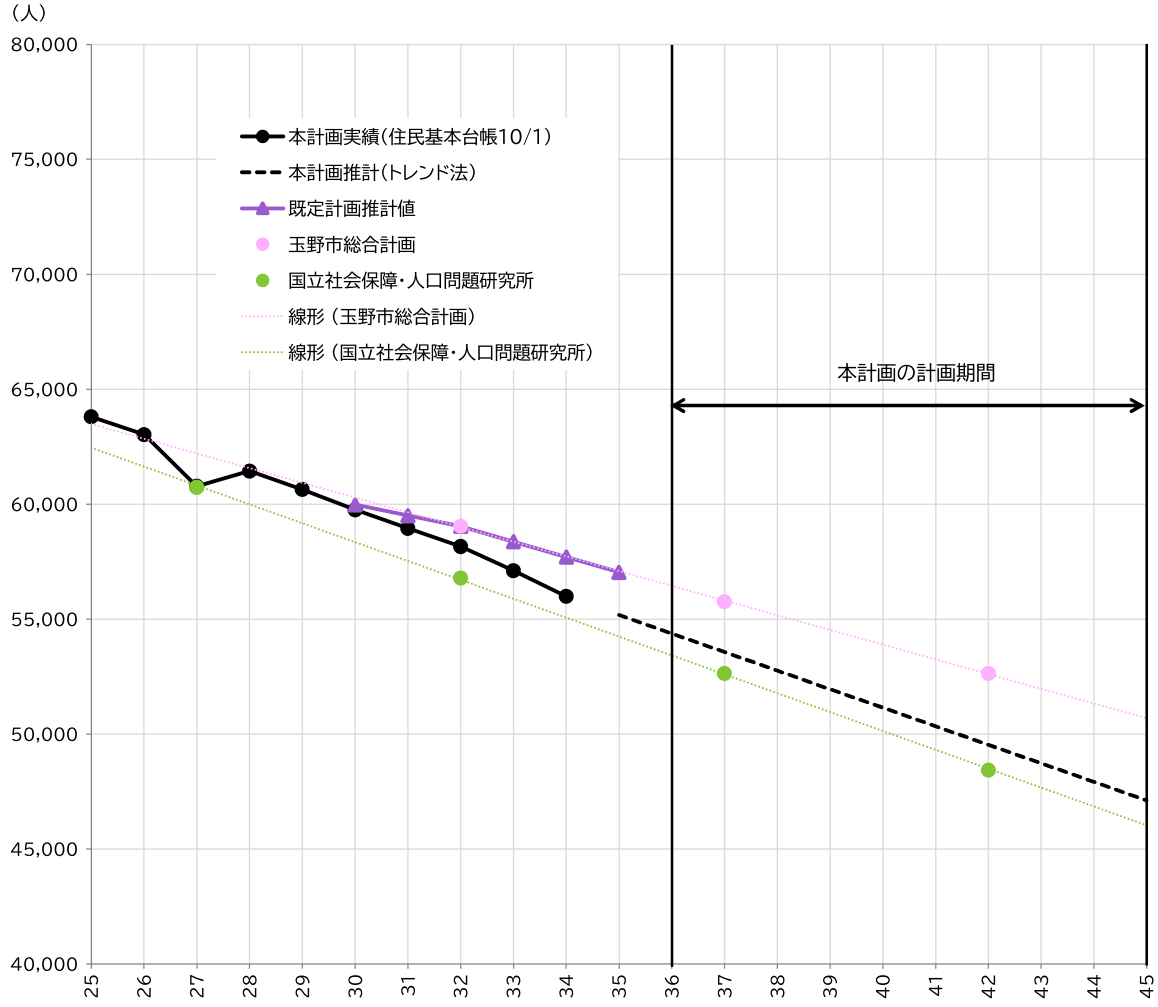

※上記グラフは散布図であることから、X 軸の変数は年度表記（H○、R○）としない。

●図表1-5　ごみ排出量将来見込み（現状維持）

数値目標年度　　長期目標年度

			年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 ←	R4 実績	R5 推計	R6 →	R7	R8	R9	R10 ▼	R11	R12	R13	R14	R15 ▼
人口	行政区域内人口		[人]	63,798	63,022	60,782	61,439	60,644	59,749	58,954	58,163	57,108	55,987	55,180	54,373	53,567	52,760	51,953	51,146	50,339	49,532	48,725	47,918	47,111
	計画処理区域内人口（計画収集人口）		[人]	63,798	63,022	60,782	61,439	60,644	59,749	58,954	58,163	57,108	55,987	55,180	54,373	53,567	52,760	51,953	51,146	50,339	49,532	48,725	47,918	47,111
生活系ごみ	収集ごみ	燃やせるごみ	年間ごみ量	[t/年]	14,216	13,992	13,827	13,314	13,006	12,676	12,624	12,188	12,323	9,324	9,139	8,910	8,709	8,512	8,341	8,129	7,942	7,756	7,598	7,399	7,227
			一日ごみ量	[t/日]	38.95	38.34	37.78	36.48	35.63	34.73	34.49	33.39	33.76	25.55	24.97	24.41	23.86	23.32	22.79	22.27	21.76	21.25	20.76	20.27	19.80
			原単位	[g/人/日]	610.5	608.3	621.5	593.7	587.6	581.2	585.1	574.1	591.2	456.3	452.6	448.9	445.4	442.0	438.6	435.4	432.2	429.1	426.1	423.1	420.2
		不燃物A	年間ごみ量	[t/年]	598	563	712	564	591	547	240	547	609	185	183	179	179	175	172	172	168	164	161	161	157
			一日ごみ量	[t/日]	1.6	1.5	2.0	1.6	1.6	1.5	0.7	1.5	1.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4
			原単位	[g/人/日]	25.7	24.5	32.0	25.2	26.7	25.1	11.1	25.8	29.2	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1
		不燃物B	年間ごみ量	[t/年]	450	416	424	391	374	393	400	444	573	254	249	245	241	237	234	230	226	223	220	215	212
			一日ごみ量	[t/日]	1.2	1.1	1.2	1.1	1.0	1.1	1.1	1.2	1.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
			原単位	[g/人/日]	19.3	18.1	19.1	17.4	16.9	18.0	18.5	20.9	27.5	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4
		資源ごみ	年間ごみ量	[t/年]	2,428	2,245	2,137	2,015	1,933	1,839	1,764	1,753	1,749	1,773	1,735	1,690	1,650	1,610	1,577	1,537	1,500	1,467	1,438	1,402	1,369
			一日ごみ量	[t/日]	6.7	6.2	5.8	5.5	5.3	5.0	4.8	4.8	4.8	4.9	4.7	4.6	4.5	4.4	4.3	4.2	4.1	4.0	3.9	3.8	3.8
			原単位	[g/人/日]	104.3	97.6	96.1	89.9	87.3	84.3	81.8	82.6	83.9	86.8	85.9	85.1	84.3	83.6	82.9	82.3	81.7	81.1	80.6	80.1	79.7
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	95	83	82	65	87	74	71	65	105	74	70	69	69	66	66	62	62	62	62	58	58
			一日ごみ量	[t/日]	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
			原単位	[g/人/日]	4.1	3.6	3.7	2.9	3.9	3.4	3.3	3.1	5.0	3.6	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
		収集ごみ計	年間ごみ量	[t/年]	17,787	17,299	17,182	16,349	15,991	15,529	15,099	14,997	15,359	11,610	11,376	11,093	10,848	10,600	10,390	10,130	9,898	9,672	9,479	9,235	9,023
			一日ごみ量	[t/日]	48.7	47.4	47.0	44.8	43.8	42.6	41.3	41.1	42.1	31.8	31.1	30.4	29.7	29.0	28.4	27.8	27.1	26.5	25.9	25.3	24.7
			原単位	[g/人/日]	763.8	752.0	772.4	729.0	722.4	712.1	699.8	706.4	736.8	568.1	563.3	558.9	554.8	550.4	546.4	542.6	538.7	535.0	531.5	528.0	524.7
	直接搬入ごみ	燃やせるごみ	年間ごみ量	[t/年]	120	165	144	137	122	158	156	256	234	102	102	99	95	95	92	91	88	88	84	84	80
			一日ごみ量	[t/日]	0.3	0.5	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.7	0.6	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
			原単位	[g/人/日]	5.2	7.2	6.5	6.1	5.5	7.2	7.2	12.1	11.2	5.0	5.0	4.9	4.9	4.9	4.9	4.8	4.8	4.8	4.8	4.7	4.7
		不燃物A	年間ごみ量	[t/年]	55	73	108	146	132	153	81	312	110	74	73	73	69	69	70	66	66	66	66	62	62
			一日ごみ量	[t/日]	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.4	0.2	0.9	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
			原単位	[g/人/日]	2.4	3.2	4.9	6.5	6.0	7.0	3.8	14.7	5.3	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6
		不燃物B	年間ごみ量	[t/年]	15	17	21	15	14	10	11	14	15	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
			一日ごみ量	[t/日]	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.03	0.03	0.04	0.04	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
			原単位	[g/人/日]	0.6	0.7	0.9	0.7	0.6	0.5	0.5	0.7	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
		資源ごみ	年間ごみ量	[t/年]	0	1	1	1	1	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			一日ごみ量	[t/日]	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
			原単位	[g/人/日]	0	0.04	0.04	0.04	0.05	0.09	0.09	0.05	0.05	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.12
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	359	367	418	454	445	522	637	760	785	734	498	489	482	475	468	460	453	445	439	431	423
			一日ごみ量	[t/日]	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.4	1.7	2.1	2.2	2.0	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
			原単位	[g/人/日]	15.4	16.0	18.8	20.2	20.1	23.9	29.5	35.8	37.7	35.9	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7
		直接搬入ごみ計	年間ごみ量	[t/年]	549	623	692	753	714	845	887	1,343	1,145	920	682	670	655	648	639	626	616	608	598	586	574
			一日ごみ量	[t/日]	1.5	1.7	1.9	2.1	2.0	2.3	2.4	3.7	3.1	2.5	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6
			原単位	[g/人/日]	23.6	27.1	31.1	33.6	32.3	38.7	41.1	63.3	54.9	45.0	33.8	33.8	33.5	33.6	33.6	33.6	33.5	33.6	33.5	33.5	33.4
	生活系ごみ合計		年間ごみ量	[t/年]	18,336	17,922	17,874	17,102	16,705	16,374	15,986	16,340	16,504	12,530	12,058	11,763	11,503	11,248	11,029	10,756	10,514	10,280	10,077	9,821	9,597
			一日ごみ量	[t/日]	50.2	49.1	48.8	46.9	45.8	44.9	43.7	44.8	45.2	34.3	33.0	32.2	31.5	30.8	30.1	29.5	28.8	28.2	27.5	26.9	26.3
		※集団回収除く	原単位	[g/人/日]	787.4	779.1	803.5	762.6	754.7	750.8	740.9	769.7	791.8	613.2	597.1	592.7	588.3	584.1	580.0	576.2	572.2	568.6	565.1	561.5	558.1
事業系ごみ	許可業者収集ごみ（一部直営）	燃やせるごみ	年間ごみ量	[t/年]	3,075	3,339	3,423	3,418	3,279	3,378	3,273	3,194	3,087	5,100	5,029	4,931	4,851	4,771	4,707	4,621	4,548	4,479	4,421	4,340	4,274
			一日ごみ量	[t/日]	8.4	9.2	9.4	9.4	9.0	9.3	8.9	8.8	8.5	14.0	13.7	13.5	13.3	13.1	12.9	12.7	12.5	12.3	12.1	11.9	11.7
		不燃物A	年間ごみ量	[t/年]	517	481	421	169	216	116	490	148	182	193	194	193	193	193	194	193	193	193	194	193	193
			一日ごみ量	[t/日]	1.4	1.3	1.2	0.5	0.6	0.3	1.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		不燃物B	年間ごみ量	[t/年]	32	25	25	22	14	21	390	41	43	31	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
			一日ごみ量	[t/日]	0.09	0.07	0.07	0.06	0.04	0.06	1.07	0.11	0.12	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
		資源ごみ	年間ごみ量	[t/年]	34	33	29	31	35	31	26	16	20	34	33	33	29	29	29	29	29	29	29	29	29
			一日ごみ量	[t/日]	0.09	0.09	0.08	0.08	0.10	0.08	0.07	0.04	0.05	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一日ごみ量	[t/日]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		収集ごみ計	年間ごみ量	[t/年]	3,658	3,878	3,898	3,640	3,544	3,546	4,179	3,401	3,332	5,358	5,285	5,186	5,102	5,022	4,959	4,872	4,799	4,730	4,673	4,591	4,525
			一日ごみ量	[t/日]	10.02	10.62	10.65	9.97	9.71	9.72	11.42	9.32	9.13	14.68	14.44	14.21	13.98	13.76	13.55	13.35	13.15	12.96	12.77	12.58	12.40
	直接搬入ごみ	燃やせるごみ	年間ごみ量	[t/年]	1,435	1,492	1,394	1,355	1,334	1,603	1,430	1,663	1,700	852	878	902	927	949	977	996	1,018	1,040	1,061	1,080	1,099
			一日ごみ量	[t/日]	3.9	4.1	3.8	3.7	3.7	4.4	3.9	4.6	4.7	2.3	2.4	2.5	2.5	2.6	2.7	2.7	2.8	2.9	2.9	3.0	3.0
		不燃物A	年間ごみ量	[t/年]	157	590	179	175	641	337	869	252	22	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106
			一日ごみ量	[t/日]	0.4	1.6	0.5	0.5	1.8	0.9	2.4	0.7	0.1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		不燃物B	年間ごみ量	[t/年]	6	27	28	3	7	5	4	16	7	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
			一日ごみ量	[t/日]	0.02	0.07	0.08	0.01	0.02	0.01	0.01	0.04	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		資源ごみ	年間ごみ量	[t/年]	4	8	2	2	2	8	3	8	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
			一日ごみ量	[t/日]	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	87	76	78	76	77	80	77	73	76	59	59	58	58	58	59	58	55	55	55	55	55
			一日ごみ量	[t/日]	0.24	0.21	0.21	0.21	0.21	0.22	0.21	0.20	0.21	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
		直接搬入ごみ計	年間ごみ量	[t/年]	1,689	2,193	1,681	1,611	2,061	2,033	2,383	2,012	1,809	1,022	1,051	1,074	1,099	1,121	1,150	1,168	1,187	1,209	1,230	1,249	1,268
			一日ごみ量	[t/日]	4.6	6.0	4.6	4.4	5.7	5.6	6.5	5.5	5.0	2.8	2.9	2.9	3.0	3.1	3.1	3.2	3.3	3.3	3.4	3.4	3.5
	事業系ごみ合計		年間ごみ量	[t/年]	5,347	6,071	5,579	5,251	5,605	5,579	6,562	5,413	5,141	6,380	6,336	6,260	6,201	6,143	6,109	6,040	5,986	5,939	5,903	5,840	5,793
			一日ごみ量	[t/日]	14.7	16.6	15.2	14.4	15.4	15.3	17.9	14.8	14.1	17.5	17.3	17.2	17.0	16.8	16.7	16.6	16.4	16.3	16.1	16.0	15.9
排出量		燃やせるごみ	年間ごみ量	[t/年]	18,846	18,988	18,788	18,224	17,741	17,815	17,483	17,301	17,344	15,378	15,148	14,842	14,582	14,327	14,117	13,837	13,596	13,363	13,164	12,903	12,680
			一日ごみ量	[t/日]	51.6	52.0	51.3	49.9	48.6	48.8	47.8	47.4	47.5	42.1	41.4	40.7	40.0	39.3	38.6	37.9	37.3	36.6	36.0	35.4	34.7
		不燃物A	年間ごみ量	[t/年]	1,327	1,707	1,420	1,054	1,580	1,153	1,680	1,259	923	558	556	551	547	543	542	537	533	529	527	522	518
			一日ごみ量	[t/日]	3.6	4.7	3.9	2.9	4.3	3.2	4.6	3.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4
		不燃物B	年間ごみ量	[t/年]	503	485	498	431	409	429	805	515	638	296	289	285	281	277	274	270	266	263	260	255	252
			一日ごみ量	[t/日]	1.4	1.3	1.4	1.2	1.1	1.2	2.2	1.4	1.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
		資源ごみ	年間ごみ量	[t/年]	2,466	2,287	2,169	2,049	1,971	1,880	1,795	1,778	1,774	1,811	1,774	1,729	1,685	1,645	1,612	1,572	1,535	1,502	1,473	1,437	1,404
			一日ごみ量	[t/日]	6.8	6.3	5.9	5.6	5.4	5.2	4.9	4.9	4.9	5.0	4.9	4.7	4.6	4.5	4.4	4.3	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	541	526	578	595	609	676	785	900	966	867	627	616	609	599	593	580	570	562	556	544	536
			一日ごみ量	[t/日]	1.5	1.4	1.6	1.6	1.7	1.9	2.1	2.5	2.7	2.4	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5
		排出量計	年間ごみ量	[t/年]	23,683	23,993	23,453	22,353	22,310	21,953	22,548	21,753	21,645	18,910	18,394	18,023	17,704	17,391	17,138	16,796	16,500	16,219	15,980	15,661	15,390
			一日ごみ量	[t/日]	64.9	65.7	64.1	61.2	61.1	60.1	61.6	59.6	59.3	51.8	50.3	49.4	48.5	47.7	46.8	46.0	45.2	44.4	43.7	42.9	42.2
			原単位	[g/人/日]	1017.0	1043.0	1054.2	996.8	1007.9	1006.6	1045.0	1024.7	1038.4	925.4	910.8	908.1	905.5	903.1	901.3	899.7	898.0	897.1	896.1	895.4	895.0
		集団回収量	年間ごみ量	[t/年]	1,673	1,542	1,447	1,362	1,248	1,151	1,096	881	834	719	681	642	610	577	549	518	493	467	447	423	405
			一日ごみ量	[t/日]	4.58	4.22	3.95	3.73	3.42	3.15	2.99	2.41	2.28	1.97	1.86	1.76	1.67	1.58	1.50	1.42	1.35	1.28	1.22	1.16	1.11
			原単位	[g/人/日]	71.8	67.0	65.0	60.7	56.4	52.8	50.8	41.5	40.0	35.2	33.7	32.3	31.1	29.9	28.8	27.8	26.8	25.9	25.1	24.3	23.5
		総排出量	年間ごみ量	[t/年]	25,356	25,535	24,900	23,715	23,558	23,104	23,644	22,634	22,479	19,629	19,075	18,665	18,314	17,968	17,687	17,314	16,993	16,686	16,427	16,084	15,795
			一日ごみ量	[t/日]	69.5	70.0	68.0	65.0	64.5	63.3	64.6	62.0	61.6	53.8	52.1	51.1	50.2	49.2	48.3	47.4	46.6	45.7	44.9	44.1	43.3
			原単位	[g/人/日]	1088.9	1110.1	1119.3	1057.5	1064.3	1059.4	1095.8	1066.2	1078.4	960.5	944.5	940.5	936.7	933.0	930.2	927.5	924.9	922.9	921.1	919.6	918.6

注）　端数処理のため若干の誤差を含む。

生活系ごみ合計 ※集団回収含む	年間ごみ量	[t/年]	20,009	19,464	19,321	18,464	17,953	17,525	17,082	17,221	17,338	13,249	12,739	12,405	12,113	11,825	11,578	11,274	11,007	10,747	10,524	10,244	10,002
	一日ごみ量	[t/日]	54.82	53.32	52.79	50.59	49.19	48.01	46.67	47.18	47.50	36.30	34.81	33.99	33.18	32.39	31.63	30.89	30.16	29.44	28.75	28.07	27.40
	原単位	[g/人/日]	859.3	846.1	868.5	823.4	811.1	803.6	791.7	811.2	831.8	648.3	630.8	625.1	619.5	614.0	608.9	603.9	599.1	594.4	590.1	585.7	581.7
家庭系ごみ合計	年間ごみ量	[t/年]	15,908	15,676	15,736	15,086	14,771	14,533	14,220	14,586	14,754	10,755	10,321	10,071	9,851	9,636	9,450	9,217	9,012	8,811	8,637	8,417	8,226
	一日ごみ量	[t/日]	43.58	42.95	43.00	41.33	40.47	39.82	38.85	39.96	40.42	29.47	28.20	27.59	26.99	26.40	25.82	25.25	24.69	24.14	23.60	23.06	22.54
	原単位	[g/人/日]	683.1	681.5	707.4	672.7	667.3	666.4	659.0	687.1	707.8	526.3	511.0	507.5	503.8	500.4	497.0	493.7	490.5	487.4	484.3	481.2	478.4
事業所ごみ合計	年間ごみ量	[t/年]	5,309	6,030	5,548	5,218	5,568	5,540	6,533	5,389	5,117	6,344	6,299	6,223	6,168	6,110	6,076	6,007	5,953	5,906	5,870	5,807	5,760
	一日ごみ量	[t/日]	14.55	16.52	15.16	14.30	15.25	15.18	17.85	14.76	14.02	17.38	17.21	17.05	16.90	16.74	16.60	16.46	16.31	16.18	16.04	15.91	15.78
	原単位	[g/人/日]	228.0	262.1	249.4	232.7	251.5	254.0	302.8	253.8	245.5	310.4	311.9	313.6	315.5	317.3	319.5	321.8	324.0	326.7	329.2	332.0	335.0
事業系ごみ合計	年間ごみ量	[t/年]	5,347	6,071	5,579	5,251	5,605	5,579	6,562	5,413	5,141	6,380	6,336	6,260	6,201	6,143	6,109	6,040	5,986	5,939	5,903	5,840	5,793
	一日ごみ量	[t/日]	14.65	16.63	15.24	14.39	15.36	15.28	17.93	14.83	14.08	17.48	17.3	17.2	17.0	16.8	16.7	16.6	16.4	16.3	16.1	16.0	15.9
	原単位	[g/人/日]	229.6	263.9	250.8	234.2	253.2	255.8	304.1	255.0	246.6	312.2	313.70	315.40	317.20	319.00	321.30	323.50	325.80	328.50	331.00	333.90	336.90

●図表1-6　ごみ処理内訳の将来見込み（現状推移）

					実績←	→推計					数値目標年度					長期目標年度
区分		処理		年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	▼R10	R11	R12	R13	R14	▼R15
ごみ排出量	A 燃やせるごみ			t/年	15,378	15,148	14,842	14,582	14,327	14,117	**13,837**	13,596	13,363	13,164	12,903	**12,680**
	燃やせるごみ			t/年	15,378	15,148	14,842	14,582	14,327	14,117	**13,837**	13,596	13,363	13,164	12,903	**12,680**
	東清掃センターごみ焼却施設			t/年	15,378	15,148	14,842	14,582	14,327	14,117	**13,837**	13,596	13,363	13,164	12,903	**12,680**
	B 不燃物A			t/年	558	556	551	547	543	542	**537**	533	529	527	522	**518**
	不燃物A			t/年	558	556	551	547	543	542	**537**	533	529	527	522	**518**
	最終処分場			t/年	558	556	551	547	543	542	**537**	533	529	527	522	**518**
	C 不燃物B			t/年	296	289	285	281	277	274	**270**	266	263	260	255	**252**
	不燃物B			t/年	296	289	285	281	277	274	**270**	266	263	260	255	**252**
	東清掃センター粗大ごみ処理施設			t/年	296	289	285	281	277	274	**270**	266	263	260	255	**252**
	D 資源ごみ			t/年	1,811	1,774	1,729	1,685	1,645	1,612	**1,572**	1,535	1,502	1,473	1,437	**1,404**
	資源ごみ	100%		t/年	1,811	1,774	1,729	1,685	1,645	1,612	**1,572**	1,535	1,502	1,473	1,437	**1,404**
	（古紙）	40.6%		t/年	(735)	(720)	(702)	(684)	(668)	(654)	**(638)**	(623)	(610)	(598)	(583)	**(570)**
	リサイクルプラザ			t/年	(735)	(720)	(702)	(684)	(668)	(654)	**(638)**	(623)	(610)	(598)	(583)	**(570)**
	（その他プラスチック製容器包装）	27.8%		t/年	(503)	(493)	(481)	(468)	(457)	(448)	**(437)**	(427)	(418)	(409)	(399)	**(390)**
	リサイクルプラザ			t/年	(503)	(493)	(481)	(468)	(457)	(448)	**(437)**	(427)	(418)	(409)	(399)	**(390)**
	（ペットボトル）	8.8%		t/年	(159)	(156)	(152)	(148)	(145)	(142)	**(138)**	(135)	(132)	(130)	(126)	**(124)**
	民間委託（直接資源化）			t/年	(159)	(156)	(152)	(148)	(145)	(142)	**(138)**	(135)	(132)	(130)	(126)	**(124)**
	（びん）	17.3%		t/年	(313)	(307)	(299)	(292)	(285)	(279)	**(272)**	(266)	(260)	(255)	(249)	**(243)**
	最終処分場			t/年	(313)	(307)	(299)	(292)	(285)	(279)	**(272)**	(266)	(260)	(255)	(249)	**(243)**
	（缶類）	5.6%		t/年	(101)	(98)	(95)	(93)	(90)	(89)	**(87)**	(84)	(82)	(81)	(80)	**(77)**
	東清掃センター粗大ごみ処理施設			t/年	(101)	(98)	(95)	(93)	(90)	(89)	**(87)**	(84)	(82)	(81)	(80)	**(77)**
	E 粗大ごみ			t/年	867	627	616	609	599	593	**580**	570	562	556	544	**536**
	粗大ごみ	100%		t/年	868	627	616	609	599	593	**580**	570	562	556	544	**536**
	（可燃性粗大ごみ）	48.1%		t/年	(417)	(302)	(296)	(293)	(288)	(285)	**(279)**	(274)	(270)	(267)	(262)	**(258)**
	東清掃センターごみ焼却施設			t/年	(417)	(302)	(296)	(293)	(288)	(285)	**(279)**	(274)	(270)	(267)	(262)	**(258)**
	（不燃性粗大ごみ）	52.0%		t/年	(451)	(325)	(320)	(316)	(311)	(308)	**(301)**	(296)	(292)	(289)	(282)	**(278)**
	東清掃センター粗大ごみ処理施設			t/年	(451)	(325)	(320)	(316)	(311)	(308)	**(301)**	(296)	(292)	(289)	(282)	**(278)**
	F 排出量計＝（A～D）の合計			t/年	**18,910**	**18,394**	**18,023**	**17,704**	**17,391**	**17,138**	**16,796**	**16,500**	**16,219**	**15,980**	**15,661**	**15,390**
	G 集団回収量			t/年	**719**	**681**	**642**	**610**	**577**	**549**	**518**	**493**	**467**	**447**	**423**	**405**
	H 総排出量＝（F～G）の合計			t/年	**19,629**	**19,075**	**18,665**	**18,314**	**17,968**	**17,687**	**17,314**	**16,993**	**16,686**	**16,427**	**16,084**	**15,795**
処理・処分内訳 焼却処理	東清掃センターごみ焼却施設			t/年	16,204	15,797	15,479	15,211	14,945	14,729	**14,436**	14,185	13,943	13,738	13,465	**13,234**
	燃やせるごみ			t/年	15,378	15,148	14,842	14,582	14,327	14,117	**13,837**	13,596	13,363	13,164	12,903	**12,680**
	粗大ごみ			t/年	417	302	296	293	288	285	**279**	274	270	267	262	**258**
	可燃性粗大ごみ			t/年	417	302	296	293	288	285	**279**	274	270	267	262	**258**
	可燃性残渣			t/年	389	327	321	317	311	308	**302**	297	292	289	283	**279**
	西清掃センター・し渣			t/年	20	20	20	19	19	19	**18**	18	18	18	17	**17**
	処理内訳			t/年												
	焼却残渣（焼却灰）	16.0%	埋立②	t/年	2,587	2,528	2,477	2,434	2,391	2,357	**2,310**	2,270	2,231	2,198	2,154	**2,117**
破砕処理	東清掃センター粗大ごみ処理施設			t/年	848	712	700	690	678	671	**658**	646	637	630	617	**607**
	資源ごみ			t/年	101	98	95	93	90	89	**87**	84	82	81	80	**77**
	缶類			t/年	101	98	95	93	90	89	**87**	84	82	81	80	**77**
	不燃物B			t/年	296	289	285	281	277	274	**270**	266	263	260	255	**252**
	不燃性粗大ごみ			t/年	451	325	320	316	311	308	**301**	296	292	289	282	**278**
	処理内訳			t/年												
	資源物	27.0%	資源①	t/年	229	192	189	186	183	181	**178**	174	172	170	167	**164**
	処理残渣	73.0%	100.0%	t/年	619	520	511	504	495	490	**480**	472	465	460	450	**443**
	可燃性残渣		45.9% 焼却	t/年	389	327	321	317	311	308	**302**	297	292	289	283	**279**
	不燃性残渣（破砕不適物）		54.1% 埋立③	t/年	230	193	190	187	184	182	**178**	175	173	171	167	**164**
選別・圧縮処理	リサイクルプラザ			t/年	1,238	1,213	1,183	1,152	1,125	1,102	**1,075**	1,050	1,028	1,007	982	**960**
	資源ごみ			t/年	1,238	1,213	1,183	1,152	1,125	1,102	**1,075**	1,050	1,028	1,007	982	**960**
	古紙		資源①	t/年	735	720	702	684	668	654	**638**	623	610	598	583	**570**
	その他プラスチック製容器包装		資源①	t/年	503	493	481	468	457	448	**437**	427	418	409	399	**390**
直接資源化	民間委託（直接資源化）			t/年	159	156	152	148	145	142	**138**	135	132	130	126	**124**
	資源ごみ			t/年	159	156	152	148	145	142	**138**	135	132	130	126	**124**
	ペットボトル		資源②	t/年	159	156	152	148	145	142	**138**	135	132	130	126	**124**
	最終処分場			t/年	871	863	850	839	828	821	**809**	799	789	782	771	**761**
一時貯留	資源ごみ			t/年	313	307	299	292	285	279	**272**	266	260	255	249	**243**
	びん類		資源②	t/年	313	307	299	292	285	279	**272**	266	260	255	249	**243**
直接処分	不燃物A			t/年	558	556	551	547	543	542	**537**	533	529	527	522	**518**
	不燃物A		埋立①	t/年	558	556	551	547	543	542	**537**	533	529	527	522	**518**
資源化（マテリアルリサイクル）				t/年	2,658	2,549	2,465	2,388	2,315	2,253	**2,181**	2,118	2,059	2,009	1,947	**1,896**
（資源化率）（集団回収含む）				%	13.5%	13.4%	13.2%	13.0%	12.9%	12.7%	**12.6%**	12.5%	12.3%	12.2%	12.1%	**12.0%**
中間処理後資源化量			資源①	t/年	1,467	1,405	1,372	1,338	1,308	1,283	**1,253**	1,224	1,200	1,177	1,149	**1,124**
直接資源化・一時貯留			資源②	t/年	472	463	451	440	430	421	**410**	401	392	385	375	**367**
集団回収量				t/年	719	681	642	610	577	549	**518**	493	467	447	423	**405**
最終処分量				t/年	3,375	3,277	3,218	3,168	3,118	3,081	**3,025**	2,978	2,933	2,896	2,843	**2,799**
（最終処分率）（集団回収量除く）				%	17.8%	17.8%	17.9%	17.9%	17.9%	18.0%	**18.0%**	18.0%	18.1%	18.1%	18.2%	**18.2%**
直接最終処分			埋立①	t/年	558	556	551	547	543	542	**537**	533	529	527	522	**518**
焼却残渣（焼却灰）			埋立②	t/年	2,587	2,528	2,477	2,434	2,391	2,357	**2,310**	2,270	2,231	2,198	2,154	**2,117**
不燃性残渣（破砕不適物）			埋立③	t/年	230	193	190	187	184	182	**178**	175	173	171	167	**164**

1.3　目標値の設定と目標を達成した場合の将来見込み

（１）目標値の設定

本計画において、玉野市総合計画に示される目標値を令和８年度におおむね達成しつつも、数値目標年度である令和 10 年度には、玉野市総合計画目標値よりもさらに高い目標値である、１人１日当たりごみ総排出量 880.2 グラム以下の達成を目指します。この目標値を達成するため、ごみの削減目標、資源化目標、分別徹底目標を設定しました。（具体的な考え方は本編 P44～P49 参照）

（２）目標を達成した場合の将来見込値

ごみの削減目標、資源化目標、分別徹底目標を達成した場合のごみ排出量の将来見込みとその内訳は、図表 1-7 及び図表 1-8 に示すとおりです。

●図表1-7　ごみ排出量将来見込み（目標達成時）

← 実績（H25～R4）｜推計 →（R5～R15）｜数値目標年度 ▼ R10｜長期目標年度 ▼ R15

区分	種類	項目	指標	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
人口		行政区域内人口		[人]	63,798	63,022	60,782	61,439	60,644	59,749	58,954	58,163	57,108	55,987	55,180	54,373	53,567	52,760	51,953	51,146	50,339	49,532	48,725	47,918	47,111
		計画処理区域内人口（計画収集人口）		[人]	63,798	63,022	60,782	61,439	60,644	59,749	58,954	58,163	57,108	55,987	55,180	54,373	53,567	52,760	51,953	51,146	50,339	49,532	48,725	47,918	47,111
生活系ごみ	収集ごみ	燃やせるごみ	年間ごみ量	[t/年]	14,216	13,992	13,827	13,314	13,006	12,676	12,624	12,188	12,323	9,324	9,033	8,698	8,391	8,088	7,814	7,501	7,216	6,935	6,680	6,391	6,128
			一日ごみ量	[t/日]	39.0	38.3	37.8	36.5	35.6	34.7	34.5	33.4	33.8	25.6	24.7	23.8	23.0	22.2	21.4	20.6	19.8	19.0	18.3	17.5	16.8
			原単位	[g/人/日]	610.5	608.3	621.5	593.7	587.6	581.2	585.1	574.1	591.2	456.3	447.3	438.2	429.1	420.0	410.9	401.8	392.7	383.6	374.6	365.5	356.4
		不燃物A	年間ごみ量	[t/年]	598	563	712	564	591	547	240	547	609	185	183	179	179	175	172	172	168	164	161	161	157
			一日ごみ量	[t/日]	1.6	1.5	2.0	1.6	1.6	1.5	0.7	1.5	1.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4
			原単位	[g/人/日]	25.7	24.5	32.0	25.2	26.7	25.1	11.1	25.8	29.2	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1
		不燃物B	年間ごみ量	[t/年]	450	416	424	391	374	393	400	444	573	254	249	245	241	237	234	230	226	223	220	215	212
			一日ごみ量	[t/日]	1.2	1.1	1.2	1.1	1.0	1.1	1.1	1.2	1.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
			原単位	[g/人/日]	19.3	18.1	19.1	17.4	16.9	18.0	18.5	20.9	27.5	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4
		資源ごみ	年間ごみ量	[t/年]	2,428	2,245	2,137	2,015	1,933	1,839	1,764	1,753	1,749	1,773	1,808	1,832	1,862	1,887	1,918	1,935	1,956	1,975	1,998	2,008	2,022
			一日ごみ量	[t/日]	6.7	6.2	5.8	5.5	5.3	5.0	4.8	4.8	4.8	4.9	4.9	5.0	5.1	5.2	5.2	5.3	5.4	5.4	5.5	5.5	5.5
			原単位	[g/人/日]	104.3	97.6	96.1	89.9	87.3	84.3	81.8	82.6	83.9	86.8	89.6	92.4	95.2	98.0	100.8	103.6	106.4	109.2	112.0	114.8	117.6
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	95	83	82	65	87	74	71	65	105	74	70	69	69	66	66	62	62	62	62	58	58
			一日ごみ量	[t/日]	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
			原単位	[g/人/日]	4.1	3.6	3.7	2.9	3.9	3.4	3.3	3.1	5.0	3.6	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
		収集ごみ計	年間ごみ量	[t/年]	17,787	17,299	17,182	16,349	15,991	15,529	15,099	14,997	15,359	11,610	11,343	11,023	10,742	10,453	10,204	9,900	9,628	9,359	9,121	8,833	8,577
			一日ごみ量	[t/日]	48.7	47.4	47.0	44.8	43.8	42.6	41.3	41.1	42.1	31.8	31.0	30.2	29.4	28.6	27.9	27.1	26.4	25.6	24.9	24.2	23.5
			原単位	[g/人/日]	763.8	752.0	772.4	729.0	722.4	712.1	699.8	706.4	736.8	568.1	561.6	555.4	549.4	542.8	536.6	530.3	524.0	517.7	511.5	505.0	498.8
	直接搬入ごみ	燃やせるごみ	年間ごみ量	[t/年]	120	165	144	137	122	158	156	256	234	102	102	99	95	95	92	91	88	88	84	84	80
			一日ごみ量	[t/日]	0.3	0.5	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.7	0.6	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
			原単位	[g/人/日]	5.2	7.2	6.5	6.1	5.5	7.2	7.2	12.1	11.2	5.0	5.0	4.9	4.9	4.9	4.9	4.8	4.8	4.8	4.8	4.7	4.7
		不燃物A	年間ごみ量	[t/年]	55	73	108	146	132	153	81	312	110	74	73	73	69	69	70	66	66	66	66	62	62
			一日ごみ量	[t/日]	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.4	0.2	0.9	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
			原単位	[g/人/日]	2.4	3.2	4.9	6.5	6.0	7.0	3.8	14.7	5.3	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6
		不燃物B	年間ごみ量	[t/年]	15	17	21	15	14	10	11	14	15	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
			一日ごみ量	[t/日]	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.03	0.03	0.04	0.04	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
			原単位	[g/人/日]	0.6	0.7	0.9	0.7	0.6	0.5	0.5	0.7	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
		資源ごみ	年間ごみ量	[t/年]	0	1	1	1	1	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			一日ごみ量	[t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
			原単位	[g/人/日]	0.00	0.04	0.04	0.04	0.05	0.09	0.09	0.05	0.05	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.12
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	359	367	418	454	445	522	637	760	785	734	498	489	482	475	468	460	453	445	439	431	423
			一日ごみ量	[t/日]	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.4	1.7	2.1	2.2	2.0	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
			原単位	[g/人/日]	15.4	16.0	18.8	20.2	20.1	23.9	29.5	35.8	37.7	35.9	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7
		直接搬入ごみ計	年間ごみ量	[t/年]	549	623	692	753	714	845	887	1,343	1,145	920	682	670	655	648	639	626	616	608	598	586	574
			一日ごみ量	[t/日]	1.5	1.7	1.9	2.1	2.0	2.3	2.4	3.7	3.1	2.5	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6
			原単位	[g/人/日]	23.6	27.1	31.1	33.6	32.3	38.7	41.1	63.3	54.9	45.0	33.8	33.8	33.5	33.6	33.6	33.6	33.5	33.6	33.5	33.5	33.4
	生活系ごみ合計 ※集団回収除く		年間ごみ量	[t/年]	18,336	17,922	17,874	17,102	16,705	16,374	15,986	16,340	16,504	12,530	12,025	11,693	11,397	11,101	10,843	10,526	10,244	9,967	9,719	9,419	9,151
			一日ごみ量	[t/日]	50.2	49.1	48.8	46.9	45.8	44.9	43.7	44.8	45.2	34.3	32.9	32.0	31.2	30.4	29.6	28.8	28.1	27.3	26.6	25.8	25.1
			原単位	[g/人/日]	787.4	779.1	803.5	762.6	754.7	750.8	740.9	769.7	791.8	613.2	595.4	589.2	582.9	576.5	570.2	563.9	557.5	551.3	545.0	538.5	532.2
事業系ごみ	許可業者収集ごみ（一部直営）	燃やせるごみ	年間ごみ量	[t/年]	3,075	3,339	3,423	3,418	3,279	3,378	3,273	3,194	3,087	5,100	4,941	4,760	4,592	4,424	4,268	4,088	4,015	3,942	3,880	3,796	3,723
			一日ごみ量	[t/日]	8.4	9.2	9.4	9.4	9.0	9.3	8.9	8.8	8.5	14.0	13.5	13.0	12.6	12.1	11.7	11.2	11.0	10.8	10.6	10.4	10.2
		不燃物A	年間ごみ量	[t/年]	517	481	421	169	216	116	490	148	182	193	194	193	193	193	194	193	193	193	194	193	193
			一日ごみ量	[t/日]	1.4	1.3	1.2	0.5	0.6	0.3	1.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		不燃物B	年間ごみ量	[t/年]	32	25	25	22	14	21	390	41	43	31	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
			一日ごみ量	[t/日]	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	1.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		資源ごみ	年間ごみ量	[t/年]	34	33	29	31	35	31	26	16	20	34	33	33	29	29	29	29	29	29	29	29	29
			一日ごみ量	[t/日]	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.04	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一日ごみ量	[t/日]	0	0	0	0	0	0	0	0.01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		収集ごみ計	年間ごみ量	[t/年]	3,658	3,878	3,898	3,640	3,544	3,546	4,179	3,401	3,332	5,358	5,197	5,015	4,843	4,675	4,520	4,339	4,266	4,193	4,132	4,047	3,974
			一日ごみ量	[t/日]	10.0	10.6	10.7	10.0	9.7	9.7	11.4	9.3	9.1	14.7	14.2	13.7	13.3	12.8	12.4	11.9	11.7	11.5	11.3	11.1	10.9
	直接搬入ごみ	燃やせるごみ	年間ごみ量	[t/年]	1,435	1,492	1,394	1,355	1,334	1,603	1,430	1,663	1,700	852	860	861	865	869	875	876	898	920	944	964	986
			一日ごみ量	[t/日]	3.9	4.1	3.8	3.7	3.7	4.4	3.9	4.6	4.7	2.3	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7
		不燃物A	年間ごみ量	[t/年]	157	590	179	175	641	337	869	252	22	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106
			一日ごみ量	[t/日]	0.4	1.6	0.5	0.5	1.8	0.9	2.4	0.7	0.1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		不燃物B	年間ごみ量	[t/年]	6	27	28	3	7	5	4	16	7	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
			一日ごみ量	[t/日]	0.02	0.07	0.08	0.01	0.02	0.01	0.01	0.04	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		資源ごみ	年間ごみ量	[t/年]	4	8	2	2	2	8	3	8	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
			一日ごみ量	[t/日]	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	87	76	78	76	77	80	77	73	76	59	59	58	58	58	59	58	55	55	55	55	55
			一日ごみ量	[t/日]	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		直接搬入ごみ計	年間ごみ量	[t/年]	1,689	2,193	1,681	1,611	2,061	2,033	2,383	2,012	1,809	1,022	1,033	1,033	1,037	1,041	1,048	1,048	1,067	1,089	1,113	1,133	1,155
			一日ごみ量	[t/日]	4.6	6.0	4.6	4.4	5.7	5.6	6.5	5.5	5.0	2.8	2.8	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	3.0	3.0	3.1	3.2
	事業系ごみ合計		年間ごみ量	[t/年]	5,347	6,071	5,579	5,251	5,605	5,579	6,562	5,413	5,141	6,380	6,230	6,048	5,880	5,716	5,568	5,387	5,333	5,282	5,245	5,180	5,129
			一日ごみ量	[t/日]	14.7	16.6	15.2	14.4	15.4	15.3	17.9	14.8	14.1	17.5	17.0	16.6	16.1	15.7	15.2	14.8	14.6	14.5	14.3	14.2	14.1
排出量		燃やせるごみ	年間ごみ量	[t/年]	18,846	18,988	18,788	18,224	17,741	17,815	17,483	17,301	17,344	15,378	14,936	14,418	13,943	13,476	13,049	12,556	12,217	11,885	11,588	11,235	10,917
			一日ごみ量	[t/日]	51.6	52.0	51.3	49.9	48.6	48.8	47.8	47.4	47.5	42.1	40.8	39.5	38.2	36.9	35.7	34.4	33.5	32.6	31.7	30.8	29.9
		不燃物A	年間ごみ量	[t/年]	1,327	1,707	1,420	1,054	1,580	1,153	1,680	1,259	923	558	556	551	547	543	542	537	533	529	527	522	518
			一日ごみ量	[t/日]	3.6	4.7	3.9	2.9	4.3	3.2	4.6	3.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4
		不燃物B	年間ごみ量	[t/年]	503	485	498	431	409	429	805	515	638	296	289	285	281	277	274	270	266	263	260	255	252
			一日ごみ量	[t/日]	1.4	1.3	1.4	1.2	1.1	1.2	2.2	1.4	1.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
		資源ごみ	年間ごみ量	[t/年]	2,466	2,287	2,169	2,049	1,971	1,880	1,795	1,778	1,774	1,811	1,847	1,871	1,897	1,922	1,953	1,970	1,991	2,010	2,033	2,043	2,057
			一日ごみ量	[t/日]	6.8	6.3	5.9	5.6	5.4	5.2	4.9	4.9	4.9	5.0	5.1	5.1	5.2	5.3	5.3	5.4	5.5	5.5	5.6	5.6	5.6
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	541	526	578	595	609	676	785	900	966	867	627	616	609	599	593	580	570	562	556	544	536
			一日ごみ量	[t/日]	1.5	1.4	1.6	1.6	1.7	1.9	2.1	2.5	2.7	2.4	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5
		排出量計	年間ごみ量	[t/年]	23,683	23,993	23,453	22,353	22,310	21,953	22,548	21,753	21,645	18,910	18,255	17,741	17,277	16,817	16,411	15,913	15,577	15,249	14,964	14,599	14,280
			一日ごみ量	[t/日]	64.9	65.7	64.1	61.2	61.1	60.1	61.6	59.6	59.3	51.8	49.9	48.6	47.3	46.1	44.8	43.6	42.7	41.8	40.9	40.0	39.1
			原単位	[g/人/日]	1017.0	1043.0	1054.2	996.8	1007.9	1006.6	1045.0	1024.7	1038.4	925.4	903.9	893.9	883.6	873.3	863.1	852.4	847.8	843.5	839.1	834.7	830.4
		集団資源回収量	年間ごみ量	[t/年]	1,673	1,542	1,447	1,362	1,248	1,151	1,096	881	834	719	681	642	610	577	549	518	493	467	447	423	405
			一日ごみ量	[t/日]	4.6	4.2	4.0	3.7	3.4	3.2	3.0	2.4	2.3	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.4	1.4	1.3	1.2	1.2	1.1
			原単位	[g/人/日]	71.8	67.0	65.0	60.7	56.4	52.8	50.8	41.5	40.0	35.2	33.7	32.3	31.1	29.9	28.8	27.8	26.8	25.9	25.1	24.3	23.5
		総排出量	年間ごみ量	[t/年]	25,356	25,535	24,900	23,715	23,558	23,104	23,644	22,634	22,479	19,629	18,936	18,383	17,887	17,394	16,960	16,431	16,070	15,716	15,411	15,022	14,685
			一日ごみ量	[t/日]	69.5	70.0	68.0	65.0	64.5	63.3	64.6	62.0	61.6	53.8	51.7	50.4	49.0	47.7	46.3	45.0	44.0	43.1	42.1	41.2	40.2
			原単位	[g/人/日]	1088.9	1110.1	1119.3	1057.5	1064.3	1,059.4	1,095.8	1,066.2	1,078.4	960.5	937.6	926.3	914.8	903.2	891.9	880.2	874.6	869.3	864.2	858.9	854.0

注）　端数処理のため若干の誤差を含む。

項目	指標	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
生活系ごみ合計 ※集団回収含む	年間ごみ量	[t/年]	20,009	19,464	19,321	18,464	17,953	17,525	17,082	17,221	17,338	13,249	12,706	12,335	12,007	11,678	11,392	11,044	10,737	10,434	10,166	9,842	9,556
	一日ごみ量	[t/日]	54.82	53.32	52.79	50.59	49.19	48.01	46.67	47.18	47.50	36.30	34.71	33.79	32.90	31.99	31.13	30.26	29.42	28.58	27.78	26.96	26.18
	原単位	[g/人/日]	859.3	846.1	868.5	823.4	811.1	803.6	791.7	811.2	831.8	648.3	629.1	621.5	614.1	606.4	599.1	591.6	584.4	577.1	570.1	562.7	555.7
家庭系ごみ合計	年間ごみ量	[t/年]	15,908	15,676	15,736	15,086	14,771	14,533	14,220	14,586	14,754	10,755	10,215	9,859	9,533	9,212	8,923	8,589	8,286	7,990	7,719	7,409	7,127
	一日ごみ量	[t/日]	43.58	42.95	43.00	41.33	40.47	39.82	38.85	39.96	40.42	29.47	27.91	27.01	26.12	25.24	24.38	23.53	22.70	21.89	21.09	20.30	19.53
	原単位	[g/人/日]	683.1	681.5	707.4	672.7	667.3	666.4	659.0	687.1	707.8	526.3	505.8	496.8	487.6	478.4	469.3	460.1	451.0	441.9	432.8	423.6	414.5
事業所ごみ合計	年間ごみ量	[t/年]	5,309	6,030	5,548	5,218	5,568	5,540	6,533	5,389	5,117	6,344	6,193	6,011	5,847	5,683	5,535	5,354	5,300	5,249	5,212	5,147	5,096
	一日ごみ量	[t/日]	14.55	16.52	15.16	14.30	15.25	15.18	17.85	14.76	14.02	17.38	16.92	16.47	16.02	15.57	15.12	14.67	14.52	14.38	14.24	14.10	13.96
	原単位	[g/人/日]	228.0	262.1	249.4	232.7	251.5	254.0	302.8	253.8	245.5	310.4	306.6	302.9	299.0	295.1	291.1	286.8	288.5	290.3	292.3	294.3	296.4
直接搬入ごみ	年間ごみ量	[t/年]	1,689	2,816	2,373	2,364	2,775	2,878	3,270	3,355	2,954	1,942	1,715	1,703	1,692	1,689	1,687	1,674	1,683	1,697	1,711	1,719	1,729
	一日ごみ量	[t/日]	4.63	7.72	6.48	6.48	7.60	7.88	8.93	9.19	8.09	5.32	4.69	4.67	4.64	4.63	4.61	4.59	4.61	4.65	4.67	4.71	4.74

●図表1-8　ごみ処理内訳の将来見込み（目標達成時）

区分			処理		年度	実績← R4	→推計 R5	R6	R7	R8	R9	数値目標年度 ▼R10	R11	R12	R13	R14	長期目標年度 ▼R15
ごみ排出量	A	燃やせるごみ			t/年	15,378	14,936	14,418	13,943	13,476	13,049	**12,556**	12,217	11,885	11,588	11,235	**10,917**
		燃やせるごみ			t/年	15,378	14,936	14,418	13,943	13,476	13,049	**12,556**	12,217	11,885	11,588	11,235	**10,917**
		東清掃センターごみ焼却施設			t/年	15,378	14,936	14,418	13,943	13,476	13,049	**12,556**	12,217	11,885	11,588	11,235	**10,917**
	B	不燃物A			t/年	558	556	551	547	543	542	**537**	533	529	527	522	**518**
		不燃物A			t/年	558	556	551	547	543	542	**537**	533	529	527	522	**518**
		最終処分場			t/年	558	556	551	547	543	542	**537**	533	529	527	522	**518**
	C	不燃物B			t/年	296	289	285	281	277	274	**270**	266	263	260	255	**252**
		不燃物B			t/年	296	289	285	281	277	274	**270**	266	263	260	255	**252**
		東清掃センター粗大ごみ処理施設			t/年	296	289	285	281	277	274	**270**	266	263	260	255	**252**
	D	資源ごみ			t/年	1,811	1,847	1,871	1,897	1,922	1,953	**1,970**	1,991	2,010	2,033	2,043	**2,057**
		資源ごみ	100%		t/年	1,811	1,847	1,871	1,897	1,922	1,953	**1,970**	1,991	2,010	2,033	2,043	**2,057**
		（古紙）	40.6%		t/年	(735)	(750)	(760)	(770)	(780)	(793)	**(800)**	(808)	(816)	(825)	(829)	**(835)**
		リサイクルプラザ			t/年	(735)	(750)	(760)	(770)	(780)	(793)	**(800)**	(808)	(816)	(825)	(829)	**(835)**
		（その他プラスチック製容器包装）	27.8%		t/年	(503)	(513)	(520)	(527)	(534)	(543)	**(548)**	(553)	(559)	(565)	(568)	**(572)**
		リサイクルプラザ			t/年	(503)	(513)	(520)	(527)	(534)	(543)	**(548)**	(553)	(559)	(565)	(568)	**(572)**
		（ペットボトル）	8.8%		t/年	(159)	(163)	(165)	(167)	(169)	(172)	**(173)**	(175)	(177)	(179)	(180)	**(181)**
		民間委託（直接資源化）			t/年	(159)	(163)	(165)	(167)	(169)	(172)	**(173)**	(175)	(177)	(179)	(180)	**(181)**
		（びん）	17.3%		t/年	(313)	(320)	(324)	(328)	(333)	(338)	**(341)**	(344)	(348)	(352)	(353)	**(356)**
		最終処分場			t/年	(313)	(320)	(324)	(328)	(333)	(338)	**(341)**	(344)	(348)	(352)	(353)	**(356)**
		（缶類）	5.6%		t/年	(101)	(101)	(102)	(105)	(106)	(107)	**(108)**	(111)	(110)	(112)	(113)	**(113)**
		東清掃センター粗大ごみ処理施設			t/年	(101)	(101)	(102)	(105)	(106)	(107)	**(108)**	(111)	(110)	(112)	(113)	**(113)**
	E	粗大ごみ			t/年	867	627	616	609	599	593	**580**	570	562	556	544	**536**
		粗大ごみ	100%		t/年	868	627	616	609	599	593	**580**	570	562	556	544	**536**
		（可燃性粗大ごみ）	48.1%		t/年	(417)	(302)	(296)	(293)	(288)	(285)	**(279)**	(274)	(270)	(267)	(262)	**(258)**
		東清掃センターごみ焼却施設			t/年	(417)	(302)	(296)	(293)	(288)	(285)	**(279)**	(274)	(270)	(267)	(262)	**(258)**
		（不燃性粗大ごみ）	52.0%		t/年	(451)	(325)	(320)	(316)	(311)	(308)	**(301)**	(296)	(292)	(289)	(282)	**(278)**
		東清掃センター粗大ごみ処理施設			t/年	(451)	(325)	(320)	(316)	(311)	(308)	**(301)**	(296)	(292)	(289)	(282)	**(278)**
	F	**排出量計＝（A～D）の合計**			**t/年**	**18,910**	**18,255**	**17,741**	**17,277**	**16,817**	**16,411**	**15,913**	**15,577**	**15,249**	**14,964**	**14,599**	**14,280**
	G	**集団回収量**			**t/年**	**719**	**681**	**642**	**610**	**577**	**549**	**518**	**493**	**467**	**447**	**423**	**405**
	H	**総排出量＝（F～G）の合計**			**t/年**	**19,629**	**18,936**	**18,383**	**17,887**	**17,394**	**16,960**	**16,431**	**16,070**	**15,716**	**15,411**	**15,022**	**14,685**
処理・処分内訳	焼却処理	東清掃センターごみ焼却施設			t/年	16,204	15,586	15,059	14,577	14,102	13,669	**13,165**	12,818	12,478	12,176	11,812	**11,487**
		燃やせるごみ			t/年	15,378	14,936	14,418	13,943	13,476	13,049	**12,556**	12,217	11,885	11,588	11,235	**10,917**
		粗大ごみ			t/年	417	302	296	293	288	285	**279**	274	270	267	262	**258**
		可燃性粗大ごみ			t/年	417	302	296	293	288	285	**279**	274	270	267	262	**258**
		可燃性残渣			t/年	389	328	325	322	319	316	**312**	309	305	303	298	**295**
		西清掃センター・し渣			t/年	20	20	20	19	19	19	**18**	18	18	18	17	**17**
		処理内訳			t/年												
		焼却残渣（焼却灰）	16.0%	埋立②	t/年	2,587	2,494	2,409	2,332	2,256	2,187	**2,106**	2,051	1,996	1,948	1,890	**1,838**
	破砕処理	東清掃センター粗大ごみ処理施設			t/年	848	715	707	702	694	689	**679**	673	665	661	650	**643**
		資源ごみ			t/年	101	101	102	105	106	107	**108**	111	110	112	113	**113**
		缶類			t/年	101	101	102	105	106	107	**108**	111	110	112	113	**113**
		不燃物B			t/年	296	289	285	281	277	274	**270**	266	263	260	255	**252**
		不燃性粗大ごみ			t/年	451	325	320	316	311	308	**301**	296	292	289	282	**278**
		処理内訳			t/年												
		資源物	27.0%	資源①	t/年	229	193	191	190	187	186	**183**	182	180	178	176	**174**
		処理残渣	73.0%	100.0%	t/年	619	522	516	512	507	503	**496**	491	485	483	474	**469**
		可燃性残渣		45.9% 焼却	t/年	389	328	325	322	319	316	**312**	309	305	303	298	**295**
		不燃性残渣（破砕不適物）		54.1% 埋立③	t/年	230	194	191	190	188	187	**184**	182	180	180	176	**174**
	選別・圧縮処理	リサイクルプラザ			t/年	1,238	1,263	1,280	1,297	1,314	1,336	**1,348**	1,361	1,375	1,390	1,397	**1,407**
		資源ごみ			t/年	1,238	1,263	1,280	1,297	1,314	1,336	**1,348**	1,361	1,375	1,390	1,397	**1,407**
		古紙		資源①	t/年	735	750	760	770	780	793	**800**	808	816	825	829	**835**
		その他プラスチック製容器包装		資源①	t/年	503	513	520	527	534	543	**548**	553	559	565	568	**572**
	直接資源化	民間委託（直接資源化）			t/年	159	163	165	167	169	172	**173**	175	177	179	180	**181**
		資源ごみ			t/年	159	163	165	167	169	172	**173**	175	177	179	180	**181**
		ペットボトル		資源②	t/年	159	163	165	167	169	172	**173**	175	177	179	180	**181**
		最終処分場			t/年	871	876	875	875	876	880	**878**	877	877	879	875	**874**
	一時貯留	資源ごみ			t/年	313	320	324	328	333	338	**341**	344	348	352	353	**356**
		びん類		資源②	t/年	313	320	324	328	333	338	**341**	344	348	352	353	**356**
	直接処分	不燃物A			t/年	558	556	551	547	543	542	**537**	533	529	527	522	**518**
		不燃物A		埋立①	t/年	558	556	551	547	543	542	**537**	533	529	527	522	**518**
資源化（マテリアルリサイクル）					t/年	2,658	2,620	2,602	2,592	2,580	2,581	**2,563**	2,555	2,547	2,546	2,529	**2,523**
（資源化率）（集団回収含む）					%	13.5%	13.8%	14.2%	14.5%	14.8%	15.2%	**15.6%**	15.9%	16.2%	16.5%	16.8%	**17.2%**
中間処理後資源化量				資源①	t/年	1,467	1,456	1,471	1,487	1,501	1,522	**1,531**	1,543	1,555	1,568	1,573	**1,581**
直接資源化・一時貯留				資源②	t/年	472	483	489	495	502	510	**514**	519	525	531	533	**537**
集団回収量					t/年	719	681	642	610	577	549	**518**	493	467	447	423	**405**
最終処分量					t/年	3,375	3,244	3,151	3,069	2,987	2,916	**2,827**	2,766	2,705	2,655	2,588	**2,530**
（最終処分率）（集団回収量除く）					%	17.8%	17.8%	17.8%	17.8%	17.8%	17.8%	**17.8%**	17.8%	17.7%	17.7%	17.7%	**17.7%**
直接最終処分				埋立①	t/年	558	556	551	547	543	542	**537**	533	529	527	522	**518**
焼却残渣（焼却灰）				埋立②	t/年	2,587	2,494	2,409	2,332	2,256	2,187	**2,106**	2,051	1,996	1,948	1,890	**1,838**
不燃性残渣（破砕不適物）				埋立③	t/年	230	194	191	190	188	187	**184**	182	180	180	176	**174**

第2章　生活排水処理形態別人口等の将来見込み

2.1　将来推計の手順及び将来見込み

生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の将来見込みは図表 2-1 に示す手順で算出しており、その将来見込みを図表 2-2 に示します。なお行政区域内人口は３月末人口であり、ごみ処理基本計画で推計した方法と同様の手法で推計を行っています。

行政区域内人口、合併処理浄化槽人口、し尿排出量及び浄化槽汚泥排出量の将来推計で採用する推計方法は前述の図表 1-2 に示すとおりであり、過去の実績値の推移等を勘案したうえで採用をしました。

●図表 2-1　生活排水処理形態別人口及びし尿･浄化槽汚泥量の推計手順

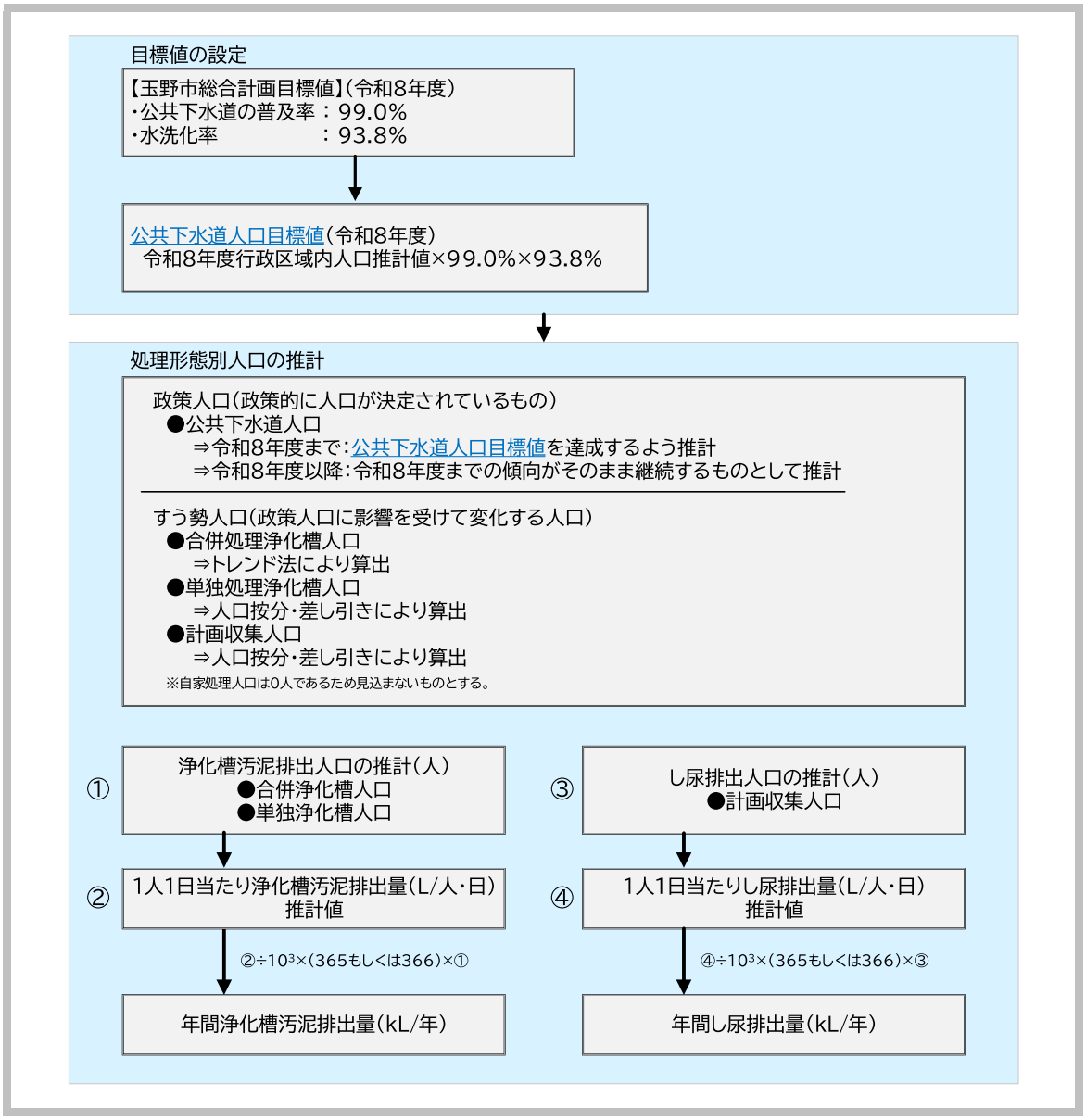

●図表2-2　処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量将来見込み

実績 ← → 推計　　数値目標年度 ▼　　長期目標年度 ▼

項目			年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
人口	行政区域内人口(3/31)		[人]	63,246	62,474	61,681	60,930	60,079	59,328	58,558	57,579	56,485	55,486	54,679	53,872	53,066	52,259	51,452	**50,645**	49,838	49,031	48,224	47,417	**46,610**
	計画処理区域内人口		[人]	63,246	62,474	61,681	60,930	60,079	59,328	58,558	57,579	56,485	55,486	54,679	53,872	53,066	52,259	51,452	**50,645**	49,838	49,031	48,224	47,417	**46,610**
	生活雑排水未処理人口		[人]	6,737	5,920	5,381	5,042	4,646	4,279	3,952	3,749	3,400	3,184	2,997	2,806	2,615	2,426	2,233	**2,044**	1,857	1,671	1,488	1,308	**1,131**
		計画収集人口	[人]	4,848	4,310	3,806	3,596	3,216	2,925	2,696	2,600	2,401	2,275	2,141	2,005	1,868	1,733	1,596	**1,460**	1,327	1,194	1,063	935	**808**
		自家処理人口	[人]	91	64	64	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**0**	0	0	0	0	**0**
		単独処理浄化槽人口	[人]	1,798	1,546	1,511	1,430	1,430	1,354	1,256	1,149	999	909	856	801	747	693	637	**584**	530	477	425	373	**323**
	生活雑排水処理人口		[人]	56,509	56,554	56,300	55,888	55,433	55,049	54,606	53,830	53,085	52,302	51,682	51,066	50,451	49,833	49,219	**48,601**	47,981	47,360	46,736	46,109	**45,479**
		公共下水道人口	[人]	53,019	53,553	53,424	53,218	52,877	52,627	52,361	51,775	51,297	50,741	50,194	49,644	49,090	48,529	47,967	**47,399**	46,825	46,248	45,665	45,077	**44,485**
		合併処理浄化槽人口	[人]	3,490	3,001	2,876	2,670	2,556	2,422	2,245	2,055	1,788	1,561	1,488	1,422	1,361	1,304	1,252	**1,202**	1,156	1,112	1,071	1,032	**994**
	生活雑排水処理率		[%]	89.3%	90.5%	91.3%	91.7%	92.3%	92.8%	93.3%	93.5%	94.0%	94.3%	94.5%	94.8%	95.1%	95.4%	95.7%	**96.0%**	96.3%	96.6%	96.9%	97.2%	**97.6%**
排出量	し尿	年間排出量	[kℓ/年]	5,006	4,654	4,322	4,033	3,593	3,426	2,948	3,055	2,883	2,573	2,438	2,292	2,143	1,993	1,840	**1,690**	1,540	1,391	1,237	1,091	**945**
		1日排出量	[kℓ/日]	13.72	12.76	11.84	11.04	9.84	9.39	8.09	8.37	7.90	7.05	6.68	6.28	5.87	5.46	5.04	**4.63**	4.22	3.81	3.39	2.99	**2.59**
		原単位	[ℓ/人・日]	2.83	2.96	3.11	3.07	3.06	3.21	3.00	3.22	3.29	3.10	3.12	3.13	3.14	3.15	3.16	**3.17**	3.18	3.19	3.19	3.20	**3.21**
	浄化槽汚泥	年間排出量	[kℓ/年]	6,354	6,093	5,646	5,512	5,302	5,151	5,245	4,743	4,616	4,431	4,245	4,066	3,887	3,708	3,537	**3,365**	3,201	3,033	2,873	2,712	**2,551**
		1日排出量	[kℓ/日]	17.40	16.69	15.49	15.09	14.51	14.12	14.35	13.01	12.65	12.13	11.63	11.14	10.65	10.16	9.69	**9.22**	8.77	8.31	7.87	7.43	**6.99**
		原単位	[ℓ/人・日]	3.29	3.67	3.53	3.68	3.64	3.74	4.10	4.06	4.54	4.91	4.96	5.01	5.05	5.09	5.13	**5.16**	5.20	5.23	5.26	5.29	**5.31**
	合計	年間排出量	[kℓ/年]	11,360	10,747	9,968	9,545	8,895	8,577	8,193	7,798	7,499	7,004	6,683	6,358	6,030	5,701	5,377	**5,055**	4,741	4,424	4,110	3,803	**3,496**
		1日排出量	[kℓ/日]	31.12	29.45	27.33	26.13	24.35	23.51	22.44	21.38	20.55	19.18	18.31	17.42	16.52	15.62	14.73	**13.85**	12.99	12.12	11.26	10.42	**9.58**
		原単位	[ℓ/人・日]	3.07	3.32	3.33	3.40	3.38	3.51	3.62	3.68	3.96	4.04	4.08	4.12	4.15	4.19	4.23	**4.27**	4.31	4.35	4.40	4.45	**4.51**
	割合(1日量)	し尿		44.1%	43.3%	43.3%	42.3%	40.4%	39.9%	36.1%	39.1%	38.4%	36.8%	36.5%	36.1%	35.5%	35.0%	34.2%	**33.4%**	32.5%	31.4%	30.1%	28.7%	**27.0%**
		浄化槽汚泥		55.9%	56.7%	56.7%	57.7%	59.6%	60.1%	63.9%	60.9%	61.6%	63.2%	63.5%	63.9%	64.5%	65.0%	65.8%	**66.6%**	67.5%	68.6%	69.9%	71.3%	**73.0%**

行政区域内人口−公共下水道人口−合併処理浄化槽人口			6,737	5,920	5,381	5,042	4,646	4,279	3,952	3,749	3,400	3,184	2,997	2,806	2,615	2,426	2,233	**2,044**	1,857	1,671	1,488	1,308	**1,131**
割合	計画収集人口		—	—	—	—	—	—	—	—	—	71.45%	2,141	2,005	1,868	1,733	1,596	**1,460**	1,327	1,194	1,063	935	**808**
	自家処理人口		—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.00%	0	0	0	0	0	**0**	0	0	0	0	**0**
	単独処理浄化槽人口		—	—	—	—	—	—	—	—	—	28.55%	856	801	747	693	637	**584**	530	477	425	373	**323**
	合　　計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00%	2,997	2,806	2,615	2,426	2,233	**2,044**	1,857	1,671	1,488	1,308	**1,131**

し尿排出量の対象人口	[人]	4,848	4,310	3,806	3,596	3,216	2,925	2,696	2,600	2,401	2,275	2,141	2,005	1,868	1,733	1,596	**1,460**	1,327	1,194	1,063	935	**808**
浄化槽汚泥排出量の対象人口	[人]	5,288	4,547	4,387	4,100	3,986	3,776	3,501	3,204	2,787	2,470	2,344	2,223	2,108	1,997	1,889	**1,786**	1,686	1,589	1,496	1,405	**1,317**
対象人口(合計)	[人]	10,136	8,857	8,193	7,696	7,202	6,701	6,197	5,804	5,188	4,745	4,485	4,228	3,976	3,730	3,485	**3,246**	3,013	2,783	2,559	2,340	**2,125**

第3章　市民・事業者意識調査

3.1　市民・事業者意識調査設問及び意識調査結果

市民意識調査及び事業者意識調査を、本計画本編 P21 に記載のとおり実施しました。市民及び事業者に送付した調査票を、図表 3-1～図表 3-2 に示します。また、意識調査の結果を図表 3-3～図表 3-4 に示します。

●図表 3-1(1)　市民意識調査(1/6 ページ目)

～市民意識調査　調査票～

■アンケートについて

あなたの調査票番号は　1　です。

・ あてはまる□に✓を記してください。設問によっては複数か所に✓をする設問もあります。
・ 「その他(　　)」に☑をする場合は、その内容を(　　)内に詳しく記載してください。
・ 筆記具の種類は問いません。色濃く、はっきりと記載してください。
・ 間違えて記載した場合は、二重線で訂正してください。

■ご回答者自身について

問1　あなたの性別をお答えください。(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①男性　□②女性　□③その他

問2　あなたの年齢をお答えください。(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①10 代　□②20 代　□③30 代　□④40 代　□⑤50 代　□⑥60 代
□⑦70 代　□⑧80 代以上

問3　あなたを含めた、お住まいの世帯人数をお答えください。(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①1人　□②2人　□③3人　□④4人　□⑤5人　□⑥6人以上

問4　あなたを含めた、お住まいの世帯構成をお答えください。(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①単身(1人)　□②夫婦(2人)　□③親・子の二世帯　□④親・子・孫の三世帯
□⑤その他(　　)

問5　あなたのお住まいの居住形態をお答えください。(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①一戸建住宅　□②併用住宅(事務所・店舗等)　□③集合住宅(アパート、長屋等)
□④集合住宅(マンション等:3階建て以上)　□⑤その他(　　)

問6　あなたのお住まいの居住地区をお答えください。(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①田井地区
□②宇野・築港地区
□③玉・奥玉地区
□④玉原地区
□⑤和田・御崎地区(和田、御崎(御崎シーサイド除く))
□⑥日比地区(日比、渋川、御崎シーサイド、向日比、深井町、羽根崎町、明神町)
□⑦荘内地区(東高崎、字藤木、用吉、木目、小島地、広岡、滝、永井、長尾、迫間、槌ヶ原、東紅陽台)
□⑧八浜地区(大崎、八浜、波知、見石、東七区、南七区)
□⑨山田地区(山田、東野崎、沼、後閑、大藪)
□⑩東児地区(西、東田井地、梶岡、胸上、下・上山坂、北方、番田、石島)

問7　あなたの玉野市での居住年数をお答えください。(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①1年未満　□②1年以上5年未満　□③5年以上 10 年未満
□④10 年以上 20 年未満　□⑤20 年以上

1/6

●図表 3-1(2) 市民意識調査(2/6 ページ目)

～市民意識調査　調査票～

■ごみへの意識について

問8 玉野市のごみの分別方法やごみ減量、リサイクル等のごみに関する問題についてどの程度関心がありますか。
(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①大いにある　□②ある程度ある　□③あまりない　□④全くない

問9 ごみの収集(分別区分や出し方)、ごみの処理・処分(減量やリサイクルなど)に関する情報をどこから得ていますか。(あてはまる全ての□に✓)※複数回答可

□①市のホームページ　□②市の広報や回覧板　□③友人・知人・家族
□④自治会、町内会、市民サークル等　□⑤市の出前講座や環境イベント
□⑥玉野市ごみ分別収集カレンダー　□⑦玉野市ごみ分別辞典
□⑧玉野市ごみ分別アプリ　□⑨その他(　　)

問 10 ごみ問題で、日ごろ困っていることや気にかかること(関心があること)はありますか。
(あてはまる全ての□に✓)※複数回答可

□①ごみのポイ捨て・不法投棄　□②資源物(古紙類、缶類等)の抜き去り
□③家庭ごみと店舗(事業所)ごみの混在　□④ごみ出しのマナー違反(分別・曜日等)
□⑤高齢者や障害者等のごみ出しが困難な世帯への対応　□⑥食品ロス
□⑦在宅医療廃棄物(点滴パック、注射針等)の処分
□⑧野焼き(屋外やドラム缶類、基準を満たしていない焼却炉等による家庭ごみ・事業所ごみの焼却)
□⑨その他(　　)

■ごみの減量化・資源化について

問 11 以下の品目について日ごろどのように分別・排出していますか。(それぞれあてはまる□に 1 つだけ✓)

品　目		燃やせるごみ	不燃物 A	不燃物 B	資源ごみ※	排出しない
古紙類	紙パック	□	□	□	□	□
	シュレッダーごみ	□	□	□	□	□
	新聞紙	□	□	□	□	□
	雑誌・広告類・ノート	□	□	□	□	□
	小さな雑紙(名刺、菓子箱、ラップの芯、紙袋等)	□	□	□	□	□
その他プラスチック製容器包装(プラマークの付いた製品)		□	□	□	□	□
プラスチック製品(厚さ 2mm 未満。ストロー、スポンジ、ポリバケツ、食品用ラップ等)		□	□	□	□	□
プラスチック製品(厚さ 2mm 以上。おもちゃ等、全部または大部分がプラスチック素材のもの)		□	□	□	□	□
ペットボトル		□	□	□	□	□
ビン類		□	□	□	□	□
缶類(スチール、アルミ)		□	□	□	□	□
古布		□	□	□	□	□
廃食用油		□	□	□	□	□
使用済小型家電・PC		□	□	□	□	□

※「資源ごみ」は、スーパー等の回収ボックスや各地区の回収拠点の他、民間業者が行っている拠点回収等への投入も含みます。

2/6

●図表 3-1(3) 市民意識調査(3/6 ページ目)

～市民意識調査　調査票～

問 12 ごみの減量化に関する以下の取り組みについて、日ごろどの程度実践していますか。
(それぞれあてはまる□に 1 つだけ✓)

取り組み内容	いつも しっかり実践 している	時々実践している		実践していない	
		今後もっと 実践したい	実践度合い は変えない	今後は 実践したい	今後も 実践しない
買い物袋やマイバッグを持参している (レジ袋をもらわない)	□	□	□	□	□
紙袋、包装紙等の包装や、過剰包装を断っている	□	□	□	□	□
生鮮食品は、トレイに入ったものよりも、ごみの少ない量り売りやバラ売りを優先して購入している	□	□	□	□	□
使い捨て製品は購入しないようにしている	□	□	□	□	□
詰め替え製品を優先して購入している (例:シャンプー、洗剤、調味料等)	□	□	□	□	□
マイボトル、マイ箸等を使っている (紙コップ、割り箸等は使わないようにしている)	□	□	□	□	□
家電製品、日用品等が壊れた時は修理し長く使う	□	□	□	□	□
古着を雑巾とする等、不要になった物も他の目的で使用している	□	□	□	□	□
お酒・清涼飲料水・調味料等は、リユースびん※に入ったものを優先して購入している	□	□	□	□	□
不要になった物は売る、または譲っている (例:フリーマーケット、リサイクルショップ、インターネットオークション、フリマアプリ等)	□	□	□	□	□
再生原料で作られたリサイクル製品を優先して購入している(例:トイレットペーパー、ノート等)	□	□	□	□	□
食品ロスがでないようにしている	□	□	□	□	□
生ごみは、しっかり水切りをしてから捨てている	□	□	□	□	□
生ごみを堆肥にしている	□	□	□	□	□

※リユースびん:購入店に返却することで、洗浄し、詰め替えられ、何度でも使用できる容器のこと。「リターナブルびん」や「活きびん(生きびん)」、「再使用びん」ともいう。

問 13 玉野市では、家庭系ごみの有料化を令和4年4月1日から開始しました。これは市民の皆様の分別に対する意識を高め、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平性の確保を目的として実施したものです。有料化以降、生活や意識の変化はありましたか。
(それぞれあてはまる□に1つだけ✓。①～③の□に✓した方は、その理由も教えてください。)

取り組み内容	元々行っていた			元々行っていなかった	
	より一層行う ようになった	特に変化 はない	行わなくなった	行うようになった	今後も行わない
ごみの分別	□	□	①□	□	①□
ごみの減量	□	□	②□	□	②□
ごみを小さく切り圧縮する等、 1つの袋に多くのごみをいれる	□	□	□	□	□
新聞紙や雑紙で袋の内面を覆う	③□	□	□	③□	□

①ごみの分別を行わない理由:

②ごみの減量を行わない理由:

③袋の内面を覆う理由:

3/6

●図表 3-1(4) 市民意識調査(4/6 ページ目)

～市民意識調査　調査票～

問 14 玉野市におけるごみの減量化・資源化をさらに進めるために、玉野市では今後どういった取り組みに力を入れるべきと思いますか。(それぞれあてはまる□に1つだけ✓)

取り組み内容	力を入れるべきであると			
	非常に思う	やや思う	あまり思わない	全く思わない
ごみの発生抑制・排出抑制に関する市民向けの啓発活動(例:マイバック運動、生ごみ減量、過剰包装や使い捨て品の購入自粛、再生品の購入推進等)	□	□	□	□
食品ロスの削減に向けた対策	□	□	□	□
古布、廃食用油の回収場所の拡大	□	□	□	□
生ごみ処理容器の購入費に対する補助金制度の拡充	□	□	□	□
資源ごみ回収推進団体※1への支援の拡充(品目、報奨金等)	□	□	□	□
公共施設での小型家電の回収場所の拡大	□	□	□	□
ごみ減量化・資源化運動を積極的・継続的に行う小売販売業者数の拡大	□	□	□	□
玉野市リサイクルプラザ情報コーナー・工房室の利用促進	□	□	□	□
学校及び市民向けの環境学習の充実	□	□	□	□
事業者へのごみ減量化・資源化の指導強化	□	□	□	□
玉野市環境美化推進員※2の周知・育成の充実	□	□	□	□
高齢者や障害者等ごみ出しが困難な世帯への支援	□	□	□	□
河川ごみ・海ごみ対策	□	□	□	□
市民へ向けた、ごみに関する情報提供(例:玉野市のごみの現状、正しい分別・排出方法周知等)	□	□	□	□
不用品の利活用に関する取り組み	□	□	□	□

※1 資源ごみ回収推進団体
資源回収活動を実施する PTA・町内会・子ども会などの市民団体。玉野市では、資源の再利用によるごみの減量化を図ることを目的に、これらの団体に対して資源回収量に応じた報奨金を交付しています。(資源回収量 1kg につき 5 円)

※2 玉野市環境美化推進員
市長から委嘱(特定の仕事をまかせ頼むこと)された、環境問題に関心と熱意のある 20 歳以上の市民。ごみの正しい出し方の指導、ごみのポイ捨て・不法投棄等に関する情報の収集及び通報等の活動を行っています。

問 15 日ごろ、ごみや資源ごみの分別で負担に感じていることはありますか。
(あてはまるもの全ての□に✓)※複数回答可

□①分別区分が多すぎる　□②分別区分が少なすぎる　□③手間(水洗い、紐かけ等)がかかる
□④分別区分がわかりにくい　□⑤収集頻度が少ない　□⑥特に問題はない
□⑦その他(　　)

問 16 ごみステーションは地域の持ち物であるため、その地域にお住いの方による維持管理(清掃、点検、修繕等)をお願いしています。このことをご存じでしたか。
(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①知っている　□②知らなかった

問 17 玉野市では、ごみステーションの設置または整備に際して申請を行なう者に対して、一定の要件を満たした場合に補助金(上限有り)を交付しています。このことをご存じでしたか。(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①知っている　□②知らなかった

問 18 あなたの地域では、ごみステーションの維持管理(清掃、点検、修繕等)を行っていますか。
(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①行っている　□②行っていない　□③行っているか知らない　□④ごみステーションがない

4/6

●図表 3-1(5) 市民意識調査(5/6 ページ目)

～市民意識調査　調査票～

■食品ロス(本来食べられるのに捨てられてしまう食品)について

問 19 食品ロスに関する以下の取り組みについて、あなたは日ごろどの程度実践していますか。
(それぞれあてはまる□に 1 つだけ✓)

取り組み内容	いつも しっかり実践 している	時々実践している		実践していない	
		今後もっと実践したい	実践度合いは変えない	今後は実践したい	今後も実践しない
【ご家庭での保存・調理・食事時】					
長持ちさせるため、食品・食材に合わせた保存方法にする(例:冷凍、冷蔵、冷暗所保存等)	□	□	□	□	□
料理の残り物や余った食材の保存状態・量を確認し、食べられなくなる前に消費する	□	□	□	□	□
料理は捨てることなく食べきれる量を作る	□	□	□	□	□
料理は残さず食べきる。もしくは、食べ残しても捨てずに複数回に分けて食べきる	□	□	□	□	□
食品・食材はきちんと消費する。もしくは、傷んでも傷んだ部分を除去するなどして消費する	□	□	□	□	□
賞味期限が切れたものも、食べられるかを自己判断し消費する※1	□	□	□	□	□
調理時に、皮を分厚くむきすぎないようにする	□	□	□	□	□
食べられるものは捨てずに食べる(例:にんじんやじゃがいもの皮、焼き魚の皮、大根の葉等)	□	□	□	□	□
【買い物時】					
消費できない量は購入しない(例:食品・食材の在庫を把握して買い物をする、買うものを決めて買い物をする、多く購入しても工夫して消費する等)	□	□	□	□	□
「てまえどり」※2 をしている	□	□	□	□	□
【外食時(野外イベントやお祭り、市街での食べ歩き等も含む)】					
外食時は食べきれる量を注文し、残さず食べきる。もしくは、食べ残しても持ち帰って食べきる	□	□	□	□	□

※1 「賞味期限」とはおいしく食べられる期限であり、食べられなくなる期限ではありません。期限を過ぎたら食べない方がよい「消費期限」とは異なります。ただし、これらはいずれも定められた方法により保存した場合で、未開封の状態のものの期限です。(食品ロス削減ガイドブック令和4年度版/消費者庁 HP)

※2 てまえどり:買い物をする際、すぐに消費するものは手前に陳列された賞味期限が近い商品を選んで購入すること。

問 20 あなたの家庭の食品ロスは、どのようなものが多いですか。(最もあてはまる□に1つだけ✓)

□①料理の作りすぎや好き嫌いによる食べ残し
□②消費中・消費前に賞味・消費期限が切れてしまった食品
□③消費中・消費前にカビが生えたり、腐ってしまった食品
□④過剰除去(キャベツの外側の葉を多めに捨てる、根菜の皮を分厚くむく等)
□⑤もらい物などで未開封、あるいは消費しきれなかった食品
□⑥ほとんど食品ロスを出さない　□⑦その他(　　)

問 21 あなたの家庭の食品ロスは、何が原因で発生していますか。(最もあてはまる□に1つだけ✓)

□①食品の保存方法が不適切であった
□②賞味期限・消費期限を確認せず、期限切れになった
□③セール等で大量に購入し、消費しきれなかった
□④家に在庫があるのに購入してしまい、消費しきれなかった
□⑤常備菜など常にストックしておきたい食材を、消費しきれなかった
□⑥購入したが使い道が無かった
□⑦ほとんど食品ロスを出さない　□⑧その他(　　)

5/6

●図表 3-1(6) 市民意識調査(6/6 ページ目)

～市民意識調査　調査票～

■プラスチックごみについて

問 22 令和4年4月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。今後は、『その他プラスチック製容器包装』として分別していただいているもの以外のプラスチック(おもちゃ、ストロー、スポンジ等)も分別回収が求められています。これらのプラスチックの分別回収について、どのように回収するのが良いと考えますか。(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①新たに分別区分を増やし、回収すべきだ
□②分別区分を増やさず、『その他プラスチック製容器包装』と一緒に回収すべきだ
□③その他(　　)

■生活排水(し尿、浄化槽汚泥、台所・風呂等の生活雑排水)、河川・池沼・海域等の水環境への意識について

問 23 あなたのお住まいは、どの区域にあてはまりますか。(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①下水道(流域・公共)処理区域
□②浄化槽設置区域
□③わからない

問 24 玉野市の生活排水処理率や河川・池沼・海域における水質等、生活排水に関する問題について、どの程度関心がありますか。(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①大いにある　□②ある程度ある　□③あまりない　□④全くない

問 25 生活排水や河川・池沼・海域等の水環境に関する問題で、日ごろ困っていることや気にかかること(関心があること)はありますか。(あてはまる全ての□に✓)※複数回答可

□①河川・池沼・海域の水質汚濁
□②河川ごみや海ごみ
□③浄化槽の保守点検・清掃・法定検査
□④単独処理浄化槽あるいはくみ取りから、下水道あるいは合併処理浄化槽への転換
□⑤その他(　　)

■ご意見・ご要望

問 26 玉野市のごみや生活排水に関するご意見・ご要望や、安全・循環・共生「みんなで築く持続可能な環境都市たまの(資源がまわる循環型社会)」を創っていくうえでのアイデア等がありましたら自由に記入ください。

① 玉野市のごみ(食品ロス、プラスチック等含む)や生活排水に関するご意見・ご要望について

② ごみ分別を徹底するためのアイデアについて 【あなたが見聞きしたことでも構いません。】

③ ごみの減量・資源化のアイデアについて 【あなたが見聞きしたことでも構いません。】

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。　玉野市民生活部環境保全課

6/6

●図表 3-2(1) 事業者意識調査(1/5 ページ目)

～事業者意識調査　調査票～

■アンケートについて

あなたの事業所の調査票番号は　1101　です。

- あてはまる□に✓を記してください。設問によっては複数か所に✓をする設問もあります。
- 「その他(　　)」に☑をする場合は、その内容を(　　)内に詳しく記載してください。
- 筆記具の種類は問いません。色濃く、はっきりと記入してください。誤記は、二重線で訂正してください。
- 立地場所が離れた本社、支社、系列会社、建設工事現場事務所等は設問の対象外です。本調査票が郵送された事業所についてご回答ください。

■事業所の属性について

問1 あなたの事業所の業種をお答えください。(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①農林漁業	□②工業	□③建設業
□④製造業	□⑤電気・ガス・熱供給・水道業	□⑥運輸業・通信業
□⑦卸売業・小売業	□⑧飲食店	□⑨金融・保険業
□⑩不動産業・物品賃貸業	□⑪学術研究・専門技術サービス業	□⑫宿泊業
□⑬生活関連サービス業・娯楽業	□⑭教育・学習支援業	□⑮医療・福祉
□⑯行政機関	□⑰その他(　　)	

問2 あなたの事業所の事業所形態をお答えください。(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①事務所	□②飲食店	□③スーパー・コンビニ
□④物販店舗	□⑤旅館・ホテル	□⑥工場・作業所
□⑦倉庫・配送センター	□⑧学校・学習塾・幼稚園・保育所等	□⑨病院・医療機関
□⑩介護福祉施設	□⑪その他(　　)	

問3 あなたの事業所の所在地区をお答えください。(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①田井地区
□②宇野・築港地区
□③玉・奥玉地区
□④玉原地区
□⑤和田・御崎地区(和田、御崎(御崎シーサイド除く))
□⑥日比地区(日比、渋川、御崎シーサイド、向日比、深井町、羽根崎町、明神町)
□⑦荘内地区(東高崎、字藤木、用吉、木目、小島地、広岡、滝、永井、長尾、迫間、槌ヶ原、東紅陽台)
□⑧八浜地区(大崎、八浜、波知、見石、東七区、南七区)
□⑨山田地区(山田、東野崎、沼、後閑、大藪)
□⑩東児地区(西、東田井地、梶岡、胸上、下・上山坂、北方、番田、石島)

問4 あなたの事業所の営業年数をお答えください。(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①5年未満
□②5年～10 年
□③11 年～30 年
□④31 年～50 年
□⑤51 年～100 年
□⑥101 年以上

1/5

●図表 3-2(2) 事業者意識調査(2/5 ページ目)

～事業者意識調査　調査票～

問5 あなたの事業所の規模等をお答えください。(あてはまる□に 1 つだけ✓)

・ 事業所と住居の兼用	□①している	□②していない	
・ 従業員数	(	)人	※数字を記入してください
・ 外来者数(来客数含む)	(約	)人/日(平均)	※数字を記入してください
・ 事業所の延床面積	(	)m^2	※数字を記入してください
・ 廃棄物管理者(あるいはごみ処理担当者)	□①専任である	□②兼任である	□③いない
・ ISO14001 の取得	□①している	□②していない	
・ 岡山県エコ製品認定事業者である	□①している	□②していない	
・ 岡山エコ事業所である	□①している	□②していない	

■事業所ごみの排出量について

問6 あなたの事業所において、事業活動に伴って発生する毎月のごみ排出量を把握していますか。
(あてはまる□に1つだけ✓)。　※ごみ排出量を把握されている場合は、平均排出量を記載してください。

□①ごみ排出量を把握している。
　事業系一般廃棄物(　　)kg/月(平均)　　産業廃棄物(　　)kg/月(平均)
□②ごみ排出量を把握していない。

■事業所ごみの分別区分について

問7 店舗・会社・工場・学校・官公署・個人営業・農林漁業等、事業活動から出るごみはすべて事業系ごみであり、下記のとおり産業廃棄物と一般廃棄物に区分され、それぞれを自ら適正に処理する責任があります。これらについて認識をしていますか。(あてはまる□に 1 つだけ✓)

□①認識している
□②認識していない

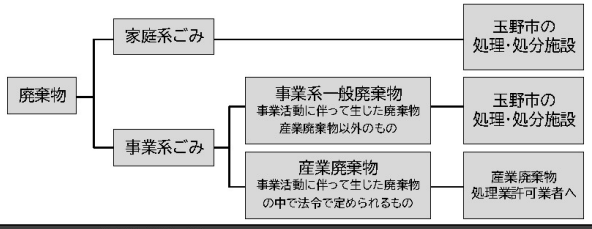

産業廃棄物一覧

区分		種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃え殻	焼却灰など
	2	汚泥	排水処理や各種製造業生産工程で排出された泥状のもの
	3	廃油	鉱物性油、動植物性油脂などの廃油
	4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸などの酸性の廃液
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液などのアルカリ性の廃液
	6	廃プラスチック	廃発泡スチロール、ビニール袋など
	7	ゴムくず	天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄くず、非鉄金属くずなど
	9	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス類、生コンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、スレートくず、陶磁器くずなど
	10	鋼さい	製鉄所の炉の残さいなど
	11	がれき類	工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリート破片など
	12	ばいじん	産業廃棄物焼却施設で発生し、集じん施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	建設業、印刷物加工業などから排出された紙くず
	14	木くず	建設業、木材製造業などから排出された木くず
	15	繊維くず	建設業、繊維工場などから排出された繊維くず
	16	動物性残さ	食品製造業、医薬品製造業などから排出された動植物性残さ
	17	動物系固形不要物	と畜場や食鳥処理場で処理されたもの
	18	動物のふん尿	畜産農業から発生する動物のふん尿
	19	動物の死体	畜産農業から発生する動物の死体
20		その他の廃棄物	1～9までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、1～19のいずれにも該当しないもの
21		輸入廃棄物	1～20の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く、輸入された廃棄物

※13～19:業種の指定あり。限定された業種から排出される廃棄物のみ産業廃棄物となります。
※産業廃棄物の分類は、用紙のスペースの関係で割愛する可能性があります。

2/5

●図表 3-2(3) 事業者意識調査(3/5 ページ目)

～事業者意識調査　調査票～

問8 玉野市では、事業系ごみをごみステーションに出すことはできません。また、家庭系ごみ(一般廃棄物)にまぜて排出することもできません。自ら、市の処理施設へ持ち込むか、収集運搬許可業者に収集を委託する必要があります。これらについて、認識をしていますか。また、これらに従った分別・排出をしていますか。
(あてはまる□に１つだけ✓)　　※③と⑤の□に✓した場合は、その理由も教えてください。

□①認識している。適切に分別・排出できている。
□②認識していると思っていたが、誤った分別・排出をしていた。今後は適切に分別・排出をする。
□③認識していると思っていたが、誤った分別・排出をしていた。今後も分別・排出方法を変えるつもりはない。もしくは、変えられない。
　理由(　　)
□④認識していなかった。今後は適切に分別・排出をする。
□⑤認識していなかった。今後も分別・排出方法を変えるつもりはない。もしくは、変えられない。
　理由(　　)

問9 勤務時間中に従業員が事務所で飲食をした際に出るごみ、また来客等へ提供した際に出るごみ、飲食店や従業員食堂から出る以下のごみについて、あなたの事業所は日ごろどのように分別・排出していますか。
(それぞれあてはまる□に１つだけ✓)

品　目	事業系一般廃棄物	産業廃棄物	資源回収業者に引き取りを依頼	ごみステーションや資源回収拠点に排出	自社で処理	排出しない
プラスチック製の食品包装容器(例:弁当がらやパン袋等)、プラスチック製の飲料容器	□	□	□	□	□	□
空き缶やペットボトル	□	□	□	□	□	□
割りばしの袋(ナイロン袋のもの)	□	□	□	□	□	□
割りばし本体(竹・木製のもの)	□	□	□	□	□	□
お茶パックやドリップコーヒーの残りかす	□	□	□	□	□	□
残飯や厨芥類	□	□	□	□	□	□

問10 事業所で使用し不要になった以下のごみについて、あなたの事業所は日ごろどのように分別・排出していますか。(それぞれあてはまる□に１つだけ✓)

品　目	事業系一般廃棄物	産業廃棄物	資源回収業者に引き取りを依頼	ごみステーションや資源回収拠点に排出	自社で処理	排出しない
木製のオフィス用品・家具	□	□	□	□	□	□
金属製のオフィス用品・家具	□	□	□	□	□	□
プラスチック製のオフィス用品・家具	□	□	□	□	□	□
古紙類(例:コピー用紙、新聞、雑誌、段ボール、紙くず、本類等)で汚れがないもの	□	□	□	□	□	□
草・剪定枝(事業所内の草・枝を剪定をした際のもの)	□	□	□	□	□	□
乾電池・蛍光灯	□	□	□	□	□	□

3/5

●図表 3-2(4) 事業者意識調査(4/5 ページ目)

～事業者意識調査　調査票～

■事業所ごみの減量化・資源化について

問 11 あなたの事業所においてごみ減量化やリサイクルを進める上での問題点は何ですか。
(あてはまるもの全ての□に✓)※複数回答可

□①リサイクルできそうなものがほとんど排出されない
□②資源化物の保管場所が確保できない
□③資源化物を分別しても、回収をしてくれる業者が見つからない
□④他のごみと分けるのに手間や費用がかかる
□⑤機密文書が多く、リサイクルが難しい
□⑥ペーパーレス化するシステムを構築できない
□⑦従業員に分別徹底やごみの減量化・資源化を周知し、実行させることが難しい
□⑧食品の売れ残り等を減らすための販売管理の徹底が難しい(例:集客のため、品数や品目を減らせない等)
□⑨ごみを減らしても処理料金が安くなるなどの経済的メリットがそこまで大きくない
□⑩その他(　　)

問 12 事業系ごみは、事業者責任のもと、自らごみの減量・再資源化をすることが原則ですが、あなたの事業所におけるごみの減量・再資源化の取り組みを推進するために、行政に求める役割は何ですか。
(あてはまるもの全ての□に✓)※複数回答可

□①環境啓発資料を提供してほしい(例:ポスターや POP、パンフレット、チラシ等)
□②国や県、市の HP で誰でもダウンロード可能な環境啓発資料の情報を提供してほしい(例:ポスターや POP、パンフレット、チラシ等)
□③古紙回収業者等、再資源化業者の紹介窓口を充実させてほしい
□④業種別の減量・再資源化方法を示したマニュアルを配布してほしい
□⑤事業系ごみ分別パンフレットや分別辞典を配布してほしい
□⑥県や市で推進している事業者向けの環境啓発関連制度の情報提供をしてほしい(例:岡山県エコ製品認定事業者や岡山エコ事業所等)
□⑦他の事業所で行われているごみ減量・再資源化方法の優良事例を紹介してほしい
□⑧支援がなくても、ごみの減量・再資源化を進めることができる
□⑨その他(　　)

4/5

●図表 3-2(5) 事業者意識調査(5/5 ページ目)

～事業者意識調査　調査票～

問 13 以下の取り組み内容について、あなたの事業所では日ごろどの程度実践していますか。
(それぞれあてはまる□に 1 つだけ✓)

取り組み内容	いつも しっかり実践 している	時々実践している		実践していない	
		今後もっと実践したい	実践度合いは変えない	今後は実践したい	今後も実践しない
古紙類(例:コピー用紙、新聞、雑誌、段ボール、紙くず、本類等)のリサイクルを行っている	□	□	□	□	□
紙の使用量削減に努めている(例:使用済の裏紙の活用、両面コピーをする等)	□	□	□	□	□
タブレットを使用する等でコピー用紙を使わないようにしている(ペーパーレス化)	□	□	□	□	□
包装の簡易化を行っている	□	□	□	□	□
リサイクル原料で作られた資材・製品・事務用品等を使用している(例:再生紙(原料に古紙パルプを使用した紙のこと)やエコマーク製品等)	□	□	□	□	□
ごみ減量・再資源化促進のため、社内向け啓発や指導等を行っている(例:マニュアル作成、専門部署の設置、社内研修等)	□	□	□	□	□
消費者向けの環境啓発ポスターや POP の掲載、パンフレット・チラシの設置・配布をしている(例:マイバック運動、てまえどり※1 運動、おかやま 3010 運動※2、食品ロス削減月間※3 等)	□	□	□	□	□
事業系食品ロス(未利用食品)を、フードバンク等を通じて提供するサービスを使用している(例:おかやまフードトリップ※4 等)	□	□	□	□	□
事業所で行っている環境配慮の取り組みや環境保全活動に役立つ情報を公表したり、PR している	□	□	□	□	□
環境に関するボランティア活動やイベントに参加・協力している	□	□	□	□	□
適切な在庫管理を心掛け、商品の廃棄量を減らすようにしている	□	□	□	□	□

※1 てまえどり
消費者が買い物をする際、すぐに消費するものは手前に陳列された賞味期限が近い商品を選んで購入すること。

※2 おかやま 3010 運動
岡山県が展開する「おかやま・もったいない運動」の一環として展開するもので、「会食時に、最初の30分と最後の10分は料理を楽しみ、食べ残しを減らしましょう。」という取組のことです

※3 食品ロス削減月間
令和元年 10 月 1 日に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」(略称 食品ロス削減推進法)第9条において、10 月は「食品ロス削減月間」、10 月 30 日は「食品ロス削減の日」とされています。

※4 おかやまフードトリップ
岡山県内のフードバンク活動団体(食品提供事業者その他の者から未利用食品の寄附を受けて、子ども食堂、生活困窮者、福祉施設等にこれを提供するための活動を行う団体)と食品提供事業者との間における、円滑な食品提供及び受取の機会の創出を目的として、岡山県が提供するマッチングサービスです。

■ご意見・ご要望

問 14 玉野市の事業系ごみに関するご意見・ご要望、アイデア等がありましたら、自由にご記入ください。

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。　　玉野市民生活部環境保全課

5/5

●図表 3-3(1) 市民意識調査結果

■ご回答者自身について

問1 性別	回答数	割合
1 男性	175	40.9%
2 女性	251	58.6%
3 その他	1	0.2%
- 無回答・無効回答	1	0.2%

問2 年齢	回答数	割合
1 10代	13	3.0%
2 20代	27	6.3%
3 30代	36	8.4%
4 40代	42	9.8%
5 50代	60	14.0%
6 60代	85	19.9%
7 70代	105	24.5%
8 80代以上	58	13.6%
- 無回答・無効回答	2	0.5%

問3 世帯人数	回答数	割合
1 1人	52	12.2%
2 2人	167	39.0%
3 3人	93	21.7%
4 4人	65	15.2%
5 5人	30	7.0%
6 6人以上	19	4.4%
- 無回答・無効回答	2	0.5%

問4 世帯構成	回答数	割合
1 単身(1人)	50	11.7%
2 夫婦(2人)	143	33.4%
3 親・子の二世帯	174	40.7%
4 親・子・孫の三世帯	40	9.4%
5 その他	19	4.4%
- 無回答・無効回答	2	0.5%

問5 居住形態	回答数	割合
1 一戸建住宅	386	90.2%
2 併用住宅(事務所・店舗等)	4	0.9%
3 集合住宅(アパート、長屋等)	19	4.4%
4 集合住宅(マンション等:3階建て以上)	11	2.6%
5 その他	7	1.6%
- 無回答・無効回答	1	0.2%

問6 居住地区	回答数	割合
1 田井地区	64	15.0%
2 宇野・築港地区	63	14.7%
3 玉・奥玉地区	27	6.3%
4 玉原地区	28	6.5%
5 和田・御崎地区(和田, 御崎(御崎シーサイド除く))	33	7.7%
6 日比地区(日比, 渋川, 御崎シーサイド, 向日比, 深井町, 羽根崎町, 明神町)	21	4.9%
7 荘内地区(東高崎, 字藤木, 用吉, 木目, 小島地, 広岡, 滝, 永井, 長尾, 迫間, 槌ヶ原, 東紅陽台)	104	24.3%
8 八浜地区(大崎, 八浜, 波知, 見石, 東七区, 南七区)	49	11.5%
9 山田地区(山田, 東野崎, 沼, 後閑, 大藪)	13	3.0%
10 東児地区(西, 東田井地, 梶岡, 胸上, 下・上山坂, 北方, 番田, 石島)	24	5.6%
- 無回答・無効回答	2	0.5%

問7 居住年数	回答数	割合
1 1年未満	4	0.9%
2 1年以上5年未満	15	3.5%
3 5年以上10年未満	25	5.8%
4 10年以上20年未満	40	9.4%
5 20年以上	340	79.4%
- 無回答・無効回答	4	0.9%

●図表 3-3(2) 市民意識調査結果

■ごみへの意識について

問8 玉野市のごみに関する問題に対する関心度	回答数	割合
1 大いにある	109	25.5%
2 ある程度ある	245	57.2%
3 あまりない	56	13.1%
4 全くない	7	1.6%
- 無回答・無効回答	11	2.6%

問9 ごみに関する情報の入手先	回答数	割合
1 市のホームページ	66	7.0%
2 市の広報や回覧板	160	16.9%
3 友人・知人・家族	54	5.7%
4 自治会・町内会, 市民サークル等	56	5.9%
5 市の出前講座や環境イベント	4	0.4%
6 玉野市ごみ分別収集カレンダー	352	37.1%
7 玉野市ごみ分別辞典	229	24.2%
8 玉野市ごみ分別アプリ	19	2.0%
9 その他	4	0.4%
- 無回答・無効回答	4	0.4%

問10 ごみ問題で困っていることや気にかかる(関心がある)こと	回答数	割合
1 ごみのポイ捨て・不法投棄	188	26.0%
2 資源化物(古紙類, 缶類等)の抜き去り	37	5.1%
3 家庭ごみと店舗(事業所)ごみの混在	15	2.1%
4 ごみ出しのマナー違反(分別・曜日等)	210	29.0%
5 高齢者や障がい者等のごみ出しが困難な世帯への対応	89	12.3%
6 食品ロス	84	11.6%
7 在宅医療廃棄物(点滴パック, 注射針等)の処分	6	0.8%
8 野焼き(屋外やドラム缶類、基準を満たしていない焼却炉等による家庭ごみ・事業所ごみの焼却)	46	6.4%
9 その他	31	4.3%
- 無回答・無効回答	17	2.4%

●図表 3-3(3) 市民意識調査結果

■ごみの減量化・資源化について

	燃やせるごみ		不燃物A		不燃物B		資源ごみ		排出しない		無回答・無効回答	
問11 日ごろの分別・排出方法	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 紙パック	149	34.8%	0	0.0%	0	0.0%	246	57.5%	17	4.0%	16	3.7%
2 シュレッダーごみ	224	52.3%	0	0.0%	0	0.0%	69	16.1%	107	25.0%	28	6.5%
3 新聞紙	27	6.3%	1	0.2%	0	0.0%	317	74.1%	67	15.7%	16	3.7%
4 雑誌・広告類・ノート	34	7.9%	0	0.0%	0	0.0%	347	81.1%	31	7.2%	16	3.8%
5 小さな雑がみ(名刺、菓子箱、ラップの芯、紙袋等)	187	43.7%	1	0.2%	0	0.0%	210	49.1%	12	2.8%	18	4.2%
6 その他プラスチック製容器包装(プラマークの付いた製品)	38	8.9%	19	4.5%	13	3.0%	306	71.5%	12	2.8%	40	9.3%
7 プラスチック製品(厚さ2mm未満。ストロー、スポンジ、ポリバケツ、食品用ラップ等)	202	47.2%	27	6.4%	38	8.9%	121	28.3%	10	2.3%	30	6.9%
8 プラスチック製品(厚さ2mm以上。おもちゃ等、全部または大部分がプラスチック素材のもの)	11	2.6%	17	4.0%	327	76.4%	36	8.4%	18	4.2%	19	4.4%
9 ペットボトル	9	2.1%	4	0.9%	2	0.5%	373	87.2%	14	3.3%	26	6.1%
10 ビン類	2	0.5%	34	8.0%	8	1.9%	337	78.7%	21	4.9%	26	6.0%
11 缶類(スチール、アルミ)	2	0.5%	13	3.0%	11	2.6%	358	83.6%	15	3.5%	29	6.8%
12 古布	221	51.6%	8	1.9%	3	0.7%	122	28.5%	48	11.2%	26	6.1%
13 廃食用油	211	49.3%	15	3.5%	7	1.6%	59	13.8%	108	25.2%	28	6.5%
14 使用済小型家電・PC	3	0.7%	12	2.8%	184	43.0%	112	26.2%	94	22.0%	23	5.4%

問12 ごみの減量化に関する取り組みの実践度合い	いつもしっかり実践している		時々実践している				実践していない				無回答・無効回答	
			今後もっと実践したい		実践度合いは変えない		今後もっと実践したい		今後も実践しない			
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 買い物袋やマイバッグを持参している(レジ袋をもらわない)	345	80.6%	45	10.5%	17	4.0%	10	2.3%	8	1.9%	3	0.7%
2 紙袋、包装紙等の包装や、過剰包装を断っている	178	41.6%	107	25.0%	52	12.2%	45	10.5%	39	9.1%	7	1.6%
3 生鮮食品は、トレイに入ったものよりも、ごみの少ない量り売りやバラ売りを優先して購入している	51	11.9%	85	19.9%	54	12.6%	126	29.4%	98	22.9%	14	3.3%
4 使い捨て製品は購入しないようにしている	72	16.8%	107	25.0%	68	15.9%	81	18.9%	81	18.9%	19	4.4%
5 詰め替え製品を優先して購入している	328	76.6%	48	11.2%	26	6.1%	8	1.9%	9	2.1%	9	2.1%
6 マイボトル、マイ箸等を使っている(紙コップ、割り箸等は使わないようにしている)	161	37.6%	88	20.6%	67	15.7%	60	14.0%	48	11.2%	4	0.9%
7 家電製品、日用品等が壊れた時は修理し長く使う	165	38.6%	90	21.0%	70	16.4%	42	9.8%	45	10.5%	16	3.7%
8 古着を雑巾とする等、不要になった物も他の目的で使用している	188	43.9%	102	23.8%	52	12.2%	44	10.3%	31	7.2%	11	2.6%
9 お酒・清涼飲料水・調味料等は、リユースびんに入ったものを優先して購入している	59	13.8%	78	18.2%	58	13.6%	107	25.0%	114	26.6%	12	2.8%
10 不要になった物は売る、または譲っている	71	16.6%	92	21.5%	45	10.5%	100	23.4%	109	25.5%	11	2.6%
11 再生原料で作られたリサイクル製品を優先して購入している	114	26.6%	106	24.8%	85	19.9%	70	16.4%	46	10.8%	7	1.6%
12 食品ロスがでないようにしている	219	51.2%	135	31.5%	40	9.4%	20	4.7%	6	1.4%	8	1.9%
13 生ごみは、しっかり水切りをしてから捨てている	301	70.3%	73	17.1%	27	6.3%	18	4.2%	3	0.7%	6	1.4%
14 生ごみを堆肥にしている	46	10.8%	42	9.8%	14	3.3%	80	18.7%	236	55.1%	10	2.3%

問13 家庭系ごみ有料化後の生活や意識の変化	元々行っていた						元々行っていなかった				無回答・無効回答	
	より一層行うようになった		特に変化はない		行わなくなった		行うようになった		今後も行わない			
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 ごみの分別	233	54.4%	168	39.3%	1	0.2%	20	4.7%	1	0.2%	5	1.2%
2 ごみの減量	177	41.4%	212	49.5%	2	0.5%	21	4.9%	5	1.2%	11	2.6%
3 ごみを小さく切り圧縮する等、1つの袋に多くのごみをいれる	245	57.2%	142	33.2%	0	0.0%	22	5.1%	10	2.3%	9	2.1%
4 新聞紙や雑紙で袋の内面を覆う	43	10.1%	179	41.8%	9	2.1%	11	2.6%	170	39.7%	16	3.7%

問14 ごみの減量化・資源化のため玉野市が力を入れるべき取り組み	力をいれるべきであると								無回答・無効回答	
	非常に思う		やや思う		あまり思わない		全く思わない			
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 ごみの発生抑制・排出抑制に関する市民向けの啓発活動	142	33.2%	193	45.1%	61	14.3%	12	2.8%	20	4.7%
2 食品ロスの削減に向けた対策	186	43.5%	173	40.4%	44	10.3%	8	1.9%	17	4.0%
3 古布、廃食用油の回収場所の拡大	154	36.0%	170	39.7%	74	17.3%	13	3.0%	17	4.0%
4 生ごみ処理容器の購入費に対する補助金制度の拡充	133	31.1%	147	34.4%	102	23.8%	26	6.1%	20	4.7%
5 資源ごみ回収推進団体への支援の拡充(品目、報奨金等)	100	23.4%	177	41.4%	98	22.9%	27	6.3%	26	6.1%
6 公共施設での小型家電の回収場所の拡大	163	38.1%	148	34.6%	82	19.2%	13	3.0%	22	5.1%
7 ごみ減量化・資源化運動を積極的・継続的に行う小売販売業者数の拡大	112	26.2%	187	43.7%	94	22.0%	16	3.7%	19	4.4%
8 玉野市リサイクルプラザ情報コーナー・工房室の利用促進	75	17.5%	172	40.2%	136	31.8%	26	6.1%	19	4.4%
9 学校及び市民向けの環境学習の充実	124	29.0%	216	50.5%	59	13.8%	11	2.6%	18	4.2%
10 事業者へのごみ減量化・資源化の指導強化	137	32.0%	194	45.3%	65	15.2%	10	2.3%	22	5.1%
11 玉野市環境美化推進員の周知・育成の充実	105	24.5%	188	43.9%	98	22.9%	16	3.7%	21	4.9%
12 高齢者や障害者等ごみ出しが困難な世帯への支援	200	46.7%	173	40.4%	32	7.5%	7	1.6%	16	3.7%
13 河川ごみ・海ごみ対策	250	58.4%	137	32.0%	19	4.4%	5	1.2%	17	4.0%
14 市民へ向けた、ごみに関する情報提供	213	49.8%	167	39.0%	26	6.1%	6	1.4%	16	3.7%
15 不用品の利活用に関する取り組み	174	40.7%	196	45.8%	36	8.4%	7	1.6%	15	3.5%

問15 ごみや資源の分別で日ごろ負担に感じていること	回答数	割合
1 分別区分が多すぎる	90	15.1%
2 分別区分が少なすぎる	3	0.5%
3 手間(水洗い, 紐かけなど)がかかる	121	20.3%
4 分別区分がわかりにくい	137	23.0%
5 収集頻度が少ない	60	10.1%
6 特に問題はない	162	27.2%
7 その他	15	2.5%
- 無回答・無効回答	7	1.3%

問16 ごみステーションの所有者や、所有者による維持管理についての認知度	回答数	割合
1 知っている	374	87.4%
2 知らなかった	40	9.4%
- 無回答・無効回答	14	3.3%

問17 ごみステーションの設置・整備に対する補助金交付についての認知度	回答数	割合
1 知っている	140	32.7%
2 知らなかった	275	64.3%
- 無回答・無効回答	13	3.0%

問18 お住まいの地域でのごみステーションの維持管理状況について	回答数	割合
1 行っている	360	84.1%
2 行っていない	12	2.8%
3 行っているか知らない	35	8.2%
4 ごみステーションがない	8	1.9%
- 無回答・無効回答	13	3.0%

●図表 3-3(4) 市民意識調査結果

■食品ロスについて

		いつもしっかり実践している		時々実践している				実践していない				無効回答	
				今後もっと実践したい		実践度合いは変えない		今後もっと実践したい		今後も実践しない			
問19	食品ロスに関する取り組みの実践度合い	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	長持ちさせるため、食品・食材に合わせた保存方法にする(例:冷凍、冷蔵、冷暗所保存等)	298	69.6%	88	20.6%	19	4.4%	5	1.2%	4	0.9%	14	3.3%
2	料理の残り物や余った食材の保存状態・量を確認し、食べられなくなる前に消費する	274	64.0%	104	24.3%	22	5.1%	14	3.3%	2	0.5%	12	2.8%
3	料理は捨てることなく食べきれる量を作る	255	59.6%	118	27.6%	24	5.6%	14	3.3%	3	0.7%	14	3.3%
4	料理は残さず食べきる。もしくは、食べ残しても捨てずに複数回に分けて食べきる	291	68.0%	86	20.1%	21	4.9%	14	3.3%	3	0.7%	13	3.0%
5	食品・食材はきちんと消費する。もしくは、傷んでも傷んだ部分を除去するなどして消費する	252	58.9%	106	24.8%	29	6.8%	20	4.7%	8	1.9%	13	3.0%
6	賞味期限が切れたものも、食べられるかを自己判断し消費する	283	66.1%	68	15.9%	39	9.1%	15	3.5%	11	2.6%	12	2.8%
7	調理時に、皮を分厚くむきすぎないようにする	217	50.7%	98	22.9%	51	11.9%	30	7.0%	20	4.7%	12	2.8%
8	食べられるものは捨てずに食べる(例:にんじんやじゃがいもの皮、焼き魚の皮、大根の葉等)	121	28.3%	122	28.5%	77	18.0%	42	9.8%	54	12.6%	12	2.8%
9	消費できない量は購入しない(例:食品・食材の在庫を把握して買い物をする、買うものを決めて買い物をする、多く購入しても工夫して消費する等)	253	59.1%	118	27.6%	23	5.4%	16	3.7%	3	0.7%	15	3.5%
10	「てまえどり」をしている	103	24.1%	129	30.1%	60	14.0%	44	10.3%	64	15.0%	28	6.5%
11	外食時は食べきれる量を注文し、残さず食べきる。もしくは、食べ残しても持ち帰って食べきる	292	68.2%	73	17.1%	22	5.1%	12	2.8%	10	2.3%	19	4.4%

問20　家庭で出る食品ロスのうち最も多いもの	回答数	割合
1　料理の作りすぎや好き嫌いによる食べ残し	37	8.6%
2　消費中・消費前に賞味・消費期限が切れてしまった食品	54	12.6%
3　消費中・消費前にカビが生えたり、腐ってしまった食品	63	14.7%
4　過剰除去（キャベツの外側の葉を多めに捨てる、根菜の皮を分厚くむく等）	25	5.8%
5　もらい物などで未開封、あるいは消費しきれなかった食品	55	12.9%
6　ほとんど食品ロスを出さない	140	32.7%
7　その他	2	0.5%
-　無回答・無効回答	52	12.2%

問21　家庭で食品ロスが出るときの原因として最も多いもの	回答数	割合
1　食品の保存方法が不適切であった	19	4.4%
2　賞味期限・消費期限を確認せず、期限切れになった	66	15.4%
3　セール等で大量に購入し、消費しきれなかった	21	4.9%
4　家に在庫があるのに購入してしまい、消費しきれなかった	32	7.5%
5　常備菜など常にストックしておきたい食材を、消費しきれなかった	61	14.3%
6　購入したが使い道が無かった	28	6.5%
7　ほとんど食品ロスを出さない	150	35.1%
8　その他	15	3.5%
-　無回答・無効回答	36	8.4%

●図表 3-3（5） 市民意識調査結果
■プラスチックごみについて

問22　その他プラスチック製容器包装と、それ以外のプラスチックの分別区分について	回答数	割合
1　新たに分別区分を増やし、回収すべきだ	86	20.1%
2　分別区分を増やさず、『その他プラスチック製容器包装』と一緒に回収すべきだ	316	73.8%
3　その他	16	3.7%
-　無回答	10	2.3%

●図表 3-3（6） 市民意識調査結果
■生活排水、河川・池沼・海域等の水環境への意識について

問23　お住まいの区域	回答数	割合
1　下水道（流域・公共）処理区域	349	81.5%
2　浄化槽設置区域	15	3.5%
3　わからない	56	13.1%
-　無回答	8	1.9%

問24　玉野市の生活排水に関する問題に対する関心度	回答数	割合
1　大いにある	107	25.0%
2　ある程度ある	216	50.5%
3　あまりない	83	19.4%
4　全くない	13	3.0%
-　無回答・無効回答	9	2.1%

問25　水環境に関する問題で困っていることや気にかかる（関心がある）こと	回答数	割合
1　河川・池沼・海域の水質汚濁	172	31.3%
2　河川ごみや海ごみ	257	46.8%
3　浄化槽の保守点検・清掃・法定検査	52	9.5%
4　単独処理浄化槽あるいはくみ取りから、下水道あるいは合併処理浄化槽への転換	25	4.6%
5　その他	25	4.6%
-　無回答・無効回答	18	3.3%

●図表 3-4(1) 事業者意識調査結果

■事業所の属性について

問1 事業所の業種	回答数	割合
1 農林漁業	5	1.5%
2 工業	6	1.8%
3 建設業	59	17.9%
4 製造業	47	14.2%
5 電気・ガス・熱供給・水道業	9	2.7%
6 運輸業・通信業	15	4.6%
7 卸売業・小売業	44	13.3%
8 飲食店	9	2.7%
9 金融・保険業	4	1.2%
10 不動産業・物品賃貸業	20	6.1%
11 学術研究・専門技術サービス業	14	4.2%
12 宿泊業	4	1.2%
13 生活関連サービス業・娯楽業	15	4.6%
14 教育・学習支援業	0	0.0%
15 医療・福祉	33	10.0%
16 行政機関	1	0.3%
17 その他	42	12.7%
- 無回答・無効回答	3	0.9%

問2 事業所形態	回答数	割合
1 事務所	155	47.0%
2 飲食店	9	2.7%
3 スーパー・コンビニ	3	0.9%
4 物販店舗	18	5.5%
5 旅館・ホテル	1	0.3%
6 工場・作業所	65	19.7%
7 倉庫・配送センター	5	1.5%
8 学校・学習塾・幼稚園・保育所等	0	0.0%
9 病院・医療機関	25	7.6%
10 介護福祉施設	10	3.0%
11 その他	29	8.8%
- 無回答・無効回答	10	3.0%

問3 事業所の所在地区	回答数	割合
1 田井地区	30	9.1%
2 宇野・築港地区	98	29.7%
3 玉・奥玉地区	20	6.1%
4 玉原地区	17	5.2%
5 和田・御崎地区(和田、御崎(御崎シーサイド除く))	11	3.3%
6 日比地区(日比、渋川、御崎シーサイド、向日比、深井町、羽根崎町、明神町)	33	10.0%
7 荘内地区(東高崎、字藤木、用吉、木目、小島地、広岡、滝、永井、長尾、迫間、槌ヶ原、東紅陽台)	69	20.9%
8 八浜地区(大崎、八浜、波知、見石、東七区、南七区)	27	8.2%
9 山田地区(山田、東野崎、沼、後閑、大藪)	5	1.5%
10 東児地区(西、東田井地、梶岡、胸上、下・上山坂、北方、番田、石島)	16	4.9%
- 無回答・無効回答	4	1.2%

問4　事業所の営業年数	回答数	割合
1　5年未満	26	7.9%
2　5年～10年	30	9.1%
3　11年～30年	102	30.9%
4　31年～50年	86	26.1%
5　51年～100年	75	22.7%
6　101年以上	10	3.0%
-　無回答・無効回答	1	0.3%

問5　事業所と住居の兼用	回答数	割合	
1　している	85	25.8%	
2　していない	230	69.7%	
-　無回答	15	4.6%	
	最大	最小	平均
従業員数	1,722	1	19.73
外来者数（来客数含む）	1,500	0.05	32.74
事業所の延床面積	910,000	1	4,886
廃棄物管理者（あるいはごみ処理担当者）	回答数	割合	
1　専任である	22	6.7%	
2　兼任である	92	27.9%	
3　いない	195	59.1%	
-　無回答	21	6.4%	
ISO14001の取得	回答数	割合	
1　している	18	5.5%	
2　していない	292	88.5%	
-　無回答	20	6.1%	
岡山県エコ製品認定事業者である	回答数	割合	
1　している	2	0.6%	
2　していない	307	93.0%	
-　無回答	21	6.4%	
岡山エコ事業所である	回答数	割合	
1　している	2	0.6%	
2　していない	306	92.7%	
-　無回答	22	6.7%	

●図表 3-4（2） 事業者意識調査結果

■事業系ごみの排出量について

問6　事業活動に伴い発生するごみ排出量の把握状況	回答数	割合	
1　ごみ排出量を把握している	89	27.0%	
2　ごみ排出量を把握していない	224	67.9%	
-　無回答	17	5.2%	
ごみ排出量実績（ごみ排出量を把握している場合に回答）	最大	最小	平均
事業系一般廃棄物排出量	30,000	0.5	1,314
産業廃棄物排出量	755,700	0.5	25,802

●図表 3-4(3) 事業者意識調査結果

■事業系ごみの分別区分について

問7 事業系ごみの分別区分についての認識	回答数	割合
1 認識している	290	87.9%
2 認識していない	27	8.2%
- 無回答	13	3.9%

問8 事業系ごみの分別・排出方法についての認識	回答数	割合
1 認識している。適切に分別・排出できている	275	83.3%
2 認識していると思っていたが、誤った分別・排出をしていた。今後は適切に分別・排出をする	21	6.4%
3 認識していると思っていたが、誤った分別・排出をしていた。今後も分別・排出方法を変えるつもりはない。もしくは、変えられない	5	1.5%
4 認識していなかった。今後は適切に分別・排出をする	16	4.9%
5 認識していなかった。今後も分別・排出方法を変えるつもりはない。もしくは、変えられない	4	1.2%
- 無回答・無効回答	9	2.7%

	事業系一般廃棄物		産業廃棄物		資源回収業者に引き取りを依頼		ごみステーションや資源回収拠点に排出		自社で処理		排出しない		無回答・無効回答	
問9 日ごろの分別・排出方法	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 プラスチック製の食品包装容器、プラスチック製の飲料容器	75	22.7%	24	7.3%	36	10.9%	94	28.5%	19	5.8%	69	20.9%	13	3.9%
2 空き缶やペットボトル	52	15.8%	20	6.1%	68	20.6%	100	30.3%	21	6.4%	55	16.7%	14	4.2%
3 割りばしの袋（ナイロン袋のもの）	80	24.2%	22	6.7%	29	8.8%	82	24.9%	19	5.8%	83	25.2%	15	4.5%
4 割りばし本体（竹・木製のもの）	87	26.4%	16	4.9%	26	7.9%	77	23.3%	22	6.7%	86	26.1%	16	4.9%
5 お茶パックやドリップコーヒーの残りかす	88	26.7%	15	4.6%	26	7.9%	86	26.1%	25	7.6%	75	22.7%	15	4.5%
6 残飯や厨芥類	83	25.2%	17	5.2%	26	7.9%	75	22.7%	20	6.1%	92	27.9%	17	5.2%

	事業系一般廃棄物		産業廃棄物		資源回収業者に引き取りを依頼		ごみステーションや資源回収拠点に排出		自社で処理		排出しない		無回答・無効回答	
問10 日ごろの分別・排出方法	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 木製のオフィス用品・家具	40	12.1%	49	14.9%	70	21.2%	20	6.1%	27	8.2%	108	32.7%	16	4.9%
2 金属製のオフィス用品・家具	34	10.3%	44	13.3%	98	29.7%	16	4.9%	23	7.0%	96	29.1%	19	5.8%
3 プラスチック製のオフィス用品・家具	41	12.4%	60	18.2%	70	21.2%	28	8.5%	19	5.8%	91	27.6%	21	6.4%
4 古紙類	51	15.5%	18	5.5%	100	30.3%	101	30.6%	27	8.2%	22	6.7%	11	3.3%
5 草・剪定枝（事業所内の草・枝を剪定をした際のもの）	65	19.7%	26	7.9%	41	12.4%	54	16.4%	47	14.2%	79	23.9%	18	5.5%
6 乾電池・蛍光灯	44	13.3%	53	16.1%	67	20.3%	93	28.2%	20	6.1%	38	11.5%	15	4.6%

●図表 3-4(4) 事業者意識調査結果

■事業系ごみの減量化・資源化について

問11 事業所においてごみ減量化やリサイクルを進める上での問題点	回答数	割合
1 リサイクルできそうなものがほとんど排出されない	143	35.3%
2 資源化物の保管場所が確保できない	22	5.4%
3 資源化物を分別しても、回収をしてくれる業者が見つからない	13	3.2%
4 他のごみと分けるのに手間や費用がかかる	31	7.7%
5 機密文書が多く、リサイクルが難しい	50	12.3%
6 ペーパーレス化するシステムを構築できない	48	11.9%
7 従業員に分別徹底やごみの減量化・資源化を周知し、実行させることが難しい	10	2.5%
8 食品の売れ残り等を減らすための販売管理の徹底が難しい(例:集客のため、品数や品目を減らせない等)	2	0.5%
9 ごみを減らしても処理料金が安くなるなどの経済的メリットがそこまで大きくない	33	8.1%
10 その他	21	5.2%
- 無回答・無効回答	32	7.9%

問12 事業所におけるごみの減量・再資源化の取り組みを推進するために、行政に求める役割	回答数	割合
1 環境啓発資料を提供してほしい(例:ポスターやPOP、パンフレット、チラシ等)	26	5.7%
2 国や県、市のHPで誰でもダウンロード可能な環境啓発資料の情報を提供してほしい(例:ポスターやPOP、パンフレット、チラシ等)	25	5.4%
3 古紙回収業者等、再資源化業者の紹介窓口を充実させてほしい	63	13.7%
4 業種別の減量・再資源化方法を示したマニュアルを配布してほしい	58	12.6%
5 事業系ごみ分別パンフレットや分別辞典を配布してほしい	90	19.6%
6 県や市で推進している事業者向けの環境啓発関連制度の情報提供をしてほしい(例:岡山県エコ製品認定事業者や岡山エコ事業所等)	33	7.2%
7 他の事業所で行われているごみ減量・再資源化方法の優良事例を紹介してほしい	52	11.3%
8 支援がなくても、ごみの減量・再資源化を進めることができる	61	13.3%
9 その他	15	3.3%
- 無回答・無効回答	37	7.9%

問13 ごみの減量化・資源化に関する取り組みの実践度合い	いつもしっかり実践している		時々実践している				実践していない				無回答・無効回答	
			今後もっと実践したい		実践度合いは変えない		今後もっと実践したい		今後も実践しない			
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 古紙類のリサイクルを行っている	218	66.1%	50	15.2%	17	5.2%	16	4.9%	8	2.4%	21	6.4%
2 紙の使用量削減に努めている	191	57.9%	72	21.8%	17	5.2%	17	5.2%	9	2.7%	24	7.3%
3 タブレットを使用する等でコピー用紙を使わないようにしている(ペーパーレス化)	88	26.7%	84	25.5%	25	7.6%	58	17.6%	45	13.6%	30	9.1%
4 包装の簡易化を行っている	125	37.9%	53	16.1%	20	6.1%	31	9.4%	46	13.9%	55	16.7%
5 リサイクル原料で作られた資材・製品・事務用品等を使用している	108	32.7%	96	29.1%	29	8.8%	43	13.0%	21	6.4%	33	10.0%
6 ごみ減量・再資源化促進のため、社内向け啓発や指導等を行っている	46	13.9%	45	13.6%	28	8.5%	110	33.3%	67	20.3%	34	10.3%
7 消費者向けの環境啓発ポスターやPOPの掲載、パンフレット・チラシの設置・配布をしている	26	7.9%	32	9.7%	12	3.6%	88	26.7%	129	39.1%	43	13.0%
8 事業系食品ロス(未利用食品)を、フードバンク等を通じて提供するサービスを使用している	12	3.6%	14	4.2%	8	2.4%	64	19.4%	177	53.6%	55	16.7%
9 事業所で行っている環境配慮の取り組みや環境保全活動に役立つ情報を公表したり、PRしている	17	5.2%	20	6.1%	14	4.2%	85	25.8%	149	45.2%	45	13.6%
10 環境に関するボランティア活動やイベントに参加・協力している	27	8.2%	29	8.8%	20	6.1%	88	26.7%	129	39.1%	37	11.2%
11 適切な在庫管理を心掛け、商品の廃棄量を減らすようにしている	117	35.5%	55	16.7%	26	7.9%	48	14.6%	41	12.4%	43	13.0%

第4章　ごみ組成調査

4.1　ごみ組成調査状況写真及び内容物写真

ごみ組成調査を、本計画本編 P26 に記載のとおり実施しました。ごみ組成調査時の状況写真と各検体の内容物写真を図表 4-1～図表 4-3 に示します。

●図表 4-1　調査対象「燃やせるごみ」の調査状況写真及び内容物写真

<table>
<tr><td colspan="2">検体展開状況</td></tr>
<tr><td> </td><td> </td></tr>
<tr><td colspan="2">適正排出</td></tr>
<tr><td>古紙類に出せない紙</td><td>紙おむつ</td></tr>
<tr><td> </td><td> </td></tr>
<tr><td colspan="2">削減可能</td></tr>
<tr><td>手つかず食品</td><td>食べ残し</td></tr>
<tr><td> </td><td> </td></tr>
<tr><td colspan="2">資源化可能</td></tr>
<tr><td>古紙類</td><td>容器包装プラ</td></tr>
<tr><td> </td><td> </td></tr>
</table>

●図表 4-2　調査対象「その他プラスチック製容器包装」の調査状況写真及び内容物写真

<table>
<tr><th colspan="2">検体展開状況</th></tr>
<tr><td> </td><td> </td></tr>
<tr><th colspan="2">適正排出</th></tr>
<tr><th>容器包装プラ</th><th>レジ袋</th></tr>
<tr><td> </td><td> </td></tr>
<tr><th colspan="2">資源化可能</th></tr>
<tr><th>容器包装プラ（汚れたもの）</th><th>紙箱類</th></tr>
<tr><td> </td><td> </td></tr>
<tr><th colspan="2">分別間違い</th></tr>
<tr><th>プラスチック製品（厚さ 2mm 以上）</th><th>その他可燃物</th></tr>
<tr><td> </td><td> </td></tr>
</table>

●図表 4-3　調査対象「不燃物 B」の調査状況写真及び内容物写真

<table>
<tr><th colspan="2">検体展開状況</th></tr>
<tr><td> </td><td> </td></tr>
<tr><th colspan="2">適正排出</th></tr>
<tr><th>プラスチック製品（厚さ 2mm 以上）</th><th>金属類</th></tr>
<tr><td> </td><td> </td></tr>
<tr><th colspan="2">資源化可能</th></tr>
<tr><th>容器包装プラ（汚れたもの）</th><th>レジ袋（汚れたもの）</th></tr>
<tr><td> </td><td> </td></tr>
<tr><th colspan="2">分別間違い</th></tr>
<tr><th>陶器・ガラス類</th><th>小型家電（コードが長い）</th></tr>
<tr><td> </td><td> </td></tr>
</table>